



強いものだと改めて感じます。自治体においては、この農工法というのは大変人気の制度でございました。企業から見れば、力強い税制や金融上の措置がありがたいという声もいたいておりましたし、また、自治体の現場の担当者から見ると、私は、一番の魅力と思われたのは、農地法の農地転用の特例がきくこと、農振法の農用地区域からの除外ができること、青地で開発ができる、そういうことが人気の秘訣ではなかつたのかなと思っていますところでござります。

これだけ他法令にかかわつて特例をつくるようなことというのは、今の法律をつくる苦労を思うと、なかなかできることではないと思います。これだけ人気のものでありますから、逆に、野方図な運用をやると、どこもかしこもこの農工法の規定を使って、農工法の適用をして、どんどん開発を進めていくということになりかねないという課題もあります。

一方で、この農工法ができた理由というのは、農業関連も含めて農村地域で暮らす方々の所得をふやしていくためには、農業だけでなく、農業以外の他産業への転換を認めていくことも必要だ、そういう考え方方に立つておられると思います。そういう微妙なバランスの中でこの制度は運用されてまいりました。

でありますので、この制度の適用が受けられるのは一定の自治体に限られているというのが現在の法律の建前です。いわば困っている自治体と言ふべきでありますようか。もちろん、三大都市圏などは外れておりますし、人口が増加している一定規模以上の市や、人口が二十万人以上の市なども外れています。ある程度の規模になれば、この農工法の制度に頼らずとも自立的に発展せよといふことかと思います。

しかしながら、人口二十万人以上といつても、もともとから二十万人以上だったところもあれば、最近の市町村合併で二十万人を超えるようになつたところもあります。例えば佐賀市です、選

舉区ではありませんが、合併前は約十七万人と、二十万人に達していなかつたのが、市町村合併で今や約二十四万人になりました。このため、農工法の規定では、二十万人を超えるということで、それまでは農工法の対象にならないということになつて、いたわけであります。佐賀市と合併した町や村の中には、それまで農工法の適用地域だったにもかかわらず、合併したら人口要件で適用地域から外されてしまつた、そういうことが実際に起きています。

そこで、お尋ねをさせていただきます。

農工法の適用地域に関して、このような対象外となつている人口二十万人以上の自治体について、旧郡部の地域が市町村合併によって対象から外れてしまつたことについては対象とすべきではないかと、平成二十七年三月十八日に私はこの委員会で質問をしました。

このことは、かつて佐賀県あるいは九州知事会から内閣府に、地方分権に関する提案募集制度の中で提案されたものであると理解をしていますけれども、いかがでありますか。

○古川(康)委員 平成二十六年の地方分権改革に関する提案募集におきまして、佐賀県を含みます九州地方知事会から御指摘の提案がなされております。

○古川(康)委員 これに対しても、平成二十六年三月三十日に閣議決定されましたが、お尋ねをいたします。

○境政府参考人 お答えいたします。

平成二十六年の地方分権改革に関する提案募集においては、これまでの対応と変わらぬ形で、御指摘の提案がなされました。

○古川(康)委員 これに対しても、平成二十六年三月三十日に閣議決定されましたが、お尋ねをいたします。

○境政府参考人 お答えいたします。

平成二十六年三月三十日に閣議決定されましたが、お尋ねをいたします。

○古川(康)委員 これに対しても、平成二十六年三月三十日に閣議決定されましたが、お尋ねをいたします。

○境政府参考人 お答えいたします。

○古川(康)委員 これに対しても、平成二十六年三月三十日に閣議決定されましたが、お尋ねをいたします。

○古川(康)委員 ありがとうございます。このことで、平成二十八年度中に政令を改正するとされたところでありますけれども、その後、そのことが実際にどうなつたのか、農水省からお答えを願います。

○佐藤(速)政府参考人 市町村合併によりまして人口が二十万人以上となつた場合には、委員御指摘のとおり、対象から除外されることとなつておきました。しかしながら、地方の要望を踏まえまして、人口要件の算定を平成十三年一月一日現在の市町村合併の前の旧市町村単位で判断できるよう、平成二十八年三月に農工法の施行令の一部を改正いたしまして、翌四月一日から施行したところでございます。

○古川(康)委員 地方からの要望をお酌み取りいただき、対応していただいてありがとうございます。

○境政府参考人 御指摘の提案につきましては、平成二十八年十二月二十日に閣議決定されました。この中において最も声が多くつたと思われる要望についてお尋ねをいたします。対象業種の問題であります。

○古川(康)委員 もともと、農工法というぐらいでありますから、農工法を適用する業種は工業に限られていたわけですが、昭和六十三年に改正によつて、農業構造が変化していく中、対象業種をさらに広げてほしいという声が出ておりました。

そこで、お尋ねをいたします。

○古川(康)委員 同じく内閣府にお尋ねしますが、先ほどと同じく、内閣府から提案募集制度において、山梨県から農工法の対象業種の弾力化についての提案がなされたと思いますけれども、どのような内容でしてでしょうか。

○境政府参考人 お答えいたします。

○古川(康)委員 まさにこれまでの地方自治体からは、今般、まさに農工法の対象業種の限定を廃止することを内容とします本法案を提出して、御審議をいたいでいるところでございます。

○佐藤(速)政府参考人 お尋ねの件につきましては、今般、まさに農工法の対象業種の限定を廃止が、これは対してどのような措置を講ずることになります。

○古川(康)委員 とされたところでございますが、これに対しても、対象を拡大する方向で検討し、平成二十八年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされたところでございます。

○古川(康)委員 とされたところでございますが、では、これについて農水省にお尋ねしますが、これに対しても、対象を拡大する方向で検討し、平成二十八年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされたところでございます。

○古川(康)委員 お尋ねの件につきましては、今般、まさに農工法の対象業種の限定を廃止することを内容とします本法案を提出して、御審議をいたいでいるところでございます。

○古川(康)委員 まさにこれまでの地方自治体からの要望、そうした声に今回応えていたで、法改正によって実現しようとしているものであるわけであります。しかも、小出しにして少しづつ対象業種をふやしていくというものではなく、抜本的に、根本的に見直した上で、産業全般に広げるというものであります。もちろん、一定のルールや方針のもとでという条件はあります。

○古川(康)委員 まさにこれまでの地方自治体の声を聞き、専門家の検討を経た上で今

回の大胆な見直しを私は高く評価するものであります。

さて、次であります。

先ほど述べました農水省による自治体アンケートにおいて、対象業種の弾力化の次に多かつたと思われる項目、それは事務手続の簡素化であります。

農工法の運用通知というものがあります。昭和六十三年八月十八日付の農林水産省構造改善局長初め関係省局長連名による通達です。農工法の運用全般にわたつての通知でございまして、自治体の担当者が仕事をする際のルールブックの一種になつてゐるものであります。

この運用通知において、都道府県や市町村が農工法の実施計画をつくろうとする際の手順について記載がかつてなされていました。それについては平成二十七年に改正がなされたわけであります。その改正が行われる前に、都道府県や市町村の実施計画の作成や変更する際の手続的な留意事項としてどのような規定が置いてあつたのか、農水省に伺います。

○佐藤速(政府参考人) 平成二十七年改正前の通知におきましては、都道府県が市町村の実施計画の同意協議に応じようとする場合ですか、都道府県みずからが実施計画の策定などを行つ場合

に、都道府県の担当部局があらかじめ地方農政局等の国の関係支分部局が連絡調整を行つ場合

に、都道府県局長連名による通達です。農水省に記述をされていましたところでございました。

○古川(康)委員 国の機関と十分連絡調整を行うこととされておりました。

この、十分連絡調整を行うことと、いうのが非常に微妙でございまして、現場の職員から聞いていたのは、連絡調整というのは、本来、何か連絡をする、通知をする、そういうふうな意味合いでいうか響きがあるわけですが、現実には、連絡調整ではなくて、合意を要する協議としか言いようがないぐらい大変厳しいものがあつたということでございました。

本来、このような手続を求める場合には、法律によつて規定がなされるべきだと私は考えます。

一片の通知で実質的な協議義務を課すというのは、地方分権の観点から問題がないのか、内閣府にお尋ねをいたします。

○境政府参考人 お答えいたしました。

国の関与につきましては、平成十一年に成立いたしました「いわゆる地方分権一括法」によりまして、国の関与の法定主義に関する規定が地方自治法第二百四十五条の二として追加されております。

この条文では、国と地方公共団体の関係は対等・協力の関係が基本であるという考え方に対しまして、「普通地方公共団体は、その事務の処理に關し、法律又はこれに基づく政令によらないけれども、これを准用し、法律又はこれに基づく政令によらない國の関与は、これが統一して、法律またはこれに基づく政令によらない國の関与は、不適当なものであると考えております。

したがいまして、この規定に照らしまして、法律またはこれに基づく政令によらない國の関与は、これが統一して、法律またはこれに基づく政令によらない國の関与は、許されなくなつたということを存じます。

そこで、お尋ねをいたします。

法律ではなくて通知によつて関与が義務づけられてい、このことをおかしいと當時私は考えました。佐賀県から内閣府に対して、先ほどの提案

募集の中、この廃止を提案しました。その結果がどうなつたか、教えてください。

○境政府参考人 お答えいたします。

御指摘の佐賀県からの提案につきましては、平成二十七年一月三十日に閣議決定されました平成

二十六年の地方からの提案等に関する対応方針に

おきまして、農工法の運用通知上、「あらかじめ

地方農政局、経済産業局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされてい

る事項については、廃止する」とされたところでございました。

ござります。

○古川(康)委員 ということで、廃止をされました。農水省におかれでは、この指摘に真摯にお取組みをいたしましたが、この規定が削除されたものであります。平成二十七年三月三十一日にそのことを内容とする通達が出されたと理解をしておりま

して、感謝申し上げる次第でございます。

ということで、農水省に念のためにお伺いしま

す。

地方自治体、特に市町村は、仕事はふえています一方で、職員は削減されて、一人で何役もこなさ

れながら仕事をされています。しかも、市町村職員の場合、往々にして地域での役をこなされてい

ることも多く、役場での就業時間が終わつたからといって自由な時間が保障されているわけでもあ

りません。調査物にしてもしかり、アンケートに

してもしかりでござりますけれども、これを出す

ことで現場の職員にどれくらいの時間的な手間暇

をかけさせているのか、こうしたことについても

常に頭に入れておいていただきたいと思います

お金もさることながら時間がかかることを嫌がられることが非常に多くございます。どうかその点も御理解ください。

そこで、お尋ねをいたします。

法律ではなくて通知によつて関与が義務づけられてい、このことについての最後のお尋ねになるわけ

ありますけれども、今までの話は、実施計画についてのものでございました。

○古川(康)委員 ありがとうございました。

このことについての最後のお尋ねになるわけ

ありますけれども、今までの話は、実施計画についてのものでございました。

一方で、農工法の基本計画については、都道府県が作成し、国と協議をするということになつて

います。これは法律に規定がございます。

これまでのこうした経過を踏まえて、この基本

計画に関しても、策定や変更の手続、これについ

て、少なくとも迅速化に努めるべきではないか、

このように考えておりますが、いかがでしょ

うか。

○佐藤(速)政府参考人 都道府県が策定いたしました基本計画、これにつきましては、国が定める基本方針に即して定めることとされております。その制定または変更をしようとするときは、国と協議をし、その同意を得なければならぬといふことが法定をされております。

今般の農工法改正に伴い、基本方針も変更され

ていただくことになりますが、国に協議があつた

際にには、その事務手続をできる限り迅速に進めてまいりたいというふうに考えております。

○古川(康)委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

地方自治体、特に市町村は、仕事はふえています

一方で、職員は削減されて、一人で何役もこなさ

れながら仕事をされています。しかも、市町村職員の場合、往々にして地域での役をこなされてい

ることも多く、役場での就業時間が終わつたから

といって自由な時間が保障されているわけでもあ

りません。調査物にしてもしかり、アンケートに

してもしかりでござりますけれども、これを出す

ことで現場の職員にどれくらいの時間的な手間暇

をかけさせているのか、こうしたことについても

常に頭に入れておいていただきたいと思います

お金もさることながら時間がかかることを嫌がられることが非常に多くございます。どうかその点も御理解ください。

そこで、お尋ねをいたします。

法律ではなくて通知によつて関与が義務づけられてい、このことについての最後のお尋ねになるわけ

ありますけれども、今までの話は、実施計画についてのものでございました。

○古川(康)委員 ありがとうございました。

このことについての最後のお尋ねになるわけ

ありますけれども、今までの話は、実施計画についてのものでございました。

一方で、農工法の基本計画については、都道府県が作成し、国と協議をするということになつて

います。これは法律に規定がございます。

これまでのこうした経過を踏まえて、この基本

計画に関しても、策定や変更の手続、これについ

て、少なくとも迅速化に努めるべきではないか、

このように考えておりますが、いかがでしょ

うか。

○佐藤(速)政府参考人 お答えいたしました。

この、十分連絡調整を行うことと、いうのが非常

に微妙でございまして、現場の職員から聞いていたのは、連絡調整というのは、本来、何か連絡をする、通知をする、そういうふうな意味合いでいうか響きがあるわけですが、現実には、連絡調

整ではなくて、合意を要する協議としか言いよう

がないぐらい大変厳しいものがあつたということ

でございました。

その後、旧B町地域でこの農工法の規定を使つて工場用地を整備しようとしたところ、同じ市に売れ残つた用地があるのに新たにつくるのはいかがなものかという指摘が、どこからとは言ひませんが、関係行政機関から出ました。市町村合併せずに市町村が別だつたら農工法の適用が可能

だつたのに、合併したばかりに適用ができないということです。こうした場合の運用について幾つかお尋ねをします。一自治体の中の二つの地域で農工法を適用するということは認められるんでしょうか。合併して一つの自治体となつた場合、旧自治体単位では別の地域に既に農工法の適用の地域があつた場合はどうなんでしょうか。こうした点について教えていただければ幸いです。

○佐藤(速)政府参考人 現行法におきまして、同一の市町村内に複数の実施計画を定めることを妨げる規定はございません。また、一市町村内での産業導入地区の数を制限する、限定するような通知も発出をしておりません。このことにつきましては改正後も変わらないというふうに考えてございます。

○古川(康)委員 ありがとうございます。やつて複数つくるうとする場合に、売れ残りがあると、あそこが売れ残つているのにこっちでつくるのはいかがなものか、気持ちはわかるわけでありますけれども、そうしたことが行われて、実質的には基本的に門前払い的なことも行われているという話もあるわけでも、それらについてはいかがでしょうか。

○佐藤(速)政府参考人 そのような実態にあることにつきましては、今委員の御指摘を受けて知ったところでございますので、実態をよく調べてみたいと思っております。

○古川(康)委員 私も、安易に農地を転用して工業団地にするということについては慎重であるべきだと考えておりますが、地元の自治体がそれをの事情に応じてそうしたことを考えるというのは、単純な思いつきでやるといふことはないだろうと思つていろいろなところでございまして、ぜひそういう地方の立場に立つて協議を受けていただくようお願いをしたいと思います。

さて、次です。

この対象業種が今回大きく広がるということ

は、私は、農村地域に代表されるような地方部のこれから的发展にとって大きな意味があると思つておられますし、地方創生の関連部局とも協力ををして進めていただくことを期待しています。

昨日、自民党的経済構造改革に関する特命委員会のメンバーが、私も事務局次長として同席しましたが、最終報告書を自民党総裁である安倍晋三内閣総理大臣に手渡して、その実現方を求めました。

その大きな柱の一つが、超精密ターゲティングボリシーによる地域中核企業支援というものでございました。ちょっと余り聞いたことない名前ではあるんですが、地域の未来、経済の牽引のためにはあるんですが、地域の未来、経済の牽引のためにはあるんです。この企業がその地域において経済的な役割をどう果たしているのかをRESASなどを使って判断し、支援が必要な企業に対してターゲットを決めて支援をしていくというものでございました。

昨日から審議の始まつている地域未来投資促進法はそのキーポイントだと考えています。

今回の地域未来投資促進法の成立によってどのようなことを実現しようとしているのか、経済産業省にお尋ねをいたします。

○星野(星野)政府参考人 お答え申し上げます。

地域経済の好循環の実現のためには、将来成長が期待される第四次産業革命分野あるいは農林水産分野、観光分野、航空機部品などの先端物づくり分野など、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域経済を牽引する取り組みが全国津々浦々で生まれるよう強力に支援することが必要と考へております。

具体的には、地域の物づくり企業の技術を結集した製品開発、あるいはグローバルな販売展開を行う先端物づくり事業を始めといたしまして、あるいはインバウンド需要を取り込むための地域ぐるみでのイノベーションを行う観光事業、農林水産品の輸出に向けたコールドチェーンの構築や販路開拓事業など、さまざまな成長分野におきましては、地域経済を引っ張っていく投資、いわゆる地域

未来投資を促進するための、今回の国会に審議をいたしております地域未来投資促進法案で、地域経済牽引事業、人、物、金、情報、規制改革等の政策パッケージによつて集中的に支援をしていただきたいと考えております。

なお、自民党から具体的な提案をいただいておりませんけれども、地域経済牽引事業の中心的な担当手であります地域の中核企業候補を後押しするために、地域経済分析システム、RESAS等の活用に加えまして、地域からのさまざま情報を積極的に活用いたしまして、事業者の選定、公表、さらには自治体への情報提供を行いまして、効果的に対応してまいりたいと考えております。

○古川(康)委員 ありがとうございます。この地域未来投資促進法は地域の未来を開くことになるものと期待をするものでございますが、そこで農水省にお尋ねをします。この地域未来投資促進法の制定と今回の農工法の改正はどのようにリンクしているのでありますか。

○細田(細田)大臣政務官 ありがとうございます。まず、古川先生におかれましては、特に佐賀県の農林水産業の振興について、日ごろから大所高所の観点から御指導いただいていることにまず改めて心から御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

今御指摘ありました地域未来投資促進法案でございますが、これは先ほど精密ターゲティングボリシーというようなお言葉もございましたけれども、いわゆる産業政策の一環として、地域経済を牽引する事業、地域経済牽引事業というふうに呼ばれているようですが、に対しても、政策資源を集めています。

最後の質問になります。

今回の法改正を、農村地域を初めとする地方の経済社会の発展、さらにはそのことを通じての農業、農村の発展にどのようにつなげていくのか。産業全般にわたつて幅広い知識経験をお持ちの齊藤副大臣に御決意をお願い申し上げます。

○齊藤(齊藤)副大臣 私も、古川委員のように知事ではありますけれども地方自治体で勤務した経験がございまして、今日、農村において高齢化や人口減少が進展して、地域コミュニティ機能の維持すらままならないというようなところが出てきて

いるという現実をよく見せていただきまして、このように中に入りました。農村をこれ以上の疲弊から救い、さらに振興していくためには、農村地域のさまざまな農業者や地域の住民がその地域で住み続けることができるということがすごく大事になつてしまつて、そのためには、まずは農業そのものが魅力ある産業として成り立つていくことが大事ですけれども、それ以外に、農業以外の選択肢を用意することによりまして、就

地域経済牽引事業に限定されるものではないといふことをぜひ御理解いただきたいと思つております。

経済産業省の法案、そして私どもの法案に規定されるそれぞれの制度は、目的や支援対象が異なる、それぞれの役割を持つております。これを、それぞれ基礎自治体がその計画をつくつて事業を実施するということになりますが、この基礎自治体が、対象となる産業または事業に応じてそれぞれの制度を活用することにより、私どもとしては、農村地域における産業の導入、就業機会の確保を図らせるということが重要であるうどんふうに考えております。

○古川(康)委員 ありがとうございます。非常に先々のことが見えてきたような気がいたしていきます。さまざまな分野における新規のチャレンジ、これに大きく期待をしたいと思います。

○齊藤(齊藤)副大臣 ありがとうございます。私は、農村において高齢化や人口減少が進展して、地域コミュニティ機能の維持すらままならないというようなところが出てきて

いるという現実をよく見せていただきまして、このように中に入りました。農村をこれ以上の疲弊から救い、さらに振興していくためには、農村地域のさまざまな農業者や地域の住民がその地域で住み続けることができるということがすごく大事になつてしまつて、そのためには、まずは農業そのものが魅力ある産業として成り立つていくことが大事ですけれども、それ以外に、農業以外の選択肢を用意することによりまして、就

業機会の一層の創出と所得の確保を図っていくことがあります。それが今や大変重要な課題になつてゐるんだと思ひます。

そういつた意味で、四十六年以降、いろいろ改正もしてきましたが、今や産業構造は変化しまして、全就業者に占める工業等の就業者は数のウエートといふものはかなり低下をしてきておりますので、今言つた趣旨で、農村地域の就業機会を確保していく上には、一番いいのは地域に賦存する資源を活用した工業等以外の産業で成り立つていくのが一番いいんでしようけれども、それ以外でも、工業等以外の産業の立地促進、導入を促進していくこと、これが非常に大事になつてきているということが今回の改正の趣旨なわけあります。

ただ、この改正を契機に、私はより一層大事だと思うのは、内閣府の地方創生推進室ですか経済産業省等ともよく連携をして、地域の実情にふさわしい就業機会の確保というものにつながつていくように努力をしていきたいと思っておりました。

○古川(康)委員 終わります。ありがとうございました。

○北村委員長 次に、真山祐一君。

○真山委員 おはようございます。公明党の真山祐一でございます。

本日は農工法の審議でございます。

農工法の法案の質疑に入ります前に、一点、ちょっとと確認をさせていただきたいことがござりますので、これは林野庁にお伺いをさせていただきたいたいと思います。

今、東北地方におきまして非常に大きな山火事が発生しております。山火事自体に関してお聞きするわけではございませんけれども、林野庁にお聞きしたいのは、福島県浪江町、双葉町で発生いたしました山火事について、これは四月二十九日に浪江町の帰還困難区域で発生したわけでございますけれども、隣の双葉町まで広がりました。十二日目となる昨日、やっと鎮火をしたというよ

うな状況でございました。

私も連休中、現地の対策本部をお伺いさせていただいて、さまざまなかつた状況を聞かせていただいたところでございまして、人的被害、集落への影響は、今回の林野火災によつて、周辺の、ここは帰還困難区域でございますので、いわゆる放射線の環境モニタリング、これを常とつておりますけれども、これは周辺地域に全く影響がない、数値に変化がないにもかかわらず、何かあたかも放射能が拡散しているかのような発信といいますか、特にSNS上で発信がなされておりまして、そのSNSで発信されている写真は、全く今回の火事と関係のない、しかも海外の写真が使われて発信をされている。これはかなり看過できない話でございまして、しかも、一部の地方新聞社におきましては誤解を招く報道もしております。全く事実と異なることが情報発信されているのはちょっとと看過ならないなと思っております。

地元の対策本部にお伺いしたときも、鎮火後の環境影響調査をしつかりとしていたので、それをやはり迅速に早急に発信を、この発信も、單にホームページに上げるとかだけではなくて、しっかりと全国民に向かつて発信してもらいたいと強い要望をいたしましたところでござります。

これについて林野庁の方で早速検討をしていただいているというふうにお聞きをしておりまして、この双葉、浪江の山火事における鎮火後の速報一式でござります。

○今井政府参考人 お答えいたします。

四月二十九日に福島県浪江町の国有林で発生いたしました林野火災につきましては、福島県を初め関係自治体の消防部局及び自衛隊の懸命な消火活動の結果、五月の十日十五時五分によくやく鎮火に至つたところでござります。

今回の山火事に関しては、福島県が、放射線の空間線量率につきまして火災現場周辺のモニタリングポストで測定してきておりまして、これ

までのところ、山火事による空間線量率の大きな

変動は確認されておりませんけれども、農林水産省といたしましては、今後、現地への立ち入りが可能となり次第、森林内の放射性物質の動態に詳しい専門家等と連携しまして、火災現場の空間線

量率や土壤の放射性物質濃度等を調査するべく関係機関と調整をしているところでございまして、なるべく早期に調査を実施したいと考えております。

なお、本調査で収集しましたデータ等につきましても、関係自治体等と共有しつつ、正確な情報提供に努めてまいりたいと考えております。(発言する者あり)

○北村委員長 速記をとめてください。

○北村委員長 〔速記中止〕

○北村委員長 速記を起こしてください。

○真山祐一君。

○真山委員 ぜひ、林野庁におかれましては、先ほど答弁いただきましたとおりでござりますけれども、早急、迅速な対応をお願いさせていただきます。

それでは、今回の農工法の法律案の内容に入らせていただきます。

まず、農林水産大臣にお伺いをさせていただきたいと思いますけれども、農村地域工業等導入促進法、いわゆる農工法に基づく農工団地、これは平成二十六年三月末日時点の数字でござりますけれども、約九千社が操業し、約六十二万人の雇用を生み出しまして、農村に新たな就業機会をつくり、これまで一定の成果を上げてこられたものと評価をしております。

やはり、農村において新たな就業機会、そして新たな所得機会をしつかりつくり出していくことが農業と工業の均衡ある発展を目的とするこの農工法の趣旨でございまして、これは時代は変われば、農村にとつては今も必要な目標だというふうに認識をしております。

一方で、近年、農工法に基づく農工団地の申請件数は年にゼロ件、一件、二件というそのぐらい

の数字であるようですがございまして、一方で、新たな立地ニーズが寄せられているのは先ほどの質疑の中でもお話をあつたところでござります。

そうした中で、今回の改正案は、対象となる業種が現在、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こんどもお話をあつたところでございます。

包業及び卸売業の五つに限定をされているわけでござりますけれども、日本全体の、また農村の公社構造の変化にも伴いまして農工団地へのニーズも変わつてきることから、対象業種の制限を廃止するということで幅広い農工団地の活用を可能とするものと理解をしております。

農村地域は人口減少、少子高齢化、非常に顕著でございまして、農村に働く場が確保され、やはりある程度の生活を営むことができる所得を得られる環境がなければ、なかなかこの流れ、人口減少、少子高齢化の流れというのは今後も加速していくものだというふうに理解をしております。

平成二十六年に行われた内閣府による農山漁村に関する世論調査では、農山漁村地域への定住願望実現のために必要なことの一つに「生活が維持できる仕事があること」がございまして、それは第一の医療機関の存在に続く第二位なんですね。六・六%という数字で、非常にニーズが高いものだございました。こうした調査からも、やはり農村における働く場の充実は定住人口をふやす鍵であることは言うまでもなく、そういうふうに農工法があるんだというふうに理解をしております。

それでお伺いさせていただきますけれども、平成二十七年三月にスタートした農村における就業機会の拡大に関する検討会、この議論を踏まえて、今回、農工法、改訂をするわけでござりますけれども、今回の農工法改訂の目的について改めて確認をさせていただきたいと思いますが、やはり今回の目的というのが、これから農村振興のある意味あり方、ビジョンを示すものだというふうに考えておりますので、ここは大臣に答弁をいたさきたいと思います。

○山本(有)国務大臣 御指摘のように、今日、農

村におきましては、高齢化、人口減少が都市部に先駆けて進展をしております。地域コミュニティー機能の維持等に影響が見られるようになつてもまいりました。

こういう中につつて、農村を振興するため、農村地域のさまざまな農業者や地域住民が地域で住み続けられるよう、農業を魅力ある産業にしていくということがまず第一に必要でございますが、農業以外の選択肢を用意することによって、就業機会の一層の創出と所得の確保を図ることも必要となつてきているというように思つております。

一方、農工法の対象業種は、工業等五業種に限定されております。産業構造が変化して、全就業者に占める工業等の就業者のウエートが低下をしている中で、農村地域に就業機会を確保するためにはこれを考えますと、地域に賦存する資源をさらに活用して、産業や立地ニーズの高いサービス業など、シフトする必要があります。

そういう意味で、工業等以外の産業を立地、導入することが一つ必要である以上、これらを踏まえた形で、農産物の直販所など、地域資源を生かした地域内発型の産業、あるいは福祉・介護サービスなど、立地ニーズの高い業種の立地、導入、こういったものが必要となるうと考えたところでございます。

今般の対象業種の限定を廃止することを内容とする改正でありますて、時代のニーズに即して、農村地域の発展、これを目指すものでござります。

○真山委員　ありがとうございます。

答弁の中でいただきましたとおり、本当にこの農村の地域資源を活用して、それを産業化して、まさに地域内発型の産業振興を図る、そしてまた立地ニーズの高い事業所を誘致することで農村振興を図る、こういった取り組みはこれまでにも進めてまいつたところではございますが、改めて今回この法改正をもつてさらに強化されるというものであります、そういったふうに私も理解させていただき

一方で、この農工法については、ちょっと懸念の声も当然寄せられておりまして、やはりこの農工法によって、いわゆる農地転用の特例、農振法の農用地区域からの除外が可能になるわけでございまして、対象業種が広がり、立地ニーズが広がることによって、優良農地が積極的に農地転用されていくのではないかということに対しても、結構大きな懸念の声が上がっているのも、これも事実でございます。

そうした中にありますて、先ほどの大臣から御答弁いただいた今回の法案の目的と、一方でこの優良農地をどう確保していくのかということは、これは両輪としてしっかりと守っていかなければいけない、このように思つておりますて、この優良農地の維持に対する農林水産省としての考え方、今回の法律案を踏まえての考え方と、そして、あわせて、本法律案が成立後に策定される国的基本方針、これにやはり優良農地の維持についてしっかりと書き込むべきではないかと考えますけれども、こちらも農水大臣にお伺いさせていただきまます。

○山本(有)国務大臣 優良農地の維持は、これはもう大変重要な話でございまして、農地というのは国民に対する食料供給のための生産基盤でございます。今後とも優良農地を確保していくことという基本に変わりはありません。

その上で、農業以外の土地利用への要請に応えるということのために、土地利用調整のルールを定めて、それに即して農地転用に係る調整を行なう、そういう決め方をしたいというように考えております。

今般の農工法改正法案では、対象業種の限定を廃止するということとしておりますが、優良農地を確保するということについて、農業と導入産業との均衡ある発展を図る観点から、市町村が実施計画を策定するに当たりまして、産業の施設用地と農用地との利用調整がこれまで以上にしっかりと行われるような仕組みを設けることが必要だと考えております。

具体的に申し上げますと、国が策定する基本方針において、農業と導入産業との土地利用調整を行います。一つは、農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすることの確認、次に、導入産業の面積規模が最小限であるということの確認、三番目には、既存の産業導入地域内に造成済みの遊休地がある場合にはその活用を優先させること、これが条件、さらには、農用地区域外での開発を優先する、そして、導入産業の立地ニーズや事業の実現の見通しを踏まえたものとするということを書き込むようにしております。

また次に、都道府県が策定する基本計画がございますが、この同意協議を通じて主務大臣が基本方針に即していることを確認するということをさせていただきます。

次に、市町村が策定する実施計画がございますが、この立地ニーズや実現の見通しを十二分に踏まえて、導入業種・規模、あるいは導入地区的区域等を定めるとともに、都道府県が実施計画に係る同意協議を通じて基本計画に即していることを確認するということとなつております。

このように、基本方針に示されました国の考え方は市町村の実施計画に至るまで貫かれておりまして、こうしたことによりまして適切な土地利用調整が行われるものというようになります。

○真山委員　今回、優良農地を守るということについてもかなり具体的に今御答弁いただいたと思いますけれども、やはり農村側、農業者側、そしてまた自治体側、そして地域一体となつて安心して取り組めるという環境づくりが重要かと思いますので、ぜひ引き続きましてよろしくお願いしたいと思います。

次にお聞きさせていただきますのは、遊休工業用地の件についてちょっとお伺いをさせていただきたく思います。

これまで農工法に基づく農工団地が整備されたわけでございますけれども、一方で、先ほども少し議論がありましたけれども、遊休工業用地

が発生しているというお話をござります。要因はさまざまあるかと思いますけれども、やはり農村の産業構造、人口構造も変わってきているということも当然一つの要因だろうと、いうふうに思つておりますけれども、そういうふた農工団地における遊休工業用地対策について、これまで農水省としてどのように対策を講じてきたのか。そして、今回の五業種の限定を外すことによって、五業種以外に具体的にどのような立地ニーズがあるのかについて、これはあわせて御答弁いただきたいと思います。

○佐藤(速)政府参考人 遊休工業用地の活用でございますが、平成二十七年度に改正されました地域再生法におきまして、地域再生計画に記載された業種は、農工法の対象業種以外であっても遊休工場用地に導入可能というふうになりました。

これまでに、この特例措置が盛り込まれた地域再生計画でございますが、山形県、秋田県、二件が認定されております。山形県では十五地区の農工団地で約八十一ヘクタール、秋田県では四地区の農工団地で約七十七ヘクタールが計画に盛り込まれております。

新たに導入する産業の業種でございますが、電気業、すとかーカー、社会福祉、介護事業、こういったさまざまな産業が位置づけられているというふうに承知をいたしております。

〔委員長退席 福田(達)委員長代理着席〕

○真山委員 この遊休工業用地対策、これからも当然進めていかなければならぬかと思うわけでございます。そしてまた、それに関連してさまざま立地ニーズがあるわけでございますので、そこを有機的にやはり政策としてしっかりと組み合わせていくことが重要かと思っております。

そして、次の質問に移らせていただきますけれども、先ほども少し議論がございました地域未来投資促進法案について関連してお伺いをさせていただきたいと思います。

地域未来投資促進法案、これは経産の方で審議されておりますけれども、いわゆる地域牽引事業

に對して支援をする取り組みでございまして、当然、承認されれば、設備投資、財政、金融などの支援を事業者が受けられるものでございます。この地域経済牽引事業の五つの例示がございまして、その一つに農林水産そして地域商社、これは農林水產品の販売に関するものでございますけれども、農林水産、地域商社、これに該当いたしまして、この地域未来投資促進法が、これもやはり優良農地を積極的に転用してしまうのではないかといふ懸念の声も上がっているところでございまして、この懸念に対しまして、これについても安易な農地転用はされないと、うふうに理解はしておりますけれども、これも農林水産省の見解をお伺いさせていただきたいと思います。

○佐藤(速)政府参考人 地域未来投資促進法案についてございますが、この法案は、地域経済の発展を図る上で重要な法案であると考えております。丁寧な土地利用調整を図るために計画制度を置いておりまして、これによりまして、これまで重要な法案であると考えておりまして、農地転用許可等についての配慮規定を置くこととしたところでござります。

具体的には、まず、国が策定する基本方針において、市町村が作成いたします土地利用調整計画につきまして、この基本方針に適合するものとして、農林水産大臣を初めとする主務大臣の同意を必要といたします。

また、市町村が作成いたします土地利用調整計画につきまして、この基本計画に適合するものとして、都道府県及び市町村が作成する基本計画

に對して支援をする取り組みでございまして、当然、承認されれば、設備投資、財政、金融などの支援を事業者が受けられるものでございます。この地域経済牽引事業の五つの例示がございまして、その一つに農林水産そして地域商社、これは農林水產品の販売に関するものでございますけれども、農林水産、地域商社、これに該当いたしまして、この地域未来投資促進法が、これもやはり優良農地を積極的に転用してしまうのではないかといふ懸念の声も上がっているところでございまして、この懸念に対しまして、これについても安易な農地転用はされないと、うふうに理解はしておりますけれども、これも農林水産省の見解をお伺いさせていただきたいと思います。

○真山委員 次に、農工団地をつくるに当たっての意見のとり方についてちょっとお聞きをさせていただきたいたいと思うんですが、國が基本方針をつくりまして、県が基本計画を策定して、そして市町村が実施計画を作成する、そういう構造になつておるわけでございますけれども、やはり、農工団地を開発する際に、当然、農地提供者の方々とのいろいろな協議をされると思いますし、それも当然重要ではございますけれども、やはり農工団地を中心とする農村地域全体の意見をどう反映していくのかということが非常に重要なふうに思つております。

農工団地活用方法、また誘致業種、こういったものも地域としつかりコンセンサスをとつて実施計画をつくっていくこということが重要であり、先ほど大臣から御答弁もいただきましたけれども、しかも、それを加工する加工場なども福島県は果樹王国というふうに言われております。非常に果樹の生産高は高いわけでござりますけれども、しかし、それを加工する加工場としては決して多くはなくて、生産した果樹を近隣県で加工しているような実態も聞かれるところでございます。そういう意味で、まさにこうした農工団地の開発というのがそういう地域の少し弱い部分を、弱点をチャンスに変える一つの契機になるのではないかなどいうふうに思つておるところでございます。

〔福田(達)委員長代理退席、委員長着席〕

○佐藤(速)政府参考人 この農工法に基づきまして市町村が実施計画を策定するに当たりましては、関係者の意見を広く聞くことが重要と考えております。このため、これまで国が策定する基本方針におきまして、市町村の実施計画策定段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を募りまして、工業等の円滑な実施が図られるよう努める旨の記載をしているところでございます。

改正後におきましても、国が定めます基本方針に同様の趣旨のことを記載してまいりたいというふうに考えてございます。

○真山委員 地域等の意見をしっかりと聞いて、そして計画を立てるということがやはり農村振興の一番重要なポイントだと思いますので、そこを明確にしていただきたいと思います。

○真山委員 次に、農工団地をつくるに当たっての意見のとり方についてちょっとお聞きをさせていただきたいたいと思うんですが、國が基本方針をつくりまして、県が基本計画を策定して、そして市町村が実施計画を作成する、そういう構造になつておるわけでございますけれども、やはり、農工団地を開発する際に、当然、農地提供者の方々とのいろいろな協議をされると思いますし、それも当然重要ではございますけれども、やはり農工団地を中心とする農村地域全体の意見をどう反映していくのかということが非常に重要なふうに思つております。

農工団地活用方法、また誘致業種、こういったものも地域としつかりコンセンサスをとつて実施計画をつくっていくこということが重要であり、先ほど大臣から御答弁もいただきましたけれども、しかも、それを加工する加工場としては決して多くはなくて、生産した果樹を近隣県で加工しているような実態も聞かれるところでございます。そういう意味で、まさにこうした農工団地の開発というのがそういう地域の少し弱い部分を、弱点をチャンスに変える一つの契機になるのではないかなどいうふうに思つておるところでございます。

先ほど来お話しをいたしておりますけれども、地域資源を活用した地域内発型産業の創設を掲げております。この点について、今後具体的にどのように取り組むお考えかを農水省にお伺いさせていただきたいたいと思います。

あわせて、六次産業化になりますと、やはりいわゆる農林漁業成長産業化支援機構、A-FIVE、これの活用も当然想定をされると思います。このA-FIVEは、六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者が地域資源を活用した新事業に取り組む場合に資金繰り等を支えるとともに、やはり経営支援を行つという点で、非常に活用し得る農業者の方からも好評の声を私もいただいてお

ります。

こうした農林漁業者が農工団地において六次産業化・地産地消法に基づく新事業を立ち上げるよう場合には、このA-FIVEの活用も当然できるものと考えておりますけれども、この点もあわせて御答弁をお願いいたします。

○佐藤(速)政府参考人 農村全体の雇用の確保と所得の向上を図る上で、地域の農林水産業を核とした六次産業化ですか農商工連携の推進、極めて重要なふうに思つております。

このため、今般の農工法の改正によりまして、工業等五業種の限定を廃止いたしまして、農林水産物等の地域資源を活用したさまざまな産業、例えば農産加工施設ですとか、農産物販売施設、農家レストラン、農泊施設等の立地、導入もできるようになります。

また、あわせて、国が定める基本方針におきまして、地域の農林水産物といった地域資源を活用した地域内発型産業の創出に努めるべき旨を規定したいというふうに考えてございます。

また、その際には、農山漁村振興交付金において、地域の農林水産物といつた地域資源を活用いたしました施設等の整備を支援する、そういった関連予算措置の充実を図るとともに、委員御指摘のA-FIVEの活用も含めた支援措置等に関する相談窓口を、これは各地方農政局に設けることとしておりまして、これらの取り組みによりまして、地域内発型産業の導入にしつかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○真山委員 最後の質問になりますけれども、今、地域資源を活用した地域内発型産業の育成の話をさせていただきました。

一方で、立地ニーズの高い事業所の誘致という観点でいいますと、いろいろな工場等、先ほどコールセンターなどの話も出ましたが、一方で、やはり農村地域、もともと人手が足りないといふか人口自体が少ないわけでございまして、やはり、そうした大規模施設になりますと、そもそも

も人手を集められないといふことも事業者の側は経営リスクとして捉えているようですが、また、農業者の皆さんといふのは当然農繁期がございますので、それによって変わってしまうと困るというようなもの事業者の側の声としてあるところでございます。

そういう意味でいいますと、立地ニーズの高い事業所を誘致するに当たっては、やはり、ある意味人ごと移住ができるような誘致を、また、そういうことが可能であるような事業所、例えば、必ずしも東京で仕事をしなくとも仕事ができるIT産業なんかもこういったものに含まれてくると思いますけれども、こういった農工団地の開発の指向性の中で、立地ニーズの高い事業所を誘致していくに当たって、人ごと、人も一緒に移住していくような産業誘致が必要だと考えておりますけれども、この点について農水省の見解をお伺いします。

○佐藤(速)政府参考人 今回の改正法案も含めまして、農工法は、農村からの人口流出を防止し定住を促進するといふことのほかに、都市から農村への人口流入を図ること、こういったことが必要であるために、さまざまなかつて立地ニーズのある業種の立地、導入を促進しようとするものでございます。

市町村が定める実施計画におきましては、農業従事者の安定した就業機会の確保に資することとされておりますけれども、導入産業の雇用対象は農業従事者に限定されるものではございません。新たな就業機会が確保されなければ農村から流出することが懸念されるような、そういう方ですとか、就業機会が確保されれば都市から農村に来られることが期待される方、そういう方なども想定をいたしております。

具体的な導入産業につきましては、事務所とともに人と一緒に移住してくるような産業の導入も含めまして、農村地域に就業機会が確保されるこ

れを地元の実情を最もよく知る立場にある市町村

が実施計画に定めるというふうにしております。

○真山委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○北村委員長 次に、篠原孝君。

○篠原(孝)委員 おはようございます。民進党の篠原でございます。

○時間をおいただきまして、ありがとうございます。早速質問に入らせていただきます。

まず、この法律、法律改正とか予算を組むとかいうときは大体、こういうふうにしてほしい、ああいうふうにしてほしい、これが問題だという

のがあって、そして、ではやろうかと、いうふうになつて、私は、今どき農村に

工業を、あるいは工業だけじゃ足りないから産業を導入という。六次産業というのがあるわけ

です。これはわかるわけです、地域資源を活用して

自前でやつていいこうという。今どき落合傘の、パ

ラシュートの導入。パラシュートというのは、都

会からだけじゃなくて地域のところをまとめてと

うのもあるんでしようけれどもね。どうなのかな

など思つて、民進党の中の部門会議で聞きました

ら、千二百八十七市町村のうちの約一割の市町村

にアンケート調査をした、そしたら、業種の指

定が厳しくて、それを広げてくれたらもっとある

んじゃないかというのでこれをやろうとした、や

ることにしたと。

どうも腑に落ちないんですね。最近の農林水産

省の行政を見ていると、本当の農民の要請、農業

関係者の要請なり消費者の要請に応えてやつてい

るのかどうか。規制改革推進会議といふもの、ど

ういう組織かわかりませんよ、不鮮明なところか

ら突然おりてきて、嫌々ながらやらされていると

いうような気がするんですけども。

これは、どういう動機で、どういうきっかけで

法律改正するようになつたんでしょうか。大臣か

らお答えいただきたいと思います。

○山本(有)国務大臣 もう委員にちようちよう申

し上げる必要はありませんが、高齢化とか人口減

少とか、コミュニティの減弱崩壊、あるいは農

村振興のために、どうしても、農村への流入ある

いは定住、そういうものを促進する必要がござ

ります。そんな意味で、農工法の活用の機運とい

うものが省内におのずから湧いてまいりまして、それで、検討をする必要があるのではないかとい

うことになりました。

平成二十七年三月に有識者による農村における

就業機会の拡大に関する検討会、これを立ち上げ

ることができまして、この皆さんに検討いただきまして、平成二十八年三月に中間取りまとめをい

ただきました。

この取りまとめにおきまして、農工法のあり方

について御指摘をいたしました。この皆さんがござ

が、三點、一つは、対象とすべき業種について、

地方自治体等の要望等を十分に踏まえる必要があ

る、二点目には、就業機会確保のための施策とし

ては、農村の活力創出に資するものが求められて

いることを踏まえる必要がある、三点目に、地域

の実情に即した対策がとられる必要があるという

御指摘をいたしました。

こうした経緯を経まして、今般、農工法の改正

案を提出させていたいた次第でございますが、

二八八十七市町村に実施したアンケートによりま

すと、実施計画策定済みの七百三十二市町村にお

いて、過去五年以内に百二十九の市町村に対し

現行の五業種以外の業種について立地の照会が

あつたというように回答を得ておるわけでござ

いまして、その意味におきまして、時代の変化に応

じて我が省独自で考えたこの法律の改正案である

というように御理解いただきたいと思います。

○篠原(孝)委員 内發型法案提出というお答えで

したけれども、この前に質問させていただいた農

業競争力強化支援法案はそんな雰囲気が全然な

かったですけれども、まあ、そういうことでした

それでいいかと思います。

それは、ちょっと時間がかかつたんですが、

実はこれは、A3の紙を見ていただきたいんです

が、きのうの地域未来投資促進法の審議でも一時

間ほどいたしまして質問したのを、ちょっと農

林水産委員会用に修正して提出させていただいて

いるものです。これをよく見ていただきたいと思

います。私は、大臣官房企画室企画官というのを三

年ほどやつたことがあるんですが、それになつた

つもりでつくつてみました。結構時間がかかって

いるんですよ。

大臣が今お答えになつたこと、こういう理由で

改正する必要があるんだ、それはみんな手にとる

ようになりますよ、必要ですよ。地方と都市の

格差は拡大するばかしなんです。ずっとやつて

きてるんですよ。それが成功しているかどうか

というのを、いつからかといふのですけれども、

一九六〇年、今「ひよっこ」というテレビ番組を

やつていますけれども、あれは同じ世代で、私な

んか共感を覚えて見ているんですけども、農村

から都会に出てと/or>うものですね、そのころです

よ。

それが今、二〇一五年と一九六〇年、比べてみ

ていただきたいんですが、人口集中はよくない

と、東京、三大都市圏とか、それを是正するんだ

といふことでさまざまな政策が打ち出されてきま

した。この農村工業導入法も一九七一年、この網

かけの、このころなんですね。では、成功してい

るかどうかというのを、人口とそれから県民所得

でちょっと分析してみました。

人口の点では全くだめですね。五十五年前と比

べて、全国で一・三倍になつて。三大都市圏

が一・八。それでも、東京はもう満杯なので東京

圏に行つて。四つ、東京都と三県、何で選び出したのかおわかりだと思います。大臣の御地元の高知県は〇・九と減つてしまつて、

千葉県は高度経済成長をまともに体現してき

た県だと思います。千葉県は三百三十万人で、

一九六〇年のところを見ていたいだかいいんです

が、人口では長野県とそろ大して変わらない県

だつたんです。三十万人ぐらいしか違わないの

に、今や六百二十二万人、一・七倍にふえている。長野県などは途中ふえて今は減っています。減り始めた。去年もおとしも同じくらいなんですが、二千六百九十九人とか二千六百とか、大体二、三千人ずつ人口が減っています。これがずっと続いていくはずなんです。

では、今度、一人当たりの県民所得を見ていたら、上位三県と下位三県。東京が一番なのはずっと同じです。愛知県など、愛知県、静岡県、太平洋ベルト地帯は調子がいい、神奈川県とか滋賀県とかですね。上位は定着しています。下位三県も、南九州や山陰で下位に定着してしまっているんですね。ただ、下位三県の方が、五十五年前と比べると、一番右端ですぐれども、倍率でいうとちょっとはましになっています。だから、下の最下位と一位との差、一九六〇年は一・八だったのに、今は一・一に減っています。県民所得の点ではまともになつてきていると思います。

この裏側をちょっと見ていただきたいんです。

これはきのう提出したもので、いろいろやつてきたんですよ、努力はしてきたんです。ですけれども、もうこの表の方を見ていただければわかると思いますけれども、惨憺たる結果ですね。先進国でこういうふざまな政策をそのまま続いている国はありません。一極集中、国連の統計によると、東京メトロポリタンエリアといふんです。ここが世界最大の集中地帯なんですね。集中が起っているのはメキシコシティーとか、こつちは言つては悪いんですが、発展途上国の状況なんです。日本はまだ発展途上国と同じ状況を平気で続けて、政府はそれをとめられない、それを是正し切つていいない。

経産省は同じようなことをやつきました。まずは、新産業都市建設というのがあって、この名前を覚えている方はもう本当に少なくなったと思いますけれども、これは私の高校のころですよ。下にありますけれども、松本諏訪地区が内陸でたつた一つ指定されたといつて大喜びしていた

んです。しかし、どういう結果を得たかというの

は、ほとんど何も得られるものはなかつたよう

なことです。しかし、どういう結果を得たかとい

う

いつても内発型ですね。その地域に根を張つた産業が進出しているんです。

私の選挙区でどういうところに農工団地があるかというのを調べたら、四カ所、私の地元中の地元の中野市に高丘団地というのがありました。隣の飯山市に三つほどあるんです。ネットで調べるとちゃんと出てくるんです。グーグルマップでや

ります。これが、平成二十年三月時点で、八千九百件の立地の件数がございまして、その六年後、平成二十六年の三月時点でも同様に八千九百件となつております。この間に新規に立地した企業の数の統計でございますが、これが約千八百件でございますので、この間に撤退した企業は同数の約千八百件ぐらいあるだらうというふうに推計をしておるところでござります。

○細田大臣政務官 ありがとうございます。

農工団地の立地企業数の統計というのがござります。これが、平成二十年三月時点で、八千九百件の立地の件数がございまして、その六年後、平成二十六年の三月時点でも同様に八千九百件となつております。この間に新規に立地した企業の数の統計でございますが、これが約千八百件でござりますので、この間に撤退した企業は同数の約千八百件ぐらいあるだらうというふうに推計をしておるところでござります。

○篠原(孝)委員 大体そんなでつかい団地じゃないですかから、私の地元の限りでいえば、パラシューート企業じゃなくて、地元のところであちこちに散らばつていたのを便利だからといって行った。だからそういうところがちゃんと生き残っているんじゃないかなと思います。やはり内発型のやつていくのが一番いいんじゃないかな、それに尽きるんじゃないかな。

もつとも、条件のいい千葉だと神奈川とか愛知とか、そういうところは別ですけれども、長野県のように、日本の工業の縮図になりますけれども、外国から原材料を輸入して、それを加工して輸出するといったら内陸には重厚長大型の産業なんて存在し得ないです。輸送コストでパンクしちゃいますから。だから長野のはみんな軽薄短小の企業ですよ。

しかし、次に副大臣に、前のお仕事の経験も踏まえてお答えいただきたいんですけども、今どき農村に工業という需要があるのか。だから工業だけではなくて産業だ、第三次産業だというんですけれども、それは無理なような気がするんで

す。

どうしてかというと、一九七〇年、七〇年とい

ます。私は、農林水産省は眞面目だと思いますよ。農村工業導入促進法と漢字ばかり並ぶ、ダサい名前といえばダサい名前ですけれども、そのままでばかりの名前をずっと使つてている。経産省は、手をかけで関心を引こうと。私は、農林水産省は眞面目だと思いますよ。農村工業導入促進法と漢字ばかり並ぶ、ダサい名前といふべきなんです。その後、テクノボリス、頭脳立地と、ずっと来ている。経産省の堕落ですね。名前だけで関心を引こうと。

私は、農林水産省は眞面目だと思いますよ。農村工業導入促進法と漢字ばかり並ぶ、ダサい名前といふべきなんです。北の飯山市、三つもやつてますけれども、すかすかで、かわいそうに分譲中と書いてあるんです。どういう企業が来ているか、どこが埋まっているかというのはみんなわかるんです。今、便利になつていますよ。見ますと、中野のところはあついでない。中野の方が南なんです。北の飯山市、三つもやつてますけれども、すかすかで、かわいそうに分譲中と書いてあるんです。どういう企業が来ているか、どこが埋まっているかというのをみんなわかるんです。すかすかなんです。本当に悲しい限りです。

どれだけ行つてどういうふうになつたのかわからないんですが、今、九千社で六十二万人雇用しました、これは非常にいいことだと思います。この現状は一体どうなつてあるかというと、僕が興味を持つのは、そこから撤退してしまつた企業がいっぱいあるんじゃないかな。どのぐらい撤退しているのかというのを数字を聞いたりしているんですが、わからないんですけども、農林水産省は把握しているんじやうか。

僕はこれも農林水産省は大したものだと思ったんです。経産省がでたらめなんですけれどもね。あいている工場用地はどのくらいあるかと。そうしたら、各県が、市町村がやつているのでわかりませんという。

ところが、農林水産省はちゃんとしつかりしていまして、今までどれだけ開発したか、計画があつたか、どれだけできたか。千四百三十三ヘクタールが遊休農工団地だと数字をちゃんと把握しているんです。経産省はさっぱりそれを把握していない。そしてまたたらめをしようとしている。農地を食い物にしようとしている。私はこれ

はもう本当に許せないことだと思います。

質問をさせていただきたいと思いますけれども、農村工業導入法のもの、資料で説明を受けま

平成二十九年五月十一日

うか六〇年、農村に余剰人口があつたわけですよ。僕の同級生なんかもいっぱい、全く「ひよっこ」の子と同じで、集団就職しています、上野駅に来ていた、そういう時代でした。だから、あつたんです。だけでも、就業構造が変化して、人がいないんです。まず、この人がいなくなつたところに進出して、労働力が不足しているところに、どうやってそういうのができるんでしようか。農業だつて人手不足になつていて。私は、今度の法律で、都道府県の計画はもうやるものがないから廃止した、これは現実に合つていると思います。

余りこういう需要はないんじゃないかと思うんです、今どき。だから、経産省のあつちも未来とか変な用語を使って、私から言うと、だまくらかしていると。こつちはまだまだと思いませんけれども、本当に需要が見込まれるんでしょうか。副大臣、いかがでしょう。

○齋藤副大臣 平成二十七年六月に、これは委員も御案内だと思いますけれども、アンケートを実施いたしておりまして、市町村担当者からどのようないいは情報通信業、医療福祉などの立地、導入の引き合いがあつたという回答を得ているところでございます。

○篠原(孝)委員 今、具体的な例示があつた中で、農家レストランとか直売所というのはぴつたうです。よね、地域の農業をバックアップするといふので。こんなのは今まで対象外にしている方がおかしいので、それはとつとやらなくちやいけなかつたんですね。

一九八八年に改正したときの附帯決議の中で、業種を拡大するんだといつて書いておきながら、それから三十年たつていてるんですね。遅々として進まなかつたんだろうなと思いますけれども、逆を言えども、そんなに需要がなかつたと。工業団地というのは、どつちかというと、みんなにやつてそれだけという話、引き合いがあると

○篠原(孝)委員 みんなにやつてそれだけというのではなくて、そんなに多くないと思うんです。とにかく両方お答えいただきたいんですけども。では、具体的に、今ある五業種以外でどんなも

のがあって、それから、第三次産業、第三次産業と言うけれども、サービス業というのは具体的にどういうものが予想されるんですか、それで、どういうものが要望として上がつてきているんでしょうか。細田大臣政務官 今、齋藤副大臣の方から御説明を差し上げました昨年十二月に行いましたアンケートの調査結果でございますが、まず、製造業の関係でござりますと、木質バイオマス発電等の電気業や農産物直売所等の小売業、あるいは情報通信産業などの引き合いがあつたということございます。

また、農林水産業を核とした六次産業化の関連として、農家レストランあるいは農泊等の立地、導入というのも見込まれているという回答を得ております。

特に、サービス産業ということであれば、今申し上げました農産物直売所、農家レストランあるいは情報通信業、医療福祉などの立地、導入の引き合いがあつたという回答を得ているところでございます。

○篠原(孝)委員 今、具体的な例示があつた中で、農家レストランとか直売所というのはぴつたうです。よね、地域の農業をバックアップするといふので。こんなのは今まで対象外にしている方がおかしいので、それはとつとやらなくちやいけなかつたんですね。

一九八八年に改正したときの附帯決議の中で、業種を拡大するんだといつて書いておきながら、それから三十年たつていてるんですね。遅々として進まなかつたんだろうなと思いますけれども、逆を言えども、そんなに需要がなかつたと。工業団地というのは、どつちかというと、みんなにやつてそれだけという話、引き合いがあると

○篠原(孝)委員 みんなにやつてそれだけというのではなくて、そんなに多くないと思うんです。とにかく両方お答えいただきたいんですけども。では、具体的に、今ある五業種以外でどんなも

んですね。そういうところを有効活用していくべいんなどと思うんです。

次に、経産政務官にも来ていただいておりますけれども、ちょっとじっくり聞かせていただきたいので、きのうは大臣ともこれをやつてきましたので、きのうは大臣ともこれをやつてきましたのでできなかつたんですが、きのうの議論を紹介いたしますと、僕はしつこく、一点に集中して議論をしたんです。そこらじゅうに遊休工業用地が余つてはいるのではないか、それを有効活用しないで、何の縛りもなく農地法の特例を認めろ、それが法律に書いてある、こんな尊大な法律は許せない、一体遊休工業用地はどれだけ把握しているんだ聞いたんですが、数字は全然ないんです。

A 4 の方の資料をちょっと見ていただきたいんですが、「空き〇〇の有効活用比較」というもの。みんな今、リフォーム時代ですし、あいていてるところはいっぱいあるんです。空き家、空き地、商店街もあいています。空き工業用地、そして空き農地。

ところが、経産省は、あいている工業用地というか、全然把握していないんです。言いわけは、各県、市町村が勝手に工業団地というのをつくっている、それは把握できないと言ふんです。それは怠慢だと思います。そして新しいところをと。まずは把握できないと言ふんです。それでは怠慢だと思います。そして新しいところをと。まずあいているところを有効活用せよ、それを法文上書き込むべきだと。いやいや、法文上は書き込みませんけれども、国のつくる基本方針にはそれを明確に書き込みます、そういうなまくらな答えなんですね。調査もしないのかとということに対してもぐちやくちや答えたので、何を言つているんだと言つたら、さすが大物大臣ですよ、慌てて手を挙げて、確實に調査をさせていただきますと、ことになつて、これは細田政務官はお聞きになつてましたと思いませんけれども。それはそうですよ。

僕は嫌みを言ってやろうと思いました。それは控えましたけれどもね。どういう嫌みかというと、調査すると膨大な遊休工業用地が出てくるん

いと。責任じやないというのは、新産業都市、三全総、四全総とか、あつちで勝手にやつたので、経産省は手を染めていないと言いわけるかもしれない。草を生やすと、市長はでかい口たいて困らっこつたけれども全然工場は来ないじゃないかとみんなに文句を言われている。だから、頼むからここで小麦でもつくってくれと言われて、十

へクタール、何へクタールか忘れましたけれども、ともかく相当大規模な畑作、小麦をつくつて立地しているので、なかつたんだろうと思いますけれども、そうでもなくて、だんだん住宅ができるときたりして、適地になつていてるところもある。それでも、飯山の方のは離れたところにあるんですね。だから、サービス業には向かないところ

この数字、これの空きのところを見ていただきたいんですが、そうしたら、三、四日前に、眞ん中です、総務省が、これも自分の仕事の延長線で、地債でもつて土地開発公社の抱えているお金と工面していくことになつて、余りにもひどいのでというので調査している。保有金額、こちらの方に興味があるわけですかとも、保有面積で六千百ヘクタールで、五年以上保有、十年以上保有つまり、どうして役人言葉で、本当は遊休で何にも使われていないと書けばいいのに、遠い言い回しでこうやつてちよろまかしているんですね。何にも使われていないのがあるわけです。これがまたおもしろいですが、五年以上と十年以上、ほとんど変わらないですね。五年以上になつたらもう十年以上になるのは運命づけられているという証拠なんですね。使われていないんです。隠れた遊休地がいっぱいあるんです。

ですから、農林水産省もぜひ知つていただきたいんですが、まずこの法律、いいですよ、やるんだつたら。しかし、今あいている遊休、千四百三十三ヘクタールを把握しているんです、それが立派だと思いますよ、これをまず使うというふうと。遊休農地も活用するというのは、もう農地中間管理機構等でやっています。だから、農林水産省の方がずっと姿勢として真面目ですね、自分たちの所管するところを使おうと。経産省はつまみ食いでます。あとは知らぬ、これは無責任きわまりないんです。その無責任きわまりない役所に突然政務官として赴任され、びっくりされているだろうと思います。愛媛県の眞面目な人たちばかり相手にしてきたのにと思いますけれども、まだ参議院があるので、僕はしつこく参議院で法案修正してもらいたいと思つていますけれども、法文上、遊休工場用地を最優先使用すべきだ。どうしてそれを言うかというと、これを使つちゃいけないとまで言わないとと思う。どうしてもとなつたらやつてもいいけれども、姿勢として、余っているところを絶対使うべきだと明確に書けない。

きのうは、ぐじやぐじや言つて、これについてはさすが大臣、お答えになりませんでしたけれども、今は大臣になりますが、経産省の見解をお聞かせ願いたいと思います。

○井原大臣政務官 お答えを申し上げます。

私も経済産業政務官をさせていただいていますが、大臣と同じ農業の、四国の出身であります、そこで市長をさせていただいたので、先生の先ほどのお話の、農地の重要性というの是非常に理解と、そしてまた、懸念については十分理解しているところであります。

そこで、一つは、昨日の委員会に引き続いての、おさらいということにはなりますけれども、地域未来投資促進法案ということですが、まず、基本的なフレームとしては、しっかり農林水産省とも連携をしながら、法律上の枠組みの中で、農業上の土地利用との調整のための仕組みを導入しているということ。二点目に、国策定する基本方針において、優良農地の確保を明確化するといふことをといたしております。

具体的には、かなりフィルターもかかつております。法律上の枠組みとして、国的基本方針に都道府県及び市町村が作成する基本計画が適合することを確認すべく、基本計画は主務大臣の同意を得ることが必要とされています。同様に、国の方針等に市町村が作成する土地利用調整計画が適合することを確認すべく、都道府県知事への同意を得ることが必要とされています。

その上で、法律上、これららの基本計画及び土地利用調整計画は、農業振興地域整備計画との調和が保たれたものでなければならぬということになりました。法律の眞面目な人たちばかり相手にしてきたのにと思いますけれども、まだ参議院があるので、僕はしつこく参議院で法案修正してもらいたいと思つていますけれども、法文上、遊休工場用地を最優先使用すべきだ。どうしてそれを言うかというと、これを使つちゃいけないとまで言わないとと思う。どうしてもとなつたらやつてもいいけれども、姿勢として、余っているところを絶対使うべきだと明確に書けない。

そこで、先生が御指摘している遊休地等について、法律の中に書き込めないか、こういう話になつてくるわけであります、この枠組みの導入が保たれたものでなければならぬということは、これは明記をするということになつております。

そこで、先生が御指摘している遊休地等について、法律の中に書き込めないか、こういう話に前例の法律は、これは福島議員がきのうの委員会でも指摘しているんですけど、農業の健全な発展とかいうような、いろいろなところに書いてあるんですね。そういうのが大半なんです。そんなことは地域未来投資促進法には何も書いていないんですね。それで優遇しるという。これはやはり農林水産省の姿勢として問題で、こういう前例があるからといって、これからもこんなことばかり行われるんじゃないかという気がしているんです。

なぜこれを心配するかというと、またこの一番最初の表に戻つていただきたいんです。下の農地

面積のところを見てください。

日本の農地面積の推移。一番右側、日本は五

年前と比べて七四%、二六%農地面積が減つて

いるんです。フランスは八三%、イギリスは八七

%、どこの国も減っちゃつていますけれども。た

だ、左側のイギリスのところを見てください。イ

ギリスはふえてるんですよ。減り方も、もとも

と日本はフランスの農地面積の五分の一か六分の一、イギリスの四分の一か五分の一。ずっと守ら

なきやいけないので、ルーズだと。

それから、各関係県。高知県は半分になっちゃつ

てます。これは乱開発じゃないんですね。

千葉県が相当、東京に近いところは農地なんかす

かすかになつてだめになつているかと思つたら、

房総半島の先の方は違うんですよね。六五%を維持している。長野県も、高知県よりかましですけ

れども、五八%になつていています。

長野と高知に共通なのは、もう農業をやれなく

なつて、ほつたらかしにされてしまつたところな

んです。一番悲惨なんですね。住宅とか工場用地

というのは、工場用地と道路というのかつては

物すごく多かつたんですね。それは少なくなつて

いるはずなんですね。高知県に工場用地がそんなに

必要なわけじゃないですね。だめですよ。

それで、僕は不思議なのは、これは農林水産省

として姿勢をちゃんと明確にしなくちやいけない。

今、ほかの前例の法律と言いましたけれども、

前例の法律は、これは福島議員がきのうの委員会

でも指摘しているんですけど、農業の健全な発展と

かいうような、いろいろなところに書いてあるん

ですね。そういうのが大半なんです。そんなこと

は地域未来投資促進法には何も書いていないんで

す。それで優遇しるという。これはやはり農林水

産省の姿勢として問題で、こういう前例があるか

らといつて、これからもこんなことばかり行わ

るんじゃないかという気がしているんです。

なぜこれを心配するかというと、またこの一番

最初の表に戻つていただきたいんです。下の農地

サイドに立つてやつていただかなくちゃいけないんですが、ここはどうなつてているんでしようか。

○細田大臣政務官 今先生から御指摘があつたとおり、農林水産大臣政務官として、優良農地の確保には全力を尽くさなければならないというふうに考えております。

さらに、その前提に立つて、地域未来投資促進法案について申し上げれば、先ほど先生から幾つか、農林漁業の健全な発展という文言がないのではないかというような御指摘がございましたけれども、地域未来投資促進法案においては、都道府県等が定める基本計画及び市町村が定める土地利用調整計画の農業振興地域整備計画との調和というのが明記をされておりまして、私どもとしては、非常に強い土地利用調整のための仕組みが実態的に明記されているというふうに理解をしているところでございます。

法案そのものの検討においては、経済産業省から当省に対する、農地法等に係る配慮規定を設けられないかという御相談がございました。私もとしては、今申し上げました丁寧な土地利用調整を図るために計画制度を実態的に規定するというようなこと等々を前提として、農地法等に係る配慮規定を設ける検討に協力を行つてしまつた。これは十七条でございます。

この結果、地域未来投資促進法案は、これは昨日の経済産業委員会の質疑でもいろいろな御説明があつたところでございますけれども、優良農地の確保を基本としながら、地域の成長発展の基盤強化を図るものになつていて、そのうえを考えております。

○篠原(孝)委員 ちょっととまくらな対応ですね。

では、ちょっとお伺いしたいし、僕は今回の感心したのがあるんです。地域創生関係ですよ、地方創生。山本幸三大臣のところで検討会を同じようにやつていたと、一年間。どういうのかといふと、やはり地域雇用ですよ。地方大学の振興及び若者雇用に関する有識者会議、これは、まち・

ひと・しごと、ちょっと順番を忘れちゃいましたけれども、そこの中で、一極集中を避けるというので、三十万人の若者の雇用を創出する、東京への集中を抑えるんだ、二〇二〇年までに東京の出

入りをゼロにするんだと。今はちょっととずつふえている。だけれども、また最近、東京の一極集中が始まっているんですね。首都圏の一極集中はもう始まっているんだとですけれども。それを直そうとしているだけれども全然直らないということで、数値目標を見直すことにしておりますけれども、その一環として立派だな、やればできるんだなと思つたんですけれども、二十三区内の大学の定員をもうふやしてはいけない、もし新しい学部、新しい学科をつくるんだつたら、既存の学科、学部の人数を減らして、スクラップ・アンド・ビルトしなくちゃいけないと。

それで、きのう農業新聞にも出ていたんですけどね、そうしたら農業新聞に詳細なことが書かれている。不思議だなと思いますけれども。それを法定化すると。要するに、政策はあめ、補助金でこういうふうにやつたりした方がいいですよというものと、むちでもってこれはだめだというものが。私は、農地を潰してはならないというのはむちで、絶対にしなくちゃいけないと。

それを、山本幸三大臣は、ちょっと聞いていません。これは大臣じゃなくていいです、副大臣でいいですから。どうしてこういうことを、自分の役所のできることなのにしない。地方創生、必死なわ

けです。大学生はこれ以上東京に来なくていい、そのかわり地方をやるというので、長野は、長野大学という上田にあつたのを公立大学にしていま

す。諏訪理科大学というのも公立大学にする。公立偏重がある。それから、ほかにも、新潟薬科大

学というのが長野に薬学部をつくりたいとかそういうのがあって、それをみんな受け入れるようにやつてくださいと言おうと思つてます。これで十分、学費負をないがしろにした失言を取り消していると思います。コンベンセーションしている

が全国で五位、五番目に、県外に行くのが多いんです。一番が何と和歌山県だったんです。長野県

は教育熱心なのにかわらず大学がないので外に行かなくちゃいけなくて、帰つてこないというの

でありますけれども、国が策定する基本方針、ここにおきまして、今般の土地改良法改正案に基づいて農地中間管理機構関連事業で費用負担を求めて事業を実施した農地については、農地

連事業を実施した農地は本法の産業導入地区に含めるのは適当ではないというふうに書き込む。それを言つてはいけない、もし新しい学部、新しい学科をつくるんだつたら、既存の学科、学部の人数を減らして、スクラップ・アンド・ビルトしなくちゃいけないと。

農村のために、農業のために思い切ったことをしていただきたいと思うんです。

そうしたら、資料の中に、農地中間管理機構関連事業を実施した農地は本法の産業導入地区に含めるのは適当ではないというふうに書き込む。それを言つてはいけない、もし新しい学部、新しい学科をつくるんだつたら、既存の学科、学部の人数を減らして、スクラップ・アンド・ビルトしなくちゃいけないと。

それで、もつと意欲的に取り組んでいただきたいたい。ここからは大臣です。提案いたしますから、ちゃんと答えてください。山本幸三大臣はちゃんとコンベンセーションしたんです。山本有二大臣もちゃんとコンベンセーションしていただいて、リカバリーショットを打つていただきたいということで、提言いたします。

でしょうか。

○齋藤副大臣 法律のたてつけに従つてお答えし

私は、農林水産省がやるべきことをもつとちゃんと早くやつてほしい。やはり地域資源というか、地元のものを活用してやつていくということをすべきですよ。それだったら、人のふんどしで相撲をとるみたいな感じじゃなくて、自分でやる。産業を興すんだつたらこうだと。文章はちゃんと書いてあるんですよ、まち・ひとしごと総合戦略のところで。そこから引っ張ってきて、活力ある農山漁村づくり検討会報告書があつて、農山漁村のところ、「地域資源を活かした雇用の創出と所得の向上」「農林水産業の関連産業を農山漁村に取り込み、「むら業・山業・海業」の創出を図らなければならぬ。」あんまり変な言葉だと思いますね、これは。つまり、農林水産業の関連産業を農山漁村に取り込む、そういうことを考えたら、そんな五業種をほか全産業に広げるというのも、それは必要じやないとは言いませんけれども、第一に六次産業であり、あとは、今、議員立法でやろうとしている。同僚議員の務台さんが一生懸命やつてきて、僕のところにも相談に来るんですけれども、農山漁村の体験学習ですよ。これとか、今、民泊、民泊なんて言つていますけれども、はるかな昔から農家民宿、漁家民宿があるんですよ。資料の二ページのところを見てください。

済みません、経産省はいつも遅いんですけれども、答弁者が夜中にしか来なかつたので、網かけしてありませんでした。愛媛県のところを網かけしなくちゃいけないんですけれども、僕はびっくり仰天しました。農家民宿、どれだけあるかといつたら、これっぽっちしかないとよね。

さすが我が長野県は立派です。全国一、農家民宿が多いんです。私なんかは、政治家になりたてのころ、これを規制緩和でるようにと一生懸命やつたんです。その成果が多少あらわれているんです。だけれども、ほかはこれっぽっちしかないと高知県は二十四。山本大臣の地元に私も行つた

ことがあります。四十万川。  
中国人は爆買いに来るばかりじゃないんです。もうわかつた人たちが、日本の美しい自然、おいしく食べ物、そういうところに興味を持ち始めるんです。そういうところに滞在して、ゆつくりして、日本の自然を味わつていただきたい、そういう方向になつていて、全然そういうことをしないんですね。

何で、全産業に拡大するとかいう前に、農業体験で小学生、中学生に一週間泊まつてということを、そつちをしないのか。何で民泊、民泊つて、それで言つていたら、あつちの言葉に引っ張られて農泊とか言つている。やめてください、農家民宿、漁家民宿と昔から言つているんですよ。民泊と同じようにいかがわしいものもいっぱい入つて思われると思うですから、農泊なんて使わないで、どうしてかと、ここから聞いていただきたいんですが、僕の話を聞きながら、この三ページ目と四ページ目の二十年前の日経の一番後ろの文化欄の、フランスの農家民宿、人情三つ星といいます。

二十数年前の数字ですけれども、フランスの国

内旅行の四分の一は農家民宿を利用しているんで

す、特に家族連れは、一週間単位の休みがとれる

というのもあるんですね。こうしたことが日本で

はほとんど行われていないんです。需要はいっぱいあるんです。足りないのはバックアップなんですか。

大臣、これについてどのようにお考えになりますか。

○山本(有)國務大臣 しばしば篠原委員に高知県

への激励をいただきまして、ありがとうございま

す。

大臣、これについてどのようにお考えになりますか。

○山本(有)國務大臣 しばしば篠原委員に高知県

への激励をいただきまして、ありがとうございま

す。

二十数年前の数字ですけれども、フランスの国

内旅行の四分の一は農家民宿を利用しているんで

す、特に家族連れは、一週間単位の休みがとれる

というのもあるんですね。こうしたことが日本で

はほとんど行われていないんです。需要はいっぱいあるんです。足りないのはバックアップなんですか。

大臣、これについてどのようにお考えになりますか。

○山本(有)國務大臣 しばしば篠原委員に高知県

への激励をいただきまして、ありがとうございま

す。

大臣、これについてどのようにお考えになりますか。

○山本(有)國務大臣 しばしば篠原委員に高知県

への激励をいただきまして、ありがとうございま

す。

二十数年前の数字ですけれども、フランスの国

内旅行の四分の一は農家民宿を利用しているんで

す、特に家族連れは、一週間単位の休みがとれる

二十数年前の数字ですけれども、フランスの国

内旅行の四分の一は農家民宿を利用しているんで</

ルライフというので、月曜日から金曜日までは東京で仕事をしているけれども、土日は山梨や長野のところ。これは、フランスではもうとつくの昔から定着しているんです。ところが、これでデュアルスクールというので、今大臣が言われた子供さん、お孫さんが来たら、もう東京の学校に行くのは嫌だ、ここでおじいちゃん、おばあちゃんとずっと学校に行きたいと言う。僕は、子供たちにとってはその方が幸せだと思います。中川昭一ジュニアは非常に立派ないい子に育つんだろうと思います、そういう経験をしているので。ですから、こういうことをやっていただきたいと思います。

だから、お約束いただきたいと思います。来年は、農家民宿、漁家民宿促進で、農山漁村体験というのも含めた法律をぜひ、一年間検討して、やつていただきたいと思います。やつたらできるんです。そうしたら、全然違いますよ。そんな山奥のところで、何にもない山奥のところ、僕は、山奥のところの方が景色がいいですし、いいんですよ。真っ平原などころが平たんで農業に向いていませんけれども、そういう農家民宿には向いていないんです。ぜひそれをやつていただきたいと思うんです。

この文章をお読みいただきましたでしょうか。これはネタをばらすと、ばらしちゃいけないと言われているんですねけれども、見ればわかるんですけれども、私の女房が書いた文章なんです。私は、本当は農林水産省の現役の役人のときにこれをやろうと思つたんですが、帰ってきてこういうのを、水産庁企画課長となつて二百海里とかやつていて、これをやつている暇がなくて、それで今、国会議員になつちやつてている。だから、心残りなんですよ、これ。私が大臣になつたらすぐこれをやるんですねけれども、そういう状況になつてしまふんで、大臣にはぜひやつていただきたいと思います。

もう一つ、具体的な提案。逆転の発想でやつてください。さつき言いましたように、そちらじゅく

うに遊休工場用地がいっぱい残つてゐるんです。真つ平らです。整地されています。水を持つていて田んぼには復帰できないでしようけれども、日本本の自給率が低い麦か大豆、菜種はつくれるんですけど。ぜひ逆転の発想で、こういう用地を農業に活用していくんだ。ほつたらかしになつて、草ぼうぼうなんです。中山間地域の草ぼうぼうのところは、じいちゃん、ばあちゃんばかりでできないですけれども、平らなところ、工場用地ができるところはできるんです。これを逆に攻勢に出で、ここを麦、大豆、菜種、ソバをつくるると言つてやるようにしていただきたいと思う。これについてのお答えをいただいて、質問を終わらせていただきます。

○山本(有)国務大臣 対象業種の限定の廃止にあわせまして、優良農地を確保する観点から、農用地等との利用調整、これをしっかりと行う必要があるんです。そうしたら、全然違いますよ。そんな山奥のところで、何にもない山奥のところ、僕は、山奥のところの方が景色がいいですし、いいんですよ。真っ平原などころが平たんで農業に向いていませんけれども、そういう農家民宿には向いていないんです。ぜひそれをやつていただきたいと思うんです。

さらに、なお、実施計画面積と立地済み面積の差、四千七百九ヘクタールのうち、千四百三十三ヘクタールについては造成済みでございます。農地に戻すことはこれは困難でございますが、それ以外の三千二百七十六ヘクタールにつきましては未造成の土地でございます。これまでにも、実施計画を縮小して、農地として利用している例もございます。

また、この改正法で農地転用を伴う農業用施設の設置も可能であるということから、植物工場などの利用あるいは立地ということも有効だろうと思つております。

いずれにしましても、この農工法の改正法案のもと、国が策定する基本方針に基づく適切な土地利用調整を通じて、優良農地を確保し、そして遊休地の活用も図つてまいりたいというように思つております。

○山本(有)国務大臣 高度成長期にありました昭和四十六年、国土の均衡ある発展の観点から、太平洋ベルト地帯以外の地域への工業再配置の政策が講じられるその一方で、農業、農村サインからは経営規模の拡大等、農業の構造改善を図る必要がありました。

このため、工業を農村地域に導入するというこ

とに、農業従事者等、農村地域の地元住民の雇用を創出して、これと相まって農業構造改革を促進するための措置を講ずることによって、農業と工業との均衡ある発展を図ることができるというようなことを目的として農工法が制定されました。

これまで三十五の府県及び七百三十一の市町村が農工実施計画を策定しておられまして、一万九千四百十四ヘクタールに立地が済んでおりますが、八千九百二十一社の操業、六十一万六千人の雇用が生まれたわけでございます。

しかししながら、我が国の産業構造の変化がございました。工業から第三次産業へと重心が移動いたしまして、工場立地面積も平成二十七年には平成三年の四分の一に低下をしております。最近の農工法の活用を見ますと、農工実施計画の新規策定数が一桁台で推移するとともに、工業用地とし

て造成されたものの活用されていない農地、いわゆる遊休工業用地が千四百三十三ヘクタール存在

しているということにもなつてしましました。

このため、農村地域の就業機会を確保する、そ

して農村の振興を図るという観点からこの法律の改正をしていくわけでございますが、今までの役割が十分かなえられ、そしてやがて終わるうとしているというように捉えていたところでございま

す。

○村岡委員 私も、実は秋田の中で、私の地元の

地域は、この農工法というものは成功している方だ

と思うんです。

というのは何かというと、TDKという会社があ

ります。創始者が、にかほ市という、私、由利

本荘市とにかく市が地元ですけれども、ずっと創

られた。篠原教授の後に質疑をさせていただきます。

○村岡委員 民進党、秋田県出身の村岡敏英でございます。

○北村委員長 次に、村岡敏英君。

先ほど篠原先生が、経産省の、いろいろな名前、新産業都市建設促進法とか工業再配置促進法、テクノポリス法とか、いろいろと、この名前の変遷というのは何か日本歌謡史みたいな感じで、そのときそのときにはやりを追つてやつて、それで、私も部門会議で聞くんですが、それなりに成果はあった、それなりにというんですね。では、何かこのことによつて都市と地方の格差が縮まつたとか、その地域がどういう職業構成になつて変わつていつたとか、それは何の分析もしていません。そして、新しいことだけ目指す。

結果、これまで、私の秋田でもそうですけれども、多分、全国各地で工場団地をつくり、もちろんそれなりに工場が配置されているところもありますけれども、全く来なかつたところ、それから撤退したところ、たくさんまだあると思うんです。ただ、過去の実績をつかまないで全部ふたをしてしまつ。それでは、実態をつかんでいないで新しいことを行おうとしているんじゃないのか、こういうふうに思はざるを得ないところがあります。

その意味で、経産省のこれまでのいろいろな対策は別にして、農工法のこれまで果たしてきた役割、そしてどのよくな結果だったのかということをもう一度改めて山本農林大臣にお聞きしたいと思います。

○篠原(孝)委員 ありがとうございます。その意

始者の方が、衆議院議員もやられて、科学技術庁長官もやつて、農工一体というのを訴えて議員もやられていて、それでTDKのマザーワーク場もあるということで、いろいろな、バブルが崩壊しても何にしても、創始者のところだというので残つていて、農業だけではなかなかこれは飯を食えない、工業もしなきゃいけないという理想のもとでやっています。ところが、違う地域はやはりそういうのはいってない。創業者の志とかそういうことで。

都市から農村に移りたいといったことが期待される人、こういった人たちが想定されるのではないとかというふうに考えております。

つくりつてくれました。今、二つともありません。ですから、なかなか厳しい現実の中、海外に工場が移転する、そういう今の産業のあり方の中でも、農業と工業が相携えてダブルの収入で何とか地域に残るというようなことが不可能になつてきつつあるということは、現実そのとおりでござります。

○佐藤(速) 政府参考人 目的規定にござります雇用構造の高度化でございますが、この雇用構造の高度化とは、生産性の低い部門から高い部門へ労働力の移転を図るという意味でございます。より労働生産性の高い業種の導入を促進するという考え方方は、今回の法改正の前後で変わるものではございませんので、導入すべき産業を具体的に選定、決定する際の指針とすべく、引き続き、

○村岡委員　雇用構造で効率いい企業をとて、この雇用構造の高度化といった文言を目的規定に規定しているところでござります。

○佐藤(速)政府参考人 これから市町村が実施計画を策定するに当たりまして、立地、導入する産業の種類ですとか規模ですとか、そういうふたものをおこから市町村を中心にしていくことになるかと思います。そのときに、雇用構造の高度化に資する産業なり施設の立地、導入、こういうこ

とを考えていたが、そのための指針として、この雇用構造の高度化というようなことを念頭に置いてやつていただかう趣旨でござります。

○村岡委員 先ほども出ましたけれども、市町村にアンケート調査をとつて、工業等五業種以外のものとへうことで、電気業とへうのが九十三半と

いうことで一番多かつた。木質バイオマスとかそういうのもあるんですけども、太陽光なんていつたら、これは農地の優良地の、一番いいところが一番日差しがいいわけですね。これは何も嵩

度化の産業じゃないんです。こういうのを求めてくるんですね。太陽光というのは全国でもいろいろな会社の方が手がけていますよ。これは優良農地を狙っているしかないんです。日陰のところなんかは行きませんから。

所、これは全国に出ていて、大臣からお話をあつてようこそ、非常にいい式など、自分で一つ一つやら

のがどのぐらいの値段で売れ、どんな評価を得ているか、これがわかるということは非常に、昔の、市場に農家の人は出していた、それが当然だったのが、なぜか自分のつくった生産物の価格も味の評価も評判も何も聞かなかつたのとは変わつて、これはよくなつてきたことです。

だけれども、コールセンター、これも別に悪い仕事と言つてはいません。やはりこれは利益率は余りないので給料はなかなか抑えられる。そしてさらに、産業廃棄物処理業なんというのも求めているというのがあります。そういう意味で、高度化のものが来るかどうかというのは、市町村も非常にこれは厳しいと思うんですね。

この辺のところを、農林省が国としてこの政策を進めしていくときに、各都道府県が計画を立てることはもちろんわかります、どんなフォローをしていきたい、こう思つています。○佐藤(速)政府参考人 実際に市町村が産業導入するに当たりましては、農山漁村振興交付金などによりまして、なるべくそういう雇用構造の高度化に資するような施設の支援、こういったものに努めてまいりたいというふうに思つておりますし、また、市町村における実施計画のフォローアップ、これを国としてもしっかりと行う。そういうふうに評価をする、それを県を通じて国もフォローアップする、そういったことにつきましては、市町村がみずからフォローアップといいますか定期的に評価をする、これを県を通じて国もフォローアップする、そういうふうに思つています。○村岡委員 その点が大変心配ですけれども、これまで見過ごすわけにはいかないわけですね。これはもう本当に、農村社会が崩れていくのをそのまま見過ごすわけにはいられないわけですね。

○村岡委員 その点が大変心配ですけれども、これはもう本当に、農村社会が崩れていくのをそのままで見過ごすわけにはいられないわけですね。それでは、もう本当に、農村社会が崩れていくのをそのままでやつていけるのかどうかというのではなく、それでも、その辺のフォローアップはしっかりと聞いていただきたい、こう思つています。○佐藤(速)政府参考人 このフォローアップで、農工法から離れます。

規制改革会議の農協フォローアップ、これは大臣にお聞きしたいんですが、この規制改革会議といふのはフォローアップする権限があるんですか。

○山本(有)国務大臣 広く一般的、抽象的に、国

の制度、仕組みについてのP D C Aサイクルを回すという意味では常にフォローアップをしていただいていると、いう認識でございますが、個別の農協についての、農協が改革する、あるいは全農が改革するということについての具体的なことについてのフォローアップは、私ども農林水産省とともに情報交換しながらやつていくというたまりになつてゐるというように考えております。

○村岡委員 もう時間が参りましたので、きょうはこれで終わりますけれども、このフォローアップ

でも、規制改革会議、農協ももちろんです、それから、きょうの新聞で、漁業に関する規制改革会議が何か入り込んでくると。

これが、きのう、農業新聞で、大臣はお忙しい

からお帰りになつたと思ひますけれども、各テー

ブルを回つてると、規制改革会議つて何だと。

規制改革会議のメンバーになった方が国会議員になるよりも大臣になるよりも、そしてまた農林省の役人になるより、そちの方が多い、国会議員

なんか何のために必要なんだ、こんなことも言わ

れました、テーブルで。

その点を最後申し述べて、やはり農林大臣、農

林省そして農林水産委員会のメンバーがしつかり

と農業を引っ張つていく、また林業、漁業をと、

こういう思いでやりたいと思ひますので、よろしくお願いします。

○北村委員長 次に、畠山和也君。

○畠山委員 日本共産党の畠山和也です。

○北村委員長 次に、畠山和也君。

○畠山委員 そのふうに思つております。

○村岡委員 その点が大変心配ですけれども、こ

そで、初めに何問か、この間の経過を、数字も含めて質問したいと思います。先ほどからも出てきていますが、まず、農工団地における企業の立地動向の推移について、前回改正以降、三十年の範囲で結構ですから、新規立地及び撤退数の両方について傾向を述べてください。

○佐藤(速)政府参考人 平成二年から平成二十年までの間の動向でございますけれども、新規立地企業数、平成二年は約七百社でございました。平成七年以降は毎年おおむね三百社前後となつております。

他方、撤退企業でございますが、平成二年は八十社、平成十二年以降はおおむね二百社となつておりまして、新規立地企業数が撤退企業数を上回つて、こういう状況でござります。

○畠山委員 私も資料の方を見ましたけれども、今答弁があつたように、新規立地が二百から三百台で推移はしていきますが、同時に撤退も二百前後ぐらいあつて、差し引きとしてはプラスになつてきていることは承知しています。

そこで、先ほどからも議論がありましたが、撤退も一方では二百前後ある。その撤退の理由といふものをどのように掌握しているでしょうか。

○佐藤(速)政府参考人 先ほどお答え申し上げました数字、平成十七年までは農村工業センターというところが調査をしておりました。

農工団地における企業が撤退した理由は、残念ながら把握をしてございません。しかし、一般的には、企業の海外進出に伴う工場の海外移転ですか、景気の後退局面による工場の閉鎖等によるものではないかとうふうに考えてございます。

それで、一九八八年に改正が行われて、このと

きに現在の五業種、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業に業種指定が拡大されたわ

けです。当時ですけれども、我が党は、農村地域での切実な雇用への要求から見て、賛成いたしました。しかし、この二十年間の検証は必要である

といふうに思つていています。

そこで、初めに何問か、この間の経過を、数字も含めて質問したいと思います。

先ほどからも出てきていますが、まず、農工団地における企業の立地動向の推移について、前回改正以降、三十年の範囲で結構ですから、新規立地及び撤退数の両方について傾向を述べてください。

○佐藤(速)政府参考人 平成二年から平成二十年までの間の動向でございますけれども、新規立地企業数、平成二年は約七百社でございました。平

成七年以降は毎年おおむね三百社前後となつてお

ります。

他方、撤退企業でございますが、平成二年は八

十社、平成十二年以降はおおむね二百社となつて

おりまして、新規立地企業数が撤退企業数を上

回つて、こういう状況でござります。

○畠山委員 私も資料の方を見ましたけれども、

今答弁があつたように、新規立地が二百から三百

台で推移はしていきますが、同時に撤退も二百前

後ぐらいあつて、差し引きとしてはプラスにはなつてきていることは承知しています。

○畠山委員 私も資料の方を見ましたけれども、

今答弁があつたように、新規立地が二百から三百

台で推移はしていきますが、同時に撤退も二百前

後ぐらいあつて、差し引きとしてはプラスにはなつてきていることは承知しています。

そこで、先ほどからも議論がありましたが、撤

退も一方では二百前後ある。その撤退の理由とい

ふものをどのように掌握しているでしょうか。

○佐藤(速)政府参考人 先ほどお答え申し上げま

した数字、平成十七年までは農村工業センターと

いうところが調査をしておりました。

農工団地における企業が撤退した理由は、残念ながら把握をしてございません。しかし、一般的には、企業の海外進出に伴う工場の海外移転ですか、景気の後退局面による工場の閉鎖等によるものではないかとうふうに考えてございます。

○畠山委員 既に議論されているように、海外移転、進出に伴うものが撤退では大きな理由だろう、これは理解できるものと思うんですね。そういうことが繰り返されしていくことになつてしまつたわけではありません。

それで、農村での人口定着といつことはもちろん成り立たなくなつてしまつます。

そこで、実際に操業企業の雇用状況を調べてみると、規制改革会議のメンバーになりました。それも確認したいんです

が、このように、進出してきた企業のところでの統計もありました。それも確認したいんです

いうことが繰り返されていくことになつてしまつたわけです。これでは、農村での人口定着といつこ

とはもちろん成り立たなくなつてしまつます。

が漸減傾向となつてゐるのでは、これまた人口定着も難しくなつてきています。

それで、では、どういう就業の場があればいいのか。農村地域で、もちろん就業の場が欲しいという切実な要求に応えつつも、安定して定着できる就業の場を求めているわけですから、それをどう検討するかが課題です。

これも先ほどから出でていますが、農水省がアンケートをこの間行つていて、二〇一五年に全市町村を対象にしたものもありました。このアンケートも興味深く読ませていただきましたが、非常にその検討すべき内容として注目するものがあると思つています。

例えば、就業機会の創出で、地域の資源を活用した内發的な産業の育成、または地域外からの工場等の誘致、どちらを重視するか。つまり、内發型か誘致型か、選ぶんだつたらどっちですかといふ二者択一の質問をした項目があるんですね。それを分析していく、いわゆる過疎地域の市町村と三大都市圏の市町村とで違ひがあることがきちんと書かれておりました。

その内容について答弁してください。

○佐藤(速)政府参考人 平成二十七年の十二月にできました農水省内の検討会におきまして、地方自治体にアンケート調査をとつております。全国の千四百六十五市町村を対象に、今委員が御指摘のような問い合わせを発出したところでございます。

その結果でござりますけれども、地域の資源を活用した内發的な産業の育成、それと、どちらかといふとそういう内發的な産業の育成、これを合計した数字でございますが、過疎地域ではこれが約七割の回答を占めております。

これに対しまして、人口が五万人未満のところにつきましては約六〇%弱、さらに人口十万人未満の市町村ということで見ますと約五五%、十万人以上ということで見ますと約五〇%、さらに三都市圏といふことで見ますと約四〇%というこ

とで、過疎地域が最も大きく、人口が多くなるに従つて内發型を志向する市町村が少なくなつてい

く、こういう傾向が見てとれます。

○畠山委員 つまり、いわゆる過疎地域は七割超が地域内發型の産業を求めてゐる。それに比して、三大都市圏は地域外からの工場等の誘致を重視している、これは約六割だというアンケート結果になつてゐるわけです。だから、こういう結果が出るのも私は当然だと思います。

先ほどから話がされているように、生まれては消える、生まれては消えるという就業の場が、二十年、三十年を経て実体験としてあつたわけですよ。だから、工場誘致はもちろんしていんだけれども、それとどめず、やはり地域内發型の産業を重視している、特に過疎地域がふえてきているということは重視する必要があると思うんです。

今、中小企業振興基本条例が広がつてきていて、四十道府県で制定されてきています。市区町村では百八十以上の自治体にまで広がつてきています。大企業の工場や事業所を誘致しても、大資本の論理あるいは海外移転が当然という経済状況にあります。そこで、地域資源と個性を認識した内發型産業を住民ぐるみで発展させようという地域の意思が強まつているのも当然ですし、それが今まで広がつてきています。大企業の工場や事業所を誘致しても、大資本方針であることは間違ひありません。

○山本(有)国務大臣 間違ひありません。これは法の制定から変わらぬ重要な基本方針だと思いますが、これは大臣に確認します。法の制定からこの改正案に至るまで変わらぬ重要な基本方針であることは間違ひありません。

私は地元の北海道でも、ある町の条例も見させていただきましたが、日本一の食料生産基地への発展のために、中小企業が生産、流通、消費などを経済活動の全般にわたつて重要な役割を果たしてきたとして、町、事業者、経済団体、町民が一体となって中小企業の振興を宣言して取り組んでいます。

一般的に、工場を誘致して、北海道ですから、交通、さまざまな運輸コストなどもかかる中で、やはり地域の内發型の産業を重視するということをやはり地域に根づいて就業の場を確保するという観点から、そういう方向に目が向いていふといふ点から、現状を見ても、農業と

今般の農工法の改正後におきましても、農業と導入される産業との均衡ある発展を図るという目的は変わらないところでございます。

現在、都道府県が持つてゐる基本計画は、もちろん國による基本指針をもとにつくられたもので

業種の拡大についても、慎重に進める必要があるということを述べておきたいと思つています。

それで、実際の改正案の中身について質問したいと思います。

その対象業種は、今回、工業等の五業種から全業種へ一気に拡大することとなります。

資料の一をごらんください。それが「目的」の中で、この後議論したいものでありますけれども、法の目的として、下から二行目、これは改正案も現行法もそうですが、なぜこの法があるかといえども、農業と工業の均衡ある発展をするためだと。改正案では「農業とその導入される産業との均衡ある発展」と変わりますので、今後、便宜的に農業と産業の均衡ある発展と私は言いますけれども、これがなされるかどうかが大事なことだと思います。

今は、中小企業振興基本条例が広がつてきていて、四十道府県で制定されてきています。市区町村では百八十以上の自治体にまで広がつてきています。大企業の工場や事業所を誘致しても、大資本の論理あるいは海外移転が当然という経済状況にあります。そこで、地域資源と個性を認識した内發型産業を住民ぐるみで発展させようという地域の意思が強まつているのも当然ですし、それが今まで広がつてきています。大企業の工場や事業所を誘致しても、大資本方針であることは間違ひありません。

私は地元の北海道でも、ある町の条例も見させていただきましたが、日本一の食料生産基地への発展のために、中小企業が生産、流通、消費などを経済活動の全般にわたつて重要な役割を果たしてきたとして、町、事業者、経済団体、町民が一体となって中小企業の振興を宣言して取り組んでいます。

一般的に、工場を誘致して、北海道ですから、交通、さまざまな運輸コストなどもかかる中で、やはり地域の内發型の産業を重視するということをやはり地域に根づいて就業の場を確保するという観点から、現状を見ても、農業と

今般の農工法の改正後におきましても、農業と導入される産業との均衡ある発展を図るという目的は変わらないところでございます。

現在、都道府県が持つてゐる基本計画は、もちろん國による基本指針をもとにつくられたもので

した。前回、一九九六年、平成八年のもので改め

てそれを読み直してみると、その中に「農業構造の改善」という項目があつて、これはもちろん、法の目的にそつと書かれているわけですから、基本方針においては、認定農業者等に対する農地の流動化に積極的に取り組むことを掲げて、そのための農工法なんだというふうに基本方針には定められています。

こういうふうに具体的には書いていますね。「また、農地の流動化の推進に当たっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進する等重点的かつ効果的な実施に努める。」というのが今的基本指針です。

つまり、企業で安定的に働ける人は、農地提供を促進するためだと。つまり、企業で安定的に働く人は農地を出してくれれば流動化が進むといふことが今の国的基本方針の中に書かれているわけです。

つまり、企業で安定的に働ける人は、農地提供を促進するためだと。つまり、企業で安定的に働く人は農地を出してくれれば流動化が進むといふことが今の国的基本方針の中に書かれているわけです。

改正案で基本計画への記載事項が変えられることがあります。農業構造改善に関する目標は、今まで任意的記載事項でしたけれども、今度は義務的記載事項に変わることとなります。

つまり、農地の流動化を進めるための目標を各自治体に義務的記載事項として持たせるといふことになるんでしようか。これは事実としての確認で、答弁してください。

○佐藤(速)政府参考人 この法案の第五条第二項におきまして、「産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標」、第四号でございますが、これを任意的記載事項から義務的記載事項にすることとしたところでございます。

これは、農業の成長産業化を図る上で、農業の構造改善を図ることが喫緊の課題であります。ま

た、今般の改正によりまして対象業種の限定を廃止するに当たりまして、従来以上に、農村地域の就業機会の確保と、農業と導入産業との均衡ある発展が図られることが重要となることを踏まえまして、義務的記載事項としたものでございます。

○畠山委員 従来以上に均衡ある発展が必要だから、今回、義務的記載事項にしたという理由がよくわかりません。何で義務的記載事項にしたのか。だって、結局、農地の流動化を進めるという点では前回と変わらないのですから、そうであれば、なぜ前回は任意の事項になっていたのかということになると思うんです。

改めて、義務的記載事項にした理由をもう少しわかりやすく答弁してください。

○佐藤(速)政府参考人 二つございます。

まず一つは、農業の成長産業化を今図つております。そのために、担い手への農地の集積、集約化を進めているところでございます。そういった農業の成長産業化を図る上で農業の構造改善、これを図ることにつきましては、今政府として喫緊の課題として取り組んでいるといたことから、任意的記載事項から義務的記載事項に移すこととした理由の一つでございます。

それと、二つ目といたしまして、今般、対象業種の限定を廃止いたします。廃止をいたしましたと、業種の幅が非常に広がります。そういった中で、先ほど議論になりましたような雇用構造の高度化といった視点がやはりこれまで以上に大事になつてくる。

そういう意味では、農村地域の就業機会の確保というようなことを、雇用構造の高度化といったことも念頭に置きながら進めていただく。その際に、農業と導入産業との均衡ある発展が図られるといったような視点もまた重要なことでございますので、そういう事項から義務的記載事項に変更するということです。

○畠山委員 まだそれでもよくわからないんですね。

これは、資料に出している第一条の目的規定ともかかることなので、もう少しこの資料に基づいて質問したいと思うんです。

だから、法の目的に、今度こういうふうに書かれただけでも、第一条、「この法律は」改正案の方です、「農村地域への」云々かんぬんで、二行目ですが、「従つてその導入される産業」、これが今まで「工業等」でしたからいいですが、その「産業に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農地の集団化その他農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、「均衡ある発展を図る」というふうに書かれています。

現行は、「導入される工業等に就業することを促進するための措置を講じ、「これららの措置と相まって農業構造の改善を促進する」と書かれているんですね。

だから、今答弁されたように、均衡ある発展といふことで、現行法では、工業等を導入することとあわせて農業構造の改善と均衡ある発展といふように書き方は読めるんですけども、今回は、就業の促進を講じたことに相まって農地の集団化に係つてくるわけです。それで、その他として農業構造の改善というわけですが、ちょっと何を書いているのかよくわからない、私だけかどうかわからないませんが、就業促進と相まって進めるのは農地の集団化と規定されているわけです。

ですから、広く就業機会を確保して、農業と工業、今回産業ですが、これが均衡ある発展をするという農村の姿とはちょっと異なる集団化、集約、大規模化を促進するために、どのような業種でもいいから企業立地を進めるということになつちゃつていてるんじゃないでしょうか。ちょっとこの意味も含めて理解できません。なぜ農地の集団化に係つて相まってとなつてているのか、答弁してください。

○佐藤(速)政府参考人 委員のお尋ねは、今回の改正案におきまして、この農業構造の改善の前

に、農地の集団化その他というようなことがつけ加わった、それによって意味が変わつてきているのではないか、こういう御趣旨だと理解をいたしました。

そこにつきまして申し上げます。この農業構造の改善という言葉を追加いたしましたのは、昭和三十六年に制定された農業基本法にはこの農業構造の改善という言葉が盛り込まれております。そこで、その中身でございますが、農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化その他農地保有の合理化及び農業経営の近代化、これらを総称して農業構造の改善ということが昭和三十六年に制定された農業基本法に記述をされていて、昭和四十六年に制定されております農工法においては、わざわざ農業構造の改善の例示をしなくても中身についてわかるだろうということで、この農業構造の改善という言葉をそのまま規定していましたところでございます。

しかしながら、この農業構造の改善という言葉が、現在の食料・農業・農村基本法においては用いられておりません。また、この農業構造の改善といふ言葉の指すところが一般的に自明とは言えないのでないかというような法制局での議論がございまして、この農業構造の改善という概念を明確化するためには、旧基本法の規定も踏まえまして、「農地の集団化その他農業構造の改善」と修正をして、いわば農業構造の改善の例示といたしまして農地の集団化というようなことで改正をしたわけでございまして、決して農地の集団化を行つてゐるために企業立地を行うという趣旨ではございません。

大臣に伺いますが、しかし、これらの行く末が、農地の集団化、それは、今日的に意味するのではありません。今回の改正は、農業と産業の均衡ある発展ということは残つておりますし、新たな就業機会を確保する上で、全業種に産業を拡大するといふ今日的意義も明記されてきているとは思いますが、ただ、もちろんそれぞれの地域で就業の場が必要とされている、要求がある状況は変わりはありません。今回の改正は、農業と産業の均衡ある発展ということは残つておりますし、新たな就業機会を確保する上で、全業種に産業を拡大するといふ今日的意義も明記されてきているとは思いますが。

ただ、もちろんそれぞれの地域で就業の場が必要とされている、要求がある状況は変わりはありません。今回の改正は、農業と産業の均衡ある発展ということは残つておりますし、新たな就業機会を確保する上で、全業種に産業を拡大するといふ今日的意義も明記されてきているとは思いますが。

ただ、もちろんそれぞれの地域で就業の場が必要とされている、要求がある状況は変わりはありません。今回の改正は、農業と産業の均衡ある発展ということは残つておりますし、新たな就業機会を確保する上で、全業種に産業を拡大するといふ今日的意義も明記されてきているとは思いますが。

大臣に伺いますが、しかし、これらの行く末が、農地の集団化、それは、今日的に意味するのではありません。今回の改正は、農業と産業の均衡ある発展ということは残つておりますし、新たな就業機会を確保する上で、全業種に産業を拡大するといふ今日的意義も明記されてきているとは思いますが。

○山本(有)国務大臣 今日、農村において、高齢化・人口減少、これが進んで、地域コミュニティ機能の維持にも影響が見られております。農村を振興するため、農村地域のさまざまな農業者や地域住民が地域で住み続けられるような農業、これを展開していただき、魅力ある産業にしていただくということは大事です。

農業以外の選択肢を用意することによって、就業機会の一層の創出と所得の確保を図ることも課題となつてているわけでございます。工業等以外の産業の立地、導入を促進することが必要であるこ

とから、今回の法改正に至ったわけではございません。地域政策、産業政策、それぞれ大事であります。どちらかに傾いたということでもあります。今、農村の活力が失われつつあるときに、私は、農村にまさしく活力を与えるような施策であればどんどん導入していくことが大事だと、いうような観点でございまして、TPPと直接関係するものではございません。

○畠山委員 危惧しているのは私だけではないです。

資料の二枚目をごらんください。これは、北海道農業改良普及協会が毎月発行している「農家の友」という雑誌です。ことし五月号で、先日出されたものですが、「農政時評」というコーナーですけれども、ここで北海道大学の清水池義治先生が「農村地帯における生活経験から」という表題で論述をしていて、農村地帯における雇用の状況などをどう考えたらいいかというので、非常に大事なことを書かれているなど私は思いましたので、資料として紹介をさせていただきました。

いわく、その下に書いていますが、やはり農村地帯で生活する若者に足りないのは雇用機会だということは、これは当然です。その上で、先生は、名寄市というところにいた生活のことも引き合いで、実際に何が必要かということを論じているわけなんですねけれども、ページをめくつけていただきました、下線を引いているところだけをぐらんいただきたいと思うんです。

「重要なのは農村地帯の人口扶養力をどう高めるか、具体的には若者の雇用機会をどれだけ確保できるかである。その点で、現状の農業・農協改革には違和感がある。農業分野における競争強化を通じて、農業生産コストを削減し、農業の国際競争力を高めるという改革の方向性は、産業政策として完全に間違っているとまでは言えない。」

少しうまく、「実態は農業経営の選別政策の色合いが濃い。少し飛びますが、「経済効率性を求めた農業改革をひたすら進めていくと、農村地帯で働く

人の数はますます減少していく。大規模化や機械化で働く人數を減らしていくので、それは当然

だ。

産業政策としては正しくとも、それが農村社会の存続にはつながらない可能性もあるのです。

要は、農村社会の維持・発展を考慮した農業の産業政策が必要なのであるが、現在の農業・農業改革にはそういう観点はございません。

以下、参考にしてEUのCAP政策とか出てく

るんですけども、今回はそれは触れません。

それで、この間、一連の農業・農協改革は、TPPは実際は頓挫している状況ではありますけれども、それに伴って、その経済環境を前提とした農業競争力強化ということが大きな柱であります。

それで、大臣が先ほど答弁したように、地域においては就業機会の確保ということは切実な要求

でもありますし、農村 자체を成り立たせるため

に、今、田園回帰などと言われるような方々で地

域で雇用の場をつくるという政策はもちろん大事

なことだらうとは思うんです。ただそれは、農業

と産業の均衡ある発展を掲げている中での話で

まんねんけれども、首相みずから、今後の通商政策

はTPPがスタンダード、これを基準にするんだ

ということを言っている以上、その経済環境が前

提となってしまうことにはなりません。

農工法上の支援措置は、企業等に対する資本力

などの制限や要件があるのかないのか、どう

なっているか、まずお答えください。

○佐藤(速)政府参考人 この法案に基づく税制、

金融の支援措置といったしまして、一つは、個人が

農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減措置がござります。また、立地企業による設備取得に要する資金につきまして、日本政策金融公庫による低利融資がございます。

このうち、企業が活用可能な日本政策金融公庫による低利融資についてでございますが、これにつきましては、資本金の額が三億円以下または常

時使用する従業員の数が三百人以下の中小企業者が、工業等導入地区において三名以上の雇用創出効果が見込まれる設備を取得する場合に貸付対象となることになります。

○畠山委員 今回、新規となる農山漁村振興交付金も新たなメニューとして追加されますので、そ

の考え方」というところもありました。地域の

中での経済循環型産業も大事だということは触れ

ているけれども、その先に列挙しているのが、ま

ち・ひと・しごと創生総合戦略でありました。こ

のまち・ひと・しごと総合戦略は二〇一四年十二

月二十七日の閣議決定で、何が引用されているか

というと、こんな部分が引用されました。本

社機能の一部移転等による企業の地方拠点強化が

必要な政策として掲げられている。ここを引用し

ているんですね。

つまり、大手企業から見れば、地方拠点を強化する上で農工法も活用できるということになります。農水省の側からいえば、地域の就業の場の確保のために今回のような改定をしようということ

に、裏表の関係になると想うんです。そうなれば、何だかますます農業と産業の均衡ある発展と

いうところからかけ離れてくるんじゃないかといふふうに思えるわけですが、まず確認したいのが、そのような企業にまで農工法上の支援措置を

する必要があるのかどうかということです。

まず、事実を確認します。

農工法上の支援措置は、企業等に対する資本力

などの制限や要件があるのかないのか、どう

なっているか、まずお答えください。

○佐藤(速)政府参考人 この法案に基づく税制、

金融の支援措置といったしまして、一つは、個人が

農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減措置がござります。また、立地企業による設備取得に要する資金につきまして、日本政策金融公庫による低利融資がございます。

このうち、企業が活用可能な日本政策金融公庫による低利融資についてでございますが、これにつきましては、資本金の額が三億円以下または常

時使用する従業員の数が三百人以下の中小企業者が、工業等導入地区において三名以上の雇用創出効果が見込まれる設備を取得する場合に貸付対象となることになります。

○畠山委員 それで、進出するところに対する支

援との関係で、これもきょう出てきました地域未

来投資促進法案との関係で質問していきたいと思

うんです。

農水省の提出されたポンチ絵の説明でも、関連

施策との連携強化が掲げられています。その中

に、農村地域における産業導入を支援するため、

経済産業省において検討中の地域未來投資促進法

(仮称)による地域経済牽引事業への支援を活用

の点についても同様に確認のための答弁を求めたいと思います。

○佐藤(速)政府参考人 この農山漁村振興交付金

において、農工法に基づく実施計画を策定し

た地域を対象としたメニューを創設することとし

ておりますけれども、このメニューを企業が活用

するためには、その企業が、地域再生推進法人や

PFI事業者の認定を受けているか、あるいは資

本金の額が三億円以下または常時使用する従業員

の数が三百人以下の中小企業であることを要件と

する予定でございます。

○畠山委員 関係するものを読みましたけれども、中小企業という言葉がありますが、資本金三億円が基準ですから、それ自体は相当な資本力であろうとも思うんです。

どこまでの金額がいいかということはもちろん

あるかと思いますけれども、この後、地域未来のことについてもかかわって述べたいと思います

が、資本力のある企業が進出する際にこのような支援が本当に必要なのか、どこまで支援する必要があるのかどうかということです。

どこまでの金額がいいかということはもちろん

あるかと思いますけれども、この後、地域未来のことについてもかかわって述べたいと思います

が、資本力のある企業が進出する際にこのような支援が本当に必要なのか、どこまで支援する必要があるのかどうかということです。

○佐藤(速)政府参考人 ただいま申し上げました

とおり、資本金の額三億円が大きいから小さいかと

いう評価はあるうかと思いませんけれども、私ども

といたしましては、日本政策金融公庫による低利

融資並びに農山漁村振興交付金における支援にお

ける企業の要件をいたしましては、中小企業であ

るといったことを要件としたいというふうに考えてございます。

○畠山委員 それで、進出するところに対する支

援との関係で、これもきょう出てきました地域未

来投資促進法案との関係で質問していきたいと思

うんです。

農水省の提出されたポンチ絵の説明でも、関連

施策との連携強化が掲げられています。その中

に、農村地域における産業導入を支援するため、

経済産業省において検討中の地域未來投資促進法

(仮称)による地域経済牽引事業への支援を活用

と記されています。

私もきのう経済産業委員会に出でていまして、民進党の篠原議員の質疑もきょうと合わせて二時間ずっと聞いていたんですね。良農地の扱いについて相当な議論になつていていたんですね。

結局、きのう法案では修正がかけられて可決されましたが、改めて、やはりここでその中身といふことは徹底的に質疑する必要があると思うんです。

まず基本を確認しますが、この地域未来投資促進法案によってどのように農地を活用できることになるのか、概要を説明してください。

○佐藤(速)政府参考人 まず、農地転用規制を定めました農地法の五条二項でございますが、ここにおきまして、第一種農地については原則として転用許可是できないとされております。ただ、そのただし書きにおきまして、政令で定める相当の事由があるときは許可できるということにされております。この政令で定める相当の事由として、農工法、地方拠点法等の地域整備法に基づく施設を整備する場合を規定しております。

地域未来投資促進法案が成立した場合には、ただいま申し上げました農地法施行令を改正いたしまして、地域未来投資促進法に基づく市町村が作成する土地利用調整計画に位置づけられた施設を整備する場合、こういった場合を追加することによりまして、他の地域整備法と同様に、第一種農地における農地転用許可を可能とするということです。

今回、この地域未来投資促進法案におきまして、丁寧な土地利用調整を図るための計画制度を措置することによりまして、優良農地の確保が図られるようになりますといつたようなことをしたところでございます。

○畠山委員 明確にわかりやすくしておきたいと思うんですけども、農地法の関係でいえば、第一種農地は第二種農地並みとなる、農振法の関係でいえば、農業生産基盤整備事業が完了後八年た

たなければ転用禁止のところを適用除外にする、そういうことでよろしいんですね。

○佐藤(速)政府参考人 そのとおりでござります。

○畠山委員 ですから、第一種農地も転用可能となるわけです。

農工法の今回改正で来られる企業、事業所が地域未来投資促進法における地域の牽引事業として認定されることとなれば、第一種の農地もしたがって転用できる、だから、こういうことになるんですね、事業の確認として。

○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおりではございますが、農工法に基つく実施計画によって企業、産業を立地する場合につきましても、同様の農地法の配慮が働く、ということをごぞいます。

○畠山委員 これもきのうの経済産業委員会から随分と議論になりましたが、手続上においては、丁寧にとか、先ほどからあるように、国が基本方針に盛り込むんだとかいうことがありますけれども、実際には、理屈としてこれが可能になるといふことは今の質疑で確認できたと思うんです。

それで、きのう経済産業委員会で我が党の真島議員も質問して、細田政務官にもお答えいただきましたが、これは重要なやはり中身ですよね。

日本農業新聞で、四月三日付でしたか、激しい論戦が委員会でも予想されるというほどの中身を持ったものだと思うんです。

それで、今、どういうふうにするかということは先ほどから議論がありますけれども、少なくとも、これにかかる関係団体、関係者あるいは農業者などから意見を聞く、パブリックコメントなどがこれほど重要な中身にされてきたのか、されどいなかつたのか。この点はきのうの経済産業委員会で真島議員から質問もさせていただきましたが、このバブコメというのはどういうふうにこのやつてきたのか、どうするのか、答弁してください。

○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。

農地法施行令の改正でござりますけれども、これにつきましては、パブリックコメントを実施すことによりまして広く国民の意見を聞いた上で、最終的な案文を作成して、閣議決定してまいりたいというふうに考えてございます。

○畠山委員 つまり、これまでやつていなくて、これからやる、簡単に言えばそういうことです。これからやる、簡単に言えばそういうことです。

○佐藤(速)政府参考人 御指摘のとおりでござります。

○畠山委員 だから、懸念の声がこのようにあふれ返つてくるわけです。

こうなつてくると、最初に戻りますが、農業と産業の均衡ある発展の姿とかけ離れていく懸念はやはり拭えなくなる。しかも、地域未来投資促進法は優良農地を転用可能としている一方で、今回の改正案は、是非ともかく、農地の集団化を目的とするわけですから、優良農地の取り扱いが矛盾することになつてしまわないのか。それは地域、市町村ごとの実施計画で決めることが市町村が考えることなんだというふうになるでしょう。

ただ、最後ですからこれは大臣にやはりお聞きしたいと思うんですが、優良農地の確保は、その集団化がどうかは別としても、何より農省としては何でこんなふうに地域未来投資促進法案で優良農地転用可能となつたのか、そういうもどどうやつて優良農地をきちんと維持し守っていくことを考えてているのか、きちんと答弁をしてください。

○山本(有)国務大臣 農地は国民に対する食料供給のための生産基盤でござります。今後とも優良農地を確保していくことが基本でござります。

○北村委員長 この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時五十六分開議  
午後一時五十六分開議

質疑を続行いたします。小山展弘君。

○小山委員 民進党の小山展弘です。

林水産委員会の全ての先生方とりわけ衆議院農林水産委員会の理事の先生方には、きょう、マスクでも幾つか取り上げていただいたようですが、冷茶の提供ということで御理解、御配慮を賜りましたことを心から御礼申し上げます。ありが

優良農地を確保しながら農業と導入産業との均衡ある発展を図ることが何より重要だというよう

に認識しつつ、この法案を位置づけているわけでござりますが、両法案とも農業振興地域制度及び農地転用許可制度を適切に運用するということを中心としまして、今後とも優良農地の確保を図つてまいりたいというように考えているところでございます。

○畠山委員 新たな誘致を、農村の現状と関係なく、牽引事業という形などと結びつけて支援するとなれば、こんなことが起きてしまふんだと思うんですよ。

○畠山委員 新たな誘致を、農村の現状と関係なく、牽引事業という形などと結びつけて支援するとなれば、こんなことが起きてしまふんだと思うんですよ。

とうございます。(拍手)

伊東先生、ありがとうございます。これには宮路拓馬先生と森山裕前大臣、また江藤拓先生にも大変後押しをいただきまして。といいますのも、参議院では牛乳が飲める、あるいは参議院の決算委員会ではコーヒーや紅茶が飲めるというようなこともお話ししましたが、茶業振興の観点から、ぜひ新茶の時期だけでもお茶を出させていただけないだらうかと。宮路先生なんかもよくおっしゃっていましたけれども、ペットボトルが会議に並んでいる。国会の中の委員会でペットボトルが並んでいることはあり得ないんですけども、行政の会議とかあるいは政党の会議なんかではある。何だこれはということとよく怒られて、リーフで飲むお茶が並んでいるような、そういうところを見たいと。

静岡県は、この後、質問を一、二させていただきこうと思っているんですが、大変ことしもお茶が悪いということで、このことで国会がお茶の関係者、茶業者の方を向いているんだという姿勢を見せたということが、これは党派とか、まして私個人のどうこうではなくて、大変、茶業関係者の励みにもなるかと思います。本当に、どうもありがとうござります。また、委員長、ありがとうございました。(拍手)

そこで、まず最初に質問で伺いたいと思いますのが、きょうは、かなり農工法の質問で同じ質問がかぶっておりますので、ちょっと農工法以外のところを伺いたいんです。

直近だと日経新聞の四月十九と二十日に記事があつたんですが、さまざまなもので、JAグループの農業貸し出しが、総資産に占める比率の中では少ないと。これはよく規制改革推進会議なんかでも指摘をされているところであります。

しかし、GDPに占める農業生産額の比率なんかを考えても、JAバンク、JAグループの貸出金の割合が全体から見て一方的に少ないというのは、物事の一面でしかないんじやないだらうか。一方で大事なのは、農業融資におけるJAグ

ループの貸し出しシェア、これも重要な指標だと

思いますが、これはどのぐらいの貸し出しシェアになつておりますでしょうか。

○細田大臣政務官 私どもが把握しております、いわゆる農業経営向け融資というのは、日本全体のうちの約半分、一兆二千五百億円程度というふうに認識をしているところでございます。

○小山委員 今、貸し出しシェアは約半分ということで、これは先日話題になつた農機業界であれば寡占状態と言われるようなところかと思いますが、この農業融資に占めるシェアというのもやはり一緒に考えていかなきゃいけない。

それと、私のう夜遅くに農水省の方から資料をいただいたのですけれども、農協系統が約一〇%シェアを下げている、融資が積極的じゃないんじゃないかな。その新聞記事なんかにも、一般金融機関が融資を伸ばしているんだと。ところが、二十五年と二十七年の比較では、一般金融機関は二%マイナスになつてゐるんですね。では、何がマイナスなのか。全体の資金需要も一%マイナスになつていています。では、どこか伸ばしているのか。何と、政府系金融機関、日本政策金融公庫等が一〇%伸ばしているんですね。

こういうこともありますて、これは、場合によつては民業圧迫にならないようにしていかなければいけないです、それだけ農業の今現状が苦しいのかなということも示しておられるかと思っております。

また、商工中金の不正融資の案件がございました。これは、きょうは余りというか、このことで尋ねるつもりはありませんけれども、しかし、農協、漁協の信用事業のあり方をどうしていくか。

特に、ある程度これは進んでおりますけれども、漁協の店舗について、リスク管理体制が十分ではない、審査体制が十分ではない、不正が起きるんかとも指摘をされているところであります。

しかし、JAに占める農業生産額の比率なんかを考えても、JAバンク、JAグループの貸出金の割合が全体から見て一方的に少ないというのは、物事の一面でしかないんじやないだらうか。一方で大事なのは、農業融資におけるJAグ

便になつた部分があらうかと思います。

これは、不正が起きないようによつておこなうことです。ところが、商工中金のような大政府系金融機関で、しっかりとした人数、体制があるところが、今回、大変なコンプライアンス違反、不正を起こしているわけですから、やはりこの不正というものが何で起るのかということをもう一度原点から考え方をして、その上で、ちょうど山本大臣は金融担当大臣もなさつておられましたので、この地域金融、協同組合金融についても考えていべきではないかということも、きょうは問題提起させていただきたいと思つております。

ところで、ちょっと冒頭で、お茶のことで今お礼を委員の皆様にも委員長にも申し上げましたが、大臣、お茶を飲んでみて、いかがでしようか。

○山本(有)国務大臣 飲ませていただきました。ありがとうございます。

○小山委員 大臣の御地元にもお茶業もあるということで、今回、本当に御配慮をいただきまして、ありがとうございます。

ことしも新茶の季節になつたんですけども、先ほど申し上げましたとおり、私も、ゴールデンウイーク、お茶工場を回つておりますが、非常にことは厳しいと。何が厳しいか。気候が、皆様、委員各位の先生方も御承知のとおり、ことしは桜の開花も遅くて、全体的にちょっと冷えたというか、寒いままでいいかないんですが、冷えた気候だったかと思つております。

凍霜害、霜の害が出るほどまでは至らなかつたんですけども、しかし、葉っぱが伸びなくして、収量が約三割減というところでござります。収量が少なくて、だけれども、品質はどうちらかといつといいんですね、例年よりも品質がよくて収量が少なければ普通は価格が上がるはずなんですね。ところが、いろいろこの後またお尋ねを政府の方にさせていただきますが、価格が上がらないということで、単純に収入、所得が三割減といふことになつております。

去年、おとしも決して単価が高かつたわけではないですから、これは非常に茶農家、茶生産者の経営が苦しくなつてきているということとかと思つておりますが、本年のお茶の生育状況とかあ

るは価格の見通し、茶農家の、これは全国的なことでありますけれども、所得の見込み等について、現状についての政府の認識をお尋ねしたいと思います。

○山本(有)国務大臣 委員会に配付されるこのお茶ですが、静岡茶だそうでございます。それから、やぶきたの中でも水出し茶という、お湯で出され、お茶と水で出すお茶はカテキンの質が違うようで、水で出した方が健康にいいようあります。

そこで、お茶どころは長生きだというのと、お湯で出されるお茶はカテキンの質が違うようで、お茶どころは長生きだというのと、その意味では非常にありがたい措置だというように思います。

それから、この生育状況や価格でござりますが、定期的に情報把握を行つておるところでござります。

現時点での本年産の一一番茶につきましては、品質はよく、価格につきましては昨年並みで推移しております。また、収量は、収穫途上でござります。

さて、静岡県において収量が若干減少傾向となつておられます。

なつておるのは、生育が昨年よりおくれていて、明確なことは言えませんけれども、平年並みから若干減少傾向となつております。

なお、静岡県において収量が若干減少傾向となつたため、収穫適期よりも早く収穫するところがあつたため、というように考えられております。

また、茶農家の所得についてでござりますが、本年の茶期が全て終了してない状況で見通しは困難ではござりますけれども、お茶の価格向上のためには需要拡大の取り組みが重要でございます。

また、茶農家の所得についてでござりますが、本年の茶期が全て終了してない状況で見通しは困難ではござりますけれども、お茶の価格向上のためには需要拡大の取り組みが重要でございます。

今後とも、府県とも連携しながら、各産地の作柄や価格動向を注視してまいりたいと存じます。

以上です。

○小山委員 お茶のことにも触れていただきまして、ありがとうございます。私よりもお詳しいんじやないかと思いますけれども。

今、収量等の見通しについてはお話をいただきまし

ましたけれども、一番茶のときが一番の書き入れ

ときでございまして、それで、もうこの時点ですか

なり刈りしまっておりますから、二番茶あるいは

秋冬の秋冬番茶というと、ここまでの収入の、

一番茶ほどの確保ということは難しいのですで、

やはり私は、このまま推移していく。所得もそれ

ほど、せめて去年、おとどし並みまで回復してい

くといふところでは、少なくとも、私も他県に

ついては余り現場は知りませんけれども、静岡に

ついては難しいのかなと。相当、回つておりまし

ても、ことしでもうやめるという声も聞いており

ますので、かなりこれは深刻な状況に、ことしの

お茶が凍霜害だつたというわけではなくて、経営

という観点からすると、二年、三年間続いてき

いますので、深刻ではないかといふふうに思つて

おります。

凍霜害みたいに、逆に霜の害とはつきり自然の災害といふことが目に見えればいいんですけど

も、今回のように、具体的な害までいかず、生育不良といふこと、これは悪いとも言えない。また、茶商の関係もあって早目に刈つたといふこともあります。ゴーレムウイークも朝晩がかなり冷えて、伸びなかつたんですね。

もう一番茶の季節はとにかく時期が終わりますので、これはぜひ緊急対策といったことも今から

御検討いただいて、あるいは、きのう岡村先生がたしか日本農業新聞の九十周年というので行つたということで、関係者も来ておりまして、お茶の共済、茶共済の発動を検討していくべきではないだろうかといふ意見もいたいたいものですから、ぜひお願いしたいと思つております。

それと、品質がそれほど悪くないのにここまで価格が上がつていかないということについては、政府は、価格の動向について、構造的な要因、こ

との特殊要因があらうかと思ひますが、どのよう

に御認識されているでしょうか。

○山本(有)国務大臣 御指摘のように、本年産は、凍霜害等の影響も少なく、品質がよいと評価する声も多いものの、価格は昨年並みで推移しております。

本年に限らず価格が上がらない構造的な要因と

しては、ライフスタイルの変化に伴う、急須で飲むお茶、リーフ茶の消費量が減少傾向にあるな

ど、需要が低迷していることが一因と考えております。

本年は例年と比べ収穫がよく

前後の高い消費ニーズに応えるための出荷時期、

四月下旬ころまでを過ぎてから出荷量が増加した

ことが主な原因だというふうに把握しております。

そのような中、本年産は例年と比べ収穫がよくれたため、八十八夜、五月二日でございますが、

前後の高い消費ニーズに応えるための出荷時期、

四月下旬ころまでを過ぎてから出荷量が増加した

ことが主な原因だというふうに把握しております。

そのような中、本年産は例年と比べ収穫がよく

れましたため、八十八夜、五月二日でございますが、

○土屋政府参考人 お答え申し上げます。

一般論として申し上げることになりますが、労働基準法等の違反が疑われる場合には、労働基準監督機関におきまして監督指導を実施していると

お尋ねのような業態につきましても、引き続き指導を徹底してまいりたいというふうに考えてお

ります。

はその是正を指導している、こういう状況にござ

います。

お尋ねのよう

に、効率化して農業生産を進めるための監督指導を徹底してまいりたいというふうに考えてお

ります。

はその是正を指導している、こういう状況にござ

ります。

生産ができてしまつとういうこともありますし、また、そういうブラックな状態を放置していくん

だろうかということになつてくるかと思ひますので、ごこはまたぜひ私も調べていきたいと思つております。

そして、ぜひ今回、お茶のことで、最後、緊急

対策をということで申し上げたんではけれども、

こういうときに対策をして農家が潰れないよう

やつていくということがやはり大事だと思う

んですね。

もちろん、市場原理もあつたり、全く一生懸命

やつていない人を支援するのかというような批判

は必ず一方ではあるんではけれども、今回の農工

法なんかでも、結局、農家の方が、兼業農家の方

から専業農家に、担い手にと集まつてきている。

だけれども、農村には担い手の方だけでは、特に

水田農業の水の管理を中心として、維持できな

い。やはり農村には人がいてだからなきやいけ

ないということがあつて、そのため農工法の今

回改正ということで、政府提出法案となつている

かと思つんですけれども、やはりその大前提是、

農家を守つていく、そこで農業をやり続けてもら

うと、いうことが私は前提にあるんじやないかと

思つております。

農業構造の改善を促すということがこの法律の

目的になつておりますけれども、政府としては、

農工法によつてどのような農業構造の改善を促す

ことになるのか。兼業農家、専業農家のどのよう

農工法の審議ですので余り深く突つみません

けれども、この農業の分野というのは非常に、確

かにおつしやるとおり、植物の栽培とかそういう

ことについては、余り時間で規制してしまつて

ることは農業法人のどちらの方が大きいかと思う

ことになるのか。兼業農家、専業農家のどのよう

なベストミックスを描いていらっしゃるんでしょうか。

農業構造の改善を促すということがこの法律の

目的になつておりますけれども、現行の

農工法におきまして、市町村の実施計画に、農

業構造の改善に関する事項を記載することとされ

ております。

具体的には、農業構造の改善に関する目標と

いつた記載事項がござります。ここには、農業就

業者数ですか認定農業者等の数、こういったも

のを記載するという状況でござります。

○佐藤(速)政府参考人 お答え申し上げます。

農業構造の改善でござりますけれども、現行の

農工法におきまして、市町村の実施計画に、農

業構造の改善に関する事項を記載することとされ

ております。

具体的には、農業構造の改善に関する目標と

いつた記載事項がござります。ここには、農業就

業者数ですか認定農業者等の数、こういったも

のを記載するという状況でござります。

また、農業構造の改善を促進するためには必要な農業生産基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項というのも記載事項としてございますが、ここにつきましては、農用地利用集積事業が記載をされているということところでございます。

改正後の農工法でございますが、改正後におき

ましても、これらの農業構造の改善に関する記載事項は、引き続き市町村の実施計画の記載事項として規定をするということを考えてございます。

そのように考えてまいりますと、農業構造の改善について市町村の実施計画に定めることとする

ことによりまして、担い手への農地の利用集積を

進めるとともに、農工法の諸手続に基づきまして、農村を振興する観点から、委員御指摘のとおり、担い手以外の農業者や地域住民にも就業機会

を創出することによって、農業構造の改善と農村への産業の導入、これを両立させていきたいといふふうに考えてございます。

○小山委員 もう一度局長にお尋ねしたいんですけれども、農業構造の改善ということは、これは

坦い手に集積を、地方自治体によって計画を出し

て実施計画に基づいてやっていくんですよとい

うことですけれども、基本的な方向性としては、担

い手に農地を集めていくということなんですか。

○佐藤(速)政府参考人 農工法の目的でございます

すけれども、農村地域に、今度、改正後は産業を

導入する、これを進めるとともに、それと同時に農業の構造改善のための措置をあわせて講じてい

く、それによって農村地域に就業機会の拡大と所

得の確保を図る、こういう趣旨でございます。

この農業構造の改善ということにつきましては、今政府が進めております農業の成長産業化、

この大きな目標に沿いまして、担い手への農地の

集積、集約、こういったものを進めていく、これがメインであるということでございます。

○小山委員 このところが私はちょっとと考えが違うというか、確かに一つしゃることもわかるんです。だけれども、坦い手の人に集めて専業化

を進めていくて、それで、その場所で、兼業農家の人たちが土地を手放して農業をやらなくなつた、その人たちにも、だけれども農村にいてもらわなきゃいけないから、雇用の場をつくるために、今回、もともと農工法もあつたし、サービス

改正後は農工法でございますが、改正後におき

ましても、これらの農業構造の改善に関する記載

事項は、引き続き市町村の実施計画の記載事項として規定をするということを考えてございます。

そのように考えてまいりますと、農業構造の改

善について市町村の実施計画に定めることとする

ことによりまして、坦い手への農地の利用集積を

進めるとともに、農工法の諸手続に基づきまして、農村を振興する観点から、委員御指摘のとお

り、坦い手以外の農業者や地域住民にも就業機会

を創出することによって、農業構造の改善と農村への産業の導入、これを両立させていきたいといふふうに考えてございます。

○小山委員 もう一度局長にお尋ねしたいんですけれども、農業構造の改善ということは、これは坦い手に集積を、地方自治体によって計画を出し

て実施計画に基づいてやっていくんですよとい

うことですけれども、基本的な方向性としては、坦

い手に農地を集めていくということなんですか。

○佐藤(速)政府参考人 農工法の目的でございます

すけれども、農村地域に、今度、改正後は産業を

導入する、これを進めるとともに、それと同時に農業の構造改善のための措置をあわせて講じてい

く、それによって農村地域に就業機会の拡大と所

得の確保を図る、こういう趣旨でございます。

この農業構造の改善ということにつきましては、今政府が進めております農業の成長産業化、

この大きな目標に沿いまして、坦い手への農地の

集積、集約、こういったものを進めていく、これがメインであるということでございます。

○小山委員 このところが私はちょっとと考えが違うというか、確かに一つしゃることもわかるんです。だけれども、坦い手の人に集めて専業化

を進めていくて、それで、その場所で、兼業農家の人たちが土地を手放して農業をやらなくなつた、その人たちにも、だけれども農村にいてもらわなきゃいけないから、雇用の場をつくるために、今回、もともと農工法もあつたし、サービス

改正後は農工法でございますが、改正後におき

ましても、これらの農業構造の改善に関する記載

事項は、引き続き市町村の実施計画の記載事項として規定をするということを考えてございます。

そのように考えてまいりますと、農業構造の改

善について市町村の実施計画に定めることとする

ことによりまして、坦い手への農地の利用集積を

進めるとともに、農工法の諸手続に基づきまして、農村を振興する観点から、委員御指摘のとお

り、坦い手以外の農業者や地域住民にも就業機会

を創出することによって、農業構造の改善と農村への産業の導入、これを両立させていきたいといふふうに考えてございます。

○小山委員 もう一度局長にお尋ねしたいんですけれども、農業構造の改善ということは、これは坦い手に集積を、地方自治体によって計画を出し

て実施計画に基づいてやっていくんですよとい

うことですけれども、基本的な方向性としては、坦

い手に農地を集めていくということなんですか。

○佐藤(速)政府参考人 農工法の目的でございます

すけれども、農村地域に、今度、改正後は産業を

導入する、これを進めるとともに、それと同時に農業の構造改善のための措置をあわせて講じてい

く、それによって農村地域に就業機会の拡大と所

得の確保を図る、こういう趣旨でございます。

この農業構造の改善ということにつきましては、今政府が進めております農業の成長産業化、

この大きな目標に沿いまして、坦い手への農地の

集積、集約、こういったものを進めていく、これがメインであるということでございます。

○小山委員 このところが私はちょっとと考えが違うというか、確かに一つしゃることもわかるんです。だけれども、坦い手の人に集めて専業化

を進めていくて、それで、その場所で、兼業農家の人たちが土地を手放して農業をやらなくなつた、その人たちにも、だけれども農村にいてもらわなきゃいけないから、雇用の場をつくるために、今回、もともと農工法もあつたし、サービス

改正後は農工法でございますが、改正後におき

ましても、これらの農業構造の改善に関する記載

事項は、引き続き市町村の実施計画の記載事項として規定をするということを考えてございます。

そのように考えてまいりますと、農業構造の改

善について市町村の実施計画に定めることとする

ことによりまして、坦い手への農地の利用集積を

進めるとともに、農工法の諸手続に基づきまして、農村を振興する観点から、委員御指摘のとお

り、坦い手以外の農業者や地域住民にも就業機会

を創出することによって、農業構造の改善と農村への産業の導入、これを両立させていきたいといふふうに考えてございます。

○小山委員 もう一度局長にお尋ねしたいんですけれども、農業構造の改善ということは、これは坦い手に集積を、地方自治体によって計画を出し

て実施計画に基づいてやっていくんですよとい

うことですけれども、基本的な方向性としては、坦

い手に農地を集めていくということなんですか。

○佐藤(速)政府参考人 農工法の目的でございます

すけれども、農村地域に、今度、改正後は産業を

導入する、これを進めるとともに、それと同時に農業の構造改善のための措置をあわせて講じてい

く、それによって農村地域に就業機会の拡大と所

得の確保を図る、こういう趣旨でございます。

この農業構造の改善ということにつきましては、今政府が進めております農業の成長産業化、

この大きな目標に沿いまして、坦い手への農地の

集積、集約、こういったものを進めていく、これがメインであるということでございます。

○小山委員 このところが私はちょっとと考えが違うというか、確かに一つしゃることもわかるんです。だけれども、坦い手の人に集めて専業化

を進めていくて、それで、その場所で、兼業農家の人たちが土地を手放して農業をやらなくなつた、その人たちにも、だけれども農村にいてもらわなきゃいけないから、雇用の場をつくるために、今回、もともと農工法もあつたし、サービス

改正後は農工法でございますが、改正後におき

ましても、これらの農業構造の改善に関する記載

事項は、引き続き市町村の実施計画の記載事項として規定をするということを考えてございます。

そのように考えてまいりますと、農業構造の改

善について市町村の実施計画に定めることとする

ことによりまして、坦い手への農地の利用集積を

進めるとともに、農工法の諸手続に基づきまして、農村を振興する観点から、委員御指摘のとお

り、坦い手以外の農業者や地域住民にも就業機会

を創出することによって、農業構造の改善と農村への産業の導入、これを両立させていきたいといふふうに考えてございます。

○小山委員 もう一度局長にお尋ねしたいんですけれども、農業構造の改善ということは、これは坦い手に集積を、地方自治体によって計画を出し

て実施計画に基づいてやっていくんですよとい

うことですけれども、基本的な方向性としては、坦

い手に農地を集めていくということなんですか。

○佐藤(速)政府参考人 農工法の目的でございます

すけれども、農村地域に、今度、改正後は産業を

導入する、これを進めるとともに、それと同時に農業の構造改善のための措置をあわせて講じてい

く、それによって農村地域に就業機会の拡大と所

得の確保を図る、こういう趣旨でございます。

この農業構造の改善ということにつきましては、今政府が進めております農業の成長産業化、

この大きな目標に沿いまして、坦い手への農地の

集積、集約、こういったものを進めていく、これがメインであるということでございます。

○小山委員 このところが私はちょっとと考えが違うというか、確かに一つしゃることもわかるんです。だけれども、坦い手の人に集めて専業化

りと実施計画に書いていた。それを書いていた大だいで、都道府県との同意協議が終わつたものについては、農地法の配慮の規定はござりますが、いざれにしろ農地法の転用許可を受けるといふことになります。

その際に、計画に書かれていたものと違うものにつきましては、これは、許可前ですと許可できることになりますし、許可した後用途が変わつたということになりますと、これは違反転用といふことになりますて、農地法に基づく要件の是正措置のプロセスに移つていくことになりますので、そういったことからいつても、委員御指摘のような事態は防げるというふうに考えてござります。

○小山委員 もう時間もないんですが、例えば、許可を得た企業が潰れちゃつた、あるいは買収されちゃつたという場合にはどうなるんでしょう。その場合に、もうそこは企業の土地所有になつてていると思うんですけども、その企業が潰れてしまつたりとかそういう場合には、別の企業がその企業の破産の後だとかに入つてきて、そこを別のことを使ってしまつ、こういうようなことが、特に北海道の議員で大変心配をしている議員もいるんですけども、こういう場合の歯どめというのをきくんでしようか。

○佐藤(速)政府参考人 お答えいたします。

そこはまさに個別具体的の案件といいますか、状況といふことになるかと思います。いずれにいたしましても、施設として計画に書かれていたとおりの用途に供されていないという状況になりままでの、法令的には農地法違反の状況になるということが想定されます。

したがいまして、その状態を、状況をどう改善するか、これにつきましては、地域の関係者が集まつて、現実にそういう事例もございますので、いろいろとは正措置を地域の関係者で知恵を絞つていくというようなことにならうかと想定をいたしております。

○小山委員 時間が来たので終わりますが、最後

に、現実に今もあるということでお話をあつたものですから、ぜひ、この法律をトンネルにするようないることがないように、しっかりと指導していくいただきたいと思います。

以上で終わります。

○北村委員長 次に、金子恵美君。

○金子(恵)委員 民進党の金子恵美でございま

す。よろしくお願ひいたします。

大切な農地を守ることは、農村地域と地域の人々、そして文化を守ることでございます。平成

二十七年十二月二十四日に公表されました農用地等の確保等に関する基本指針には次のように書かれています。「農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地

や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地

について、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な發揮を図る上でも必要である。」

農工法の改正によって、農村の風景が変わり、地域の文化をも、あるいは人々の生活をも崩壊させるというようなことがないようにしなくてはいけません。つまりは、ふるさとを失われる方々が出てしまう、そういうようなことを避けなくてはいけないというふうに思つています。

○小山委員 もう時間もないんですが、例えば、

許可を得た企業が潰れちゃつた、あるいは買収されちゃつたという場合にはどうなるんでしょう。

その場合に、もうそこは企業の土地所有になつてていると思うんですけども、その企業が潰れてしまつたりとかそういう場合には、別の企業が

その企業の破産の後だとかに入つてきて、そこを

別のことを使ってしまつ、こういうようなことが、特に北海道の議員で大変心配をしている議員もいるんですけども、こういう場合の歯どめといふのをきくんでしようか。

○佐藤(速)政府参考人 お答えいたします。

そこはまさに個別具体的の案件といいますか、状況といふことになるかと思います。いずれにいたしましても、施設として計画に書かれていたとおりの用途に供されていないという状況になりままでの、法令的には農地法違反の状況になるということが想定されます。

したがいまして、その状態を、状況をどう改善するか、これにつきましては、地域の関係者が集まつて、現実にそういう事例もございますので、いろいろとは正措置を地域の関係者で知恵を絞つていくというようなことにならうかと想定をいたしております。

○小山委員 時間が来たので終わりますが、最後

ろしいでしようが。

○山本(有)国務大臣 農地転用の規制の厳格化、その考え方のものとに改正されたというように思つております。

国、都道府県が設置する学校、病院等の施設整備のための公共転用に係る法定協議制度の導入、

また、農用地区域からの除外要件として、担い手への農地利用の集積に支障を及ぼさないことを追加する等によつて、農地転用規制を厳格化したところでござります。

○金子(恵)委員 この農地法の改正案を審議した平成二十一年の四月九日の衆議院の農林水産委員会では、石破農水大臣はこのように答えていらっしゃいます。

「これは、農地法の体系ができまして以来、最大の改正だというふうに私は理解をいたしておりました。農地を確保し、最大限に活用したいということあります。農地を確保し、最大限に活用したいということあります。」中を飛ばします。「具体的には、一つは、農地転用規制を厳格化するというふうでござります。優良な農地が無秩序に転用されるということは防がねばなりません。罰則を引き上げます。」こういう強い決意があつたというふうに思います。

農地をしっかりと確保していく、農地を守つていく、これは今の農水省の意思であるというふうにも私は信じたいというふうに思つているんです

が、残念ながら、今回の改正、農工法の改正案、そしてまた、経産省提案の、もうこれはきょう採決がされてしまいましたけれども、地域未来投資促進法案、これは実は農水省も共管であつたといふことがあります。

○北村委員長 はい、わかりました。

○金子(恵)委員 済みません。時間が大変限られ

ておりますが、私が本日答弁を求めるましたのは大臣副大臣、政務官のみでござりますので、よろしくお願いします。

○北村委員長 はい、わかりました。

○金子(恵)委員 そうしますと、確認をさせて

いただきますが、平成二十一年の改正農地法の農地転用の厳格化と今回のこの二つの法律、法案は整合性がとれていくというふうに考えていいので

しょうか。私は全く実は矛盾しているというふうに思つておりますが、大臣、いかがですか。

○山本(有)国務大臣 先ほど局長も答弁されましたけれども、利用調整ということを正確に実施していくことによって、私どもは優良農地が守られ

ていくという経過だろうというふうに思つております。

○佐藤(速)政府参考人 今般の農工法の改正法案

でござりますけれども、産業の施設用地、それと農地との土地利用調整につきまして、これまで以

上にしっかりと取り組みが行われるよう

な、そういった仕組みを設けることとしております。具体的には、国の策定する基本方針におきまして、土地利用調整につきましてさまざまな要件を

かけております。

農業上の効率的な利用に支障が生じないよう

にするとか、導入産業の面積が最小限度であるとか、あるいは造成済みの遊休地の活用を優先する

とか、そういったことを書き込むことにしてお

りますし、また、主務大臣による同意協議、都道府県知事による同意協議、こういったものを通じまして、しっかりと適切な土地利用調整が行われる

とか、そういったことを書き込むことにしてお

りますし、また、主務大臣による同意協議、都道

府県知事による同意協議、こういったものを通じまして、しっかりと適切な土地利用調整が行わ

れるでとか、農用地区域外での開発を優先する

とか、そういったことを書き込むことにしてお

るいはこれからAダッシュの高速道路、地域高規格高速道路等の周辺の皆さんにとりましては、いわばインターチェンジのサービスの一つの受け皿というようなことを考えながら、さまざまな工夫をされております。

そういったことに対応するためには、どうしても、こういう考え方の農地の一つの転用の仕方、それによって農村が活力を生み、ひいては農村の人口が歩どまり感をすることによつて農業が振興される、その中で集約も結果的にされるということを考えながら、この法改正であります。

農地がいたずらにスプロール化したり、あるいは転用が乱雑、緩和されるとということにはならないよう思つております。

○金子(恵)委員 亂開発はされない、無駄な農地転用はされないということをおつしやつたんですが、どのようにそれが担保されるかということだけいうふうに思つております。

先ほど来、御答弁をお伺いしていると、基本方針にしつかりと盛り込んでいく旨等のお話をされました。

しかし、そもそもものところの、根つ

このところの、例えば、農村地域でなぜ人が今まで流出してきてしまったかとか、そしてまた、農

業者の方々の、就業者の方々の平均年齢が上がつ

ていつてしまつて、これについて、では、どのように今まで対策を練つていて、そして

またその評価というのはどうなつていて、これについては余り触れていらつしやらなかつたといふうに思つております。

それで、先ほどもおつしやつておられますように、この農工法というのは、農業従事者の農外就業機会を確保し、そしてあわせて、農業構造の改善を促進するための措置を講じることにより、農業と工業等との均衡ある発展を図ることを目的とした法律であるということは何度もおつしやつておられたいるんですね。そこで、まだその上で、平成二十六年三月末時点では、約九千社が操業して、そして約六十二万人が雇用されたという

ような、そういう数字は出でています。

しかし、先ほど来ありますように、参入した方

もいれば、もう撤退した方もいたり、出たり入つ

けなんです。

そこで、これは平成二十七年の農村における就業機会に関する地方自治体アンケートです。この数字では、地域活性化等に寄与している点とし

て、企業誘致による農業従事者の雇用拡大はな

れたのではないかといふうに答えてる自治体

は二九・五%、そして、農村からの人口流出の防

止は三三%といふうに答えていらつしやるわけ

も

なんですか? それとも、しかし、気になつてゐるの

が、この法律の目的のところの農業と工業等の均

衡ある発展の部分で、農業の部分の面から見ます

と、やはり、担い手の経営規模の拡大を通じた農

業の振興という部分は二・六%と大変低くて、つ

まりは、その評価はほかと比べると本当に低い状

態になつてゐるんです。

ですので、繰り返し申し上げますけれども、農

業と工業等の本当に均衡ある発展ということを

おつしやるのであれば、農業の部分、本当に農業構造の改善を促進するために、繰り返しにはなり

ませけれども、足りない部分があつたのではない

かと言わざるを得ないんですけど、その点について

もだんだんと思うところがござります。

○齋藤副大臣 金子委員御指摘の点は、私ももつ

ておつしやつておられるところがござります。

この法律のみによりまして農業の発展を図ると

いうことは、それはやはり一定の限界があるんだ

ころ、これは佐渡島を含む選挙区でございます。

佐渡は今、推計で人口は大体五万七千人ぐらい

でございますけれども、人口が年間千人ずつ減少

するというような状況がございまして、このまま

いくと、五十年ぐらいたつと島のコミュニティー

全体が消滅するんじゃないかと言われて

いるんです。

いかでないかといふことは、我々と、現場を

回つていての感覚と、そして大臣、副大臣、政務官、恐らく農水省の皆さん、全て同じ感覚ではな

いかと思います。

であれば、そういう制度をやはり積極的にもつと

と変えていく、改善していくということをもつと

どんどんやつていかなくてはいけないと思うんで

す。そういう努力というのをなされて、農地をあ

る意味諦めるということになるのであれば理解を

するところでありますけれども、本当にそういうの

するところでありますけれども、本当にそういうの

か。

それで、そこは、繰り返しになりますけれども、

も、私はやはり、あるさとを失つてはいけないとい

ふるさとの風景が変わつてはいけないとい

うふうにも思つていまして、しつかりと農地を守

る、そういう意欲というのは今までどおり持ち続

けていただきたいといふうに思つておるところ

でもあります。

そこで、今申し上げましたように、基幹的農業

従事者の六五%が六十五歳というような状況では

ありますけれども、今、やはりコミニティーの

機能というのをいかに維持していくかといふこと

も大変重要であるということから、若い人たちも

農村地帯に戻つていただくなれば、あるいは残つてい

ただくようなそういう方策を考えていかなくては

いけないということで、雇用ですよね、雇用の対

象になるのはやはり若い世代の方々だろうとい

ふうにも思ひます。

就業機会の創出については、もう離農してし

まつた、そういう方々に対してもう少し上げまし

たけれども、基幹農業従事者のうち、六十五歳以

上の方々は六五%、一方で、四十代以下は一〇%

の状況なんですね。著しくアンバランスな状態と

いうことがありますので、やはり若い方が新規

就農できる、そういう環境づくりをしてこなくてはいけなかつた。

当然、新規就農のための制度等は今までありま

せた。そして、この間も申し上げましたけれども、親元就農の制度についてはもう少し充実させ

るべきではないかということは、我々と、現場を

回つていての感覚と、そして大臣、副大臣、政務官、恐らく農水省の皆さん、全て同じ感覚ではな

いかでないかといふことは、我々と、現場を

</

改めて私から質問はいたしませんけれども、アンケート調査によつて出てきたのが、一位になつたのは電気業、そして二位は小売業というようなことで、先ほどから御答弁があつたところでもあります。

そして、やはり求められるのは、地域資源といふものをいかに活用していけるかということなんですが、今ちょっと気になりましたのが、先ほど、例えば福祉の部分、医療とか福祉ということをちょっとおつしやつていただんだというふうに思いますが前提であつたとして、例えばそこで働く人たちをどうしていくか、どういうふうに育てていくか、どこからある意味本当に引っ張つてこれるか、言葉はよくないですけれども、そういうことも含めて、トータルして考えていかなくてはいけないというふうに思うんですね。

例えば、業種の中で、特に介護関係で施設をつくりたいという方がいたといたします。そういう学校で今教鞭をとっている人間ではありますけれども、そもそもがまず人手不足、そういう業界もあるわけですね。介護もそうなのです、実際に。そこで、国としてもしっかりとそこで働く人たちを育てていかなくてはいけないということにもなつて動いているというふうに私は信じています。私たちには、少なくともそのような形で動かせていただいています。人手不足で苦しいのは農業の分野だけではない。

そうしますと、やはりそういう部分でしっかりと本当にこの人口をふやしていけるのか、若い人たちをもつとこの農村地帯あるいは地域においていただくような、そういう環境づくりをきつちりしていくけるのかというの、もっと大きな枠組みでトータルして考えていかなくてはいけないといふうに思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○細田大臣政務官 ありがとうございます。まさ

ゆる市町村が実施計画を作成することになつております。この実施計画の作成の段階で、まさに先生今お話をあつたような、いわゆる地域の将来像をどう考えるのか、地域の農業の将来像あるいは若者の方の雇用の将来像をどう考えるのかといふことを基礎自治体レベルでよく議論していただきまして、その上で実施計画をつくつていただいて、実際にこの政策に基づいてさまざまな施策を実施していくただくということにならうかと思つております。

その意味で、まず個々の地域でそういう議論が深められるということを期待しておりますし、また、それに関連して、今先生が御指摘になつたよくなさまざまなものに、実際に導入されるべきであろうというふうに考えております。

○金子(恵)委員 先ほど来ありましたように、雇用構造の高度化を目指すということであれば、本當に今申し上げたように、全体の話をしていくな

くてはいけないんだというふうに思います。一方で、やはり、このアンケート調査の中で、電気業の中では木質バイオマス発電等が最も多かつたということ、それから、小売業では農産物直売所ということ。恐らく、三十二件、三〇%

は、電気業の中では木質バイオマス発電等が最も多いということですが、ある意味、先ほども申し上げました、もし農村の地域の資源を活用すると、三割ぐらいはそういうふうにお答えになつて

いるということですが、地域の声をしっかりと聞きながら、そのニーズに合わせた形でいろいろなことを御検討いただいて、そして、いずれにしても、農地をしっかりと守り続けていただきたい

ことがあります。○山本(有)国務大臣 平成二十三年三月、東日本大震災、この津波により被災した農地は、被災六県全体で二万三千四百八十ヘクタール、おつしやる

ことになります。このうち、公共用地等への転用により農地として復旧しない箇所を除き、災害復旧事業の対象として復旧する二万八百二十ヘクタール、平成二十八年度までに八三%において営農再開が可能となつております。平成二十九年度は、八八%において営農再開が可能となる見込みを出しております。残りの農地につきましても、福島県内の避難指示区域等を除き、平成三十年度の復旧完了を目指しているところでございます。

このように、東日本大震災に係る津波被災農地の復旧はおおむね順調に進捗しているものと認識しております。農林水産省としましては、引き続き、地元地方公共団体等と連携を図りながら、早期復旧に努めてまいりたいというふうに考へるところでございます。

○金子(恵)委員 福島県では、先ほども申し上げましたように、津波被害の復旧率は四六%。避難指示も解除された地域がありますけれども、しかも

うことになつてきます。いかがでしょうか。○細田大臣政務官 確かにおつしやるとおりな考え方でございますが、ただ、私どもの考え方といつましても、業種に逆に限定をつけずに、ある意味、あらゆる業種に来ていただきまして、その農村地域の活性化を図つていただきたい

必要だうというふうに考えております。先ほどの佐渡の例で申し上げますと、とにかく普通に働けるところであれば、何といいますか、余りぜいたくを言わずにぜひ仕事をつくるべきでありますけれども、普通に働けて普通の収入が得られるよ

うなさざまな政策が、この法律に基づくものに限らず総合的に導入されるべきであろうというふうに考えております。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。今、この政務官の御答弁は決して後ろ向きではないとは思うんですが、現状をぐらんになりながらだとは思うんですが、しかし、目標になつていてお

る構造の高度化というところから考えますと、ちょっとと残念な御答弁でもあるんですね。○山本(有)国務大臣 平成二十三年三月、東日本大震災、この津波により被災した農地は、被災六

県全体で二万三千四百八十ヘクタール、おつしやることになります。このうち、公共用地等への転用により農地として復旧しない箇所を除き、災害復旧事業の対象として復旧する二万八百二十ヘクタール、平成二十八年度までに八三%において営農再開が可能となつております。平成二十九年度は、八八%において営農再開が可能となる見込みを出しております。残りの農地につきましても、福島県内の避難指示区域等を除き、平成三十年度の復旧完了を目指しているところでございます。

このように、東日本大震災に係る津波被災農地の復旧はおおむね順調に進捗しているものと認識しております。農林水産省としましては、引き続き、地元地方公共団体等と連携を図りながら、早期復旧に努めてまいりたいというふうに考へるところでございます。

○金子(恵)委員 福島県では、先ほども申し上げましたように、津波被害の復旧率は四六%。避難指示も解除された地域がありますけれども、しかも

もうからなければ撤退する、そして、残されたそこの土地は残念ながらもうとには戻らないといふふうに思つております。まさにまだ帰還困難区域という区域もありま

て、この部分についてはどのような形で再生できるかというの、大変今、まだ検討課題があるところもあります。

しかし一方で、今申し上げましたように、この春、帰還困難区域以外の避難指示が解除された浪江町、飯館村、川俣町山木屋、そして富岡町も含めてどのように営農再開がなしていくかということで、本当に、これは農水省、もちろん大臣も含めまして、しっかりとウォッチしていただいているというふうには思いますけれども、たくさんの方々が心配されている課題があります。ごらんいただいているかどりかわかりませんけれども、飯館村では、もう農地にフレコンバッグが積み上がった状態になります。

しかし、やはりその農地をいつかはしっかりと再生させるんだろう、そういう願いを持ちながら、何とか農業を諦めないで頑張りたいと思っていらっしゃる方がいる。

○山本(有)国務大臣 繰り返しになりますけれども、福島県におきまして、津波被災農地のうち、発災後、避難指示区域等に指定された区域外の二千七百六十ヘクタールにつきまして、平成三十年度の復旧完了を目指しております。

一方、発災後に避難指示区域等に指定された区域の二千百二十ヘクタールにつきましては、避難指示解除の見込みや除染の工程等を踏まえながら復旧の準備を進める必要がございます。このうち、平成二十七年九月に橋葉町におきまして、平成二十八年七月に南相馬市におきまして、避難指示区域等が一部解除されたところでござります。その千四百三十ヘクタールの農地を対象に、現在、計画的に復旧に取り組んでいるところでございます。

また、このような復旧された農地も含めまして、環境省等による除染が行われた農地につきましては、営農活動が再開されるまでの間、福島県

営農再開支援事業によりまして、農地の保全管理のための除草や地力増進作物の作付あるいは営農再開に向けた作付実証のための資材購入等の取り組みを現在支援しているところでございます。

今後とも、福島県や地元関係市町村との密接な連携のもとで、できる限り早期に営農再開が可能となるように取り組んでまいりたいという決意でございます。

○金子(恵)委員 時間ですから終わりますが、それまでも、これからも継続した形で寄り添つていただければというふうに思います。終わります。ありがとうございます。

○北村委員長 次に、重徳和彦君。

○重徳委員 民進党の重徳和彦です。

この委員会で水じゃなくてお茶がお出されているということが大変話題になつておりますが、私も愛知県西尾市というお茶どころでございますので、ぜひ御協力をさせていただきたいと思いますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

さて、きょうは農工法改正の審議でございます。優良農地を工業用地などや他産業に変更することによって、農業というのは本当に甚大な影響を受けるのではないか、こういう審議が続いているわけですが、きょうは私は、あえて、本来のテーマとは外れるものの、同じような構図で、我が国の工業化の影響を受けている漁業について少しお話をさせていただきたいと思います。

言うまでもなく、港湾整備とか臨海工業地帯のための埋め立て、こういったことによって、全国の干涸とか藻場とか、内湾の漁業も大変大きな影響を受けているわけでございます。

そこで、まず確認をしたいんですけれども、農地の場合は、どれだけ農地が他の用途に転用され

れていたエリアがどのくらい影響を受けているのか、こういったことについて政府は把握をされてるのでしょうか、お尋ねいたします。

○佐藤(一)政府参考人 お答えいたします。

今、先生の方からお話をございました千潟や藻場の減少でございますが、高度成長期の沿岸域の埋め立てなどによりまして、昭和二十年から平成十年にかけて、千潟の面積というのは三・四万ヘクタールということで減少しておりますが、その後、平成十年から平成十九年にかけては〇・一五万ヘクタールの減少にとどまつておるところでございます。

また、藻場につきましては、海水温の上昇などの要因により、いそ焼けが進行していることから、平成十年から平成十九年にかけて約二・一五万ヘクタール減少しているところでございます。

○重徳委員 そういつた数字、きのう、役所との打ち合わせのときには何か把握していないという話でございました。きちんとしたそうしたデータ

は、その場で通告もさせていただいているわけですから、どういった質問をするかは伝えていくわけですから、事務の方からちゃんと提出していただけるよう、こうやって委員会答弁で出てくるわけですから、これはちょっと、ちゃんと事務の方の方にも御指示をいただきたいと思います。

こういった、どういったような影響を受けているのか、これを数字上で把握していくというのがまず基本中の基本であると思いますので、こうした統計をもとに議論をすることは大変重要なことだと思っております。

そして、これも事前の打ち合わせのときに、端

的にこの内湾漁業のこれまで数十年の間にどういう変化が生じているかということを示す一つの重要な、そしてはつきりとした数字が出ていて、これがアサリの漁獲量であるということがございまして、きょうは資料を用意させていただいておりま

す。

この資料をごらんいただきますように、アサリ漁獲推移というのは、一九八五年、およそ三十

年前には全国で十三万トン以上とれていたのが、一五年以降は四万トン前後で推移しまして、二〇一五年には二万トンを切っているわけですね。

そして、愛知県、これは私の地元でありますけれども、すなわち三河湾ですね。三河湾でどれ

アサリというのがずっと一万から二万トン程度で推移しておりますから、近年、本当に全国一の、これは別に愛知県のアサリがふえたわけじゃなくて、全国が急激に減っているという結果を受け、日本一のアサリのシェアを占めるに至っています。

しかしながら、この三河湾も、近年、アサリは激減をしておりまして、昨年来、壊滅状態と言つてもいいような状況になつております。本当に深刻な状況でありますので、まず水産庁に、直近の状況、この原因は一体どういうところにあるのか、お尋ねいたします。

さて、きょうは農工法改正の審議でございます。優良農地を工業用地などや他産業に変更することによって、農業というのは本当に甚大な影響を受けるのではないか、こういう審議が続いているわけですが、きょうは私は、あえて、本来のテーマとは外れるものの、同じような構図で、我が国の工業化の影響を受けている漁業について少しお話をさせていただきたいと思います。

○佐藤(一)政府参考人 お答えいたします。

全国でアサリの漁獲量が減少している原因でございますが、幾つかあるわけでございますが、一つは、埋め立て、干拓、あるいは護岸工事などによるアサリの生息地の喪失といったこと。また、二つ目といたしましては、底質の泥化、要するに泥になつてしまつといった泥化、あるいは貧酸素化によるアサリの生息地の喪失といったこと。また、三つ目といたしましては、ナルトビエ工あるいはツメタガイなどによる食害といったものが考えられるところでございます。

また、先生の御地元の愛知県でございますが、愛知県の水産試験場の情報によりますれば、最近の愛知県におけるアサリ漁獲量の減少の原因とい

たしましては、台風やあるいは冬の季節風による

波浪の影響によりまして、地先の稚貝の定着、生

残個体数が減少している、あるいは、ヒトデ、ツ

メタガイ等の食害の影響などが考えられる、この

ような報告を受けているところでございます。

○重徳委員 そして、さらに言うと、近年ではウミグモですね、カイヤドリウミグモ、この点、今

長官は言及されなかつたと思つてゐるが、これが非常に大きなアサリに対する影響を与えてゐると言われております。

私は地元ですからいろいろの方の声を聞くわけなんですが、本当に、若い漁師さんも、仕事がなくなつちやつているものですから、アルバイトをしたり、廃業、転職、こういったことを余儀なくされているという状況であります。それから、ゴールデンウイーク中も、例年ですと大変多くの人が潮干狩りに来てにぎわっている地域でありますけれども、これは本当に見えないという状況でありますし、地元経済にも大変な影響を与えるものなんですね。さらに不運なことに、ごく一部の地域で行われる予定だった潮干狩りの地域でも貝毒が発生をして、これが急遽中止に追い込まれる。大変厳しい状況に拍車をかけているということです。

何としても資源回復をさせなければならないと思っているわけなんですねけれども、今長官が言われたさまざまな要因、そしてカイヤドリウミグモの駆除を含め、大臣の決意を述べていただきたいと思います。

○山本(有)国務大臣 私の住んでいる地域もアサリが全くとれなくなりまして、非常に困っています。アサリ漁獲量の減少を踏まえまして、農林水産省が中心となつて、独立行政法人水産総合研究所、都道府県の水産試験場等をメンバーとして、平成十五年にアサリ全国協議会を立ち上げ、地域ブロックごとにアサリ漁業の現状に関する情報交換をまず行つておるところでございます。そして、具体的には、アサリ稚貝の流出や食害防止のための網かけ等による着底稚貝の保護、育成、移植放流等の実証事業の推進、次にアサリの生育の場として重要な役割を担つておる干潟の整備に対する支援、アサリの生育を阻害するカイヤドリウミグモの除去などの取り組みを支援しているところでございます。

今後とも、資源量回復に向けまして、国、県、

研究機関が緊密に連携しつつ、これらの事業をさらに進めてまいりたいというように考えるところでございます。

○重徳委員 干涸という生息の場、これを保全あるいは回復、復旧させていくという言葉もあります。

きょうのテーマとしてそういうことの重要性ももちろん欠かせないわけであります。一つ、ゴールデンウイーク中も、例年ですと大変多くの人が潮干狩りに来てにぎわっている地域でありますけれども、これは本当に見えないという状況でありますし、地元経済にも大変な影響を与えるものなんですね。さらに不運なことに、ごく一部の地域で行われる予定だった潮干狩りの地域でも貝毒が発生をして、これが急遽中止に追い込まれる。大変厳しい状況に拍車をかけているということです。

その前に、一つ、今アサリの被害のことを申し上げましたけれども、最近は全国でも似たような状況かもしませんが、伊勢湾とか三河湾の状況を聞くと、イカナゴとかノリの不漁、減産ということもあります。これはどうなんでしょうか。この要因をどう分析されておられるんでしょうか。

○佐藤(一)政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘ございました伊勢湾あるいは三河湾におけるイカナゴでございますが、これにつきまして、毎年、愛知県と三重県が一月、二月に稚魚の発生量を調査しておるところでございます。これが、平成二十八年そして二十九年におきまして、稚魚がほとんど確認できなかつたということから、両県の漁業者の協議会におきまして禁漁を決定したということを承知しておるところでございまます。

この不漁の原因でございますが、国立研究開発法人水産研究・教育機構によりますれば、イカナゴにつきましては、夏に砂に潜り、夏に眠るといふことで夏眠と呼びますが、夏眠を行う習性がございます。では、前年の夏の高水温、二十五度C以上というようなことによりまして、夏眠中のイカナゴの多くが死滅したということが考えられるところでございます。

また、ノリにつきましては二つほどあります。

つまり、その規制がちょっとおかしいのであれば、もう少しそこのコントロールを、海域によつて、あるいは季節、時期によつて変えていくとか、そういう見直しが必要なのではないか、こういった声があるのですが、この点、大臣、いかが受けとめておられるでしょうか。

○山本(有)国務大臣 栄養塩の減少対策でございまが、この栄養塩の重要性に着目いたしましたが、この方向に沿つて、アサリなどの二枚貝を含めた栄養塩対策をこれから取り組んでいこうというようになります。

○重徳委員 つまり、ここ数年で対策を講じつて、本年四月に閣議決定されました水産基盤と漁業資源、特にノリとの関係につきまして調査を今進めてきたところでございます。

そして、本年四月に閣議決定されました水産基盤と漁業資源、特にノリとの関係につきまして、栄養塩と漁場生産力の関係の科学的調査の実施、また、海域の漁業・養殖業の状況を踏まえた適切な栄養塩の管理に関する検討、こうしたことをするという政府のとるべき方向性を示しましたところでございまして、農林水産省といたしましては、この方向に沿つて、アサリなどの二枚貝を含めた栄養塩対策をこれから取り組んでいこうというようになります。

○重徳委員 つまり、ここ数年で対策を講じつて、本年四月に閣議決定されました水産基盤と漁業資源、特にノリとの関係につきまして調査を今進めてきたところでございます。

それからもう一つは、そのように流入負荷を削減するということによつて、今言つた燐や窒素といった栄養塩類が減るわけで、そうすると植物プランクトンの餌が減る、つまり植物プランクトンが減るということが起こつてゐるんじゃないのかといふような指摘があるわけであります。

ですから、これは、私なんかは本当に、私自身こそ素人なのでわからない部分が多いんですけれども、そもそも、こういった流入負荷の規制をするのが、水質総量の規制をするといつたことによつて海に流れ込む栄養塩類の量に影響が出るわけです。が、これと漁業生産との関係というのは一体どうなんだというところをいま一度この場ではつきりさせていただけないかというふうに思つわけであります。

○早水政府参考人 お答えいたします。

水質総量削減制度でございますが、東京湾や伊勢湾などの、人口及び産業が集中し、通常の排水濁防止法に基づいて環境省が所管しているんですね。環境省の規制なんです。環境省としては、水質総量規制はどういう目的でやつておるんでしょうか。

において、工場、事業場のみならず、生活排水等

も含めた全ての汚濁発生源からの汚濁負荷量を総合的、計画的に削減するということで水質の改善

を図ることを目的としたものでございます。

○重徳委員 そして、その目的に沿つて水質総量規制をやっているわけですが、その効果はどんなものでしようか。

○早水政府参考人 お答えいたします。

水質総量削減につきましては、東京湾、それから伊勢湾及び瀬戸内海を対象に、昭和五十四年から五年ごと七次にわたりまして、国が定める総量削減基本方針及び関係都府県が定める総量削減計画に基づき実施をしておりまして、着実に対象海域に流入する汚濁負荷量を削減してきました。

それで、一次から四次までは有機物の指標であるCODのみを対象としておりましたけれども、赤潮、貧酸素水塊といった富栄養化に伴う問題に対応するために、第五次からは栄養塩類である窒素、燐も対象に追加したなどございました。

その効果でございますが、水域によって異なりますけれども、例え三河湾を含む伊勢湾で見ますと、まず汚濁負荷量につきましては、直近のデータがあります平成二十六年度と比較しますと、CODでは、総量削減制度を導入した昭和五十四年度と比べて平成二十六年度までに五四%、それから窒素では、同様に総量削減制度を導入した平成十一年度と比べて二三%、燐では四六%、削減されてまいりました。

また、環境基準の達成率でござりますけれども、CODにつきましてはおおむね横ばいではありますけれども、窒素、燐については改善しているということでございます。

○重徳委員 そこでお尋ねしますが、農水省、水産省としては、この栄養塩と言われる窒素、燐の状況と漁業資源との関係というのは調査をやります、やっているところですということなんですが、環境省としては、漁業資源という言い方よりは自然保護の観点からこの関係をどう捉えておら

れるんでしょうか。

○早水政府参考人 お答えいたします。

なかなか難しい問題でございまして、先ほど申上げましたように、富栄養化ということでいいますと、栄養塩類である窒素、燐が増加すると富

栄養化します。プランクトンが増殖して水質が悪化します。これによって、赤潮が発生したり、漁業被害が生じたり、また、夏場を中心底層、底の方の水が貧酸素化して貧酸素水塊が発生する、

底質の悪化を招くなどしております。これが、要するに、植物プランクトンが大量に増殖して、下に沈んで堆積すると、分解して酸素が減るので貧酸素水塊が発生して、これが漁業被害につながるということです。

このため、貧酸素水塊が発生しているような海域では、流入負荷の削減が対策の一つかないかというふうに考えられるわけでございます。

また一方、御指摘のように、栄養塩類が規制で低下したなどといふことで、漁業生産の低下につながっているという指摘もなされているのは承知しておりますけれども、例えば伊勢湾で、

燐酸態燐などの栄養塩類が低下することと漁業生産量との間に明確な関連性というのまだ確認されておらないので、やはり、先ほど水産庁さんからお話をありましたけれども、農林水産省さんからもお話をありますけれども、科学的知見の蓄積が必要と認識をしております。

また、この栄養塩類が増加すると、今度、赤潮が増加して、あるいは貧酸素水塊が発生することにつながるというおそれがありますので、そのあたりは慎重に対応を検討しなきゃいけないというふうに考えております。

また、水産資源に影響を及ぼす要因として、ほかに、やはり藻場、干潟が減少するとか、あるいは、先ほども指摘がありました、気候変動に伴つて水温が上昇しているとか、あるいは水産資源の

管理方法とか、こういったほかの要因も指摘されておりますので、こういったものも含めた解析も必要ではないかと考えております。

○重徳委員 わかりました。

ところで、兵庫県の播磨灘、瀬戸内の海ということになるんでしょうか、ここで下水道の管理運転というものが現に行われているという話がござります。

これは国交省所管だと思うんですけれども、漁業者とか自治体の水産関連部門の要望を踏まえ、また、そういうものが現に行われているという話がござります。

これは、業者への影響ということは今後見ていかなきやいと思います。

なにか難しい問題でございまして、先ほど申し上げましたように、富栄養化ということでいいますと、栄養塩類である窒素、燐が増加すると富

栄養化します。これによって、赤潮が発生したり、漁業被害が生じたり、また、夏場を中心底層、底の方の水が貧酸素化して貧酸素水塊が発生する、

底質の悪化を招くなどしてあります。これが、要するに、植物プランクトンが大量に増殖して、下に沈んで堆積すると、分解して酸素が減るので貧酸素水塊が発生して、これが漁業被害につながる

ことになります。これによって、赤潮が発生したり、漁業被害が生じたり、また、夏場を中心底層、底の方の水が貧酸素化して貧酸素水塊が発生する、

たとのことでございます。

○重徳委員 そういうデータがあるということですね。

まだ始めたばかりの取り組みだから、実際の漁業資源への影響というのは今後見ていかなきやいなかないということですかね、そういうことです。

何かあれば、業者への影響があれば、業者への影響といふことですね。何かあれば、業者への影響といふことですね。

これは、漁業者の皆さんは、本当に、実際はどうなんだろうということを皆さんいろいろとお聞きおられますので、ぜひしっかりと解明していただきたいと思います。

ところで、これはどここの湾でもそうなんでしょうね、三河湾は、アサリの話は先ほどしましたが、ほかにも底生生物というんですか、底の方に住んでいる魚ですね、カレイとかクルマエビとか、メバル、アイナメに至るまで、どうも、漁業者の直観的な感覚も含めての話だと思いますが、やはり減少しているというんですね。

そこで、最近、資料の二にある、環境省が新たな基準を設定されたということでございます。

底層溶存酸素量の環境基準を去年の三月に設定されたということですが、この趣旨、そして検討に当たっては、環境省のもので、水産庁とは十分連携をとりながら検討されたなんでしょうか。

その結果はどうなんでしょうか。もしわかることがあれば、教えてください。

○佐藤(一)政府参考人 お答えいたします。

平成二十八年度の兵庫県立農林水産技術総合センターの報告によりますると、明石市二見浄化センターの下水処理水を冬季に管理運転し、処理水

中の栄養塩濃度を上昇させたところ、沿岸部のノリ養殖場におきましても栄養塩の上昇が確認され

たとのことでございます。

閉鎖性水域における水質改善はいままだ十分ではなく、水域によっては貧酸素水塊の発生などによりまして水生生物の生息や水利用などに障害が生じている状況にありますことから、底層溶存酸

素量、底の方の水にどれだけ酸素が溶けているか

ということですけれども、これに着目いたしましたで、環境基準への追加を検討してきたところでございます。

その結果、水域の底層に生息する魚介類などの水生生物やその餌生物が生存して、また再生産が適切に行われるような場を保全、再生するということを目的として、平成二十八年三月にこの底層溶存酸素量を環境基準に設定したということです。

この設定に当たりましては、その検討過程におきまして、水産庁さんともよく相談をさせていただくとともに、環境基準について検討いただく中、環境審議会の専門委員会に國立研究開発法人水産研究・教育機構の研究者の方にも委員として御参画をいただきました。

また、この環境基準は、健全すべき水生生物の、きょうの表にもありますように、貧酸素への耐性などに応じて三段階の基準値がありまして、今後、東京湾などから順次、どの範囲の水域にどの基準値を適用するかというのを定める類型指定という作業を行なう予定でございまして、その際には、地域における水産関係者や水産の専門家からも御意見をいただきながら検討を進めていかたいと考えております。

○重徳委員 そろそろ時間ですが、最後にお尋ねしたいんですが、今の環境省の定めた底層溶存酸素量、この基準の適用、今後のことであるという話ではございますが、今後どういう方向で取り組んでいかれるのでしょうか。

要するに、きょうの話のテーマで、さらに厳しく規制をしていくという方向にならざるを得ないようなふうに受けとめられるんですが、そういう方向なんでしょうか。そして、それで本当にいいんでしようか。これから調査をいろいろとやらねばならないかという私の意見も踏まえて御答弁いただけます。

○早水政府参考人 お答えいたします。

この答申をおきました、さまざまなもの対策を総合的に進めることによりまして、底層溶存酸素量の改善に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。また、並行して科学的知見の充実にも努めさせていただいときたいと思っております。

○重徳委員 わかりました。ありがとうございます。

この答申を踏まえまして、さまざまな対策を総合的に進めることによりまして、底層溶存酸素量の改善に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。また、並行して科学的知見の充実にも努めさせていただいときたいと思っております。

その上で、農工となると、私たち、歴史のときには、江戸時代は、士農工商、こういう言葉があつて、そして、もちろん士は侍で、農、工、商と。これ、江戸時代にすごいなどと思うのは、第一次産業、第二次産業、第三次産業まできちんと農、工、商という形で据えて、そして農村といふものが一つの閉じた空間あるいは地域として物事が捉えられていた、そういう意味での士農工商だったろうと思うわけです。

この国において侍がどんどん減つていっておりけれども、冒頭申し上げましたように、やはり、日本の産業構造の変化に伴つて、農業のみならず、漁業も大変な影響を受けてきております。漁業資源の回復という観点も、この委員会の委員の皆様なら重々そこは御承知だと思いますが、漁業もぜひ気にかけながら、日本の農林水産業を発展させていかなければと思つております。どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○北村委員長 次に、吉田豊史君。

○吉田(農)委員 日本維新の会、前振りの吉田でございます。きょうもよろしくお願ひいたします。

毎日毎日出てきまして、本当に申しわけないなという気持ちはあります、頑張りますので、よろしくお願ひいたします。

きょうは法案審議ということで、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案といふ、常設法は長いなと思いながらですけれども、法案が出てたときは、大抵の場合略称といふのがつくんですね。それで、例えば特土法とかになりまことにありますと、特殊土壤さまざまと長い名前が特土法と略

される。今回のものは農工法といふに略すと、いうふうに、通称がそうなるんだろうと思います。それで、農工法と書いてありますが、法案は工業等と、等が入つておりますが、等が私は実は重要な部分ではないかな、こういうふうに感じるわけです。

その上で、農工となると、私たち、歴史のときには、地域コミュニティ機能の維持等にも影響が見られるようになつてきております。そうした中で農村を振興するためには、農村地域でのさまざま農業者や地域住民の方々がその地域で住み続ければれるように、まずは農業を魅力ある産業にしていく、あわせて農業以外の選択肢をきちんと用意する、こうしたことによって就業機会の一層の創出と所得の確保を図ることが課題となつているというふうに認識をしております。

ただ、産業構造が変化する中で、全就業者に占める工業等のウエートが低下しているところだと思います。したがいまして、農村地域の就業機会をお伝えすることだとしまして、農、工、そして商につながっていく、この部分をこの法案で私は確認していくと思います。

法案につきましては、まず、この法案自身、昭和四十六年ということですから本当にもうすぐ五十年近くになるという長い歴史を持つ法案、これがブランクアップされていく必要性はあるということが大前提だと思つわけですけれども、農村地域において就業の機会ですか雇用創出ですか、それから地域の安定性雇用の問題、さまざま問題を今どう捉えているのかということを概論として確認させていただきたいと思います。

○佐藤(速)政府参考人 高度成長期でございまして、昭和四十六年当時でございますが、国土の均衡ある発展の観点から、太平洋ベルト地帯以外の地域への工業再配置の政策が講じられておりました。一方で、農業、農村サイドにおきましては経営規模の拡大などの農業の構造改善を図る必要がございました。

こうしたことから、工業を農村地域に導入する

ことによりまして、農業従事者など農村地域の地

元住民の方々の雇用を創出いたしまして、これと相まって農業構造改善を促進するための措置を講ずることによりまして、農業と工業との均衡ある発展を図る、こういったことを目的として農工法が制定されたところでございます。

これに対しまして、今日、農村におきましては、地域コミュニティ機能の維持等にも影響がございました。それは、農村地域でのさまざま農業者や地域住民の方々がその地域で住み続ければれるように、まずは農業を魅力ある産業にしていく、あわせて農業以外の選択肢をきちんと用意する、こうしたことによって就業機会の一層の創出と所得の確保を図ることが課題となつているというふうに認識をしております。

ただ、産業構造が変化する中で、全就業者に占める工業等のウエートが低下しているところで

ございます。

したがいまして、農村地域の就業機会をお伝えすることだとしまして、農、工、そして商につながっていく、この部分をこの法案で私は確認していくと思います。

ただ、産業構造が変化する中で、全就業者に占める工業等のウエートが低下しているところで

ございます。

したがいまして、農村地域の就業機会をお

伝えすることだとしまして、農、工、そして商

につながっていく、この部分をこの法案で

私は確認していくと思います。

ただ、産業構造が変化する中で、全就業者に占める工業等のウエートが低下しているところで

ございます。

したがいまして、農村地域の就業機会をお

伝えることだとしまして、農、工、そして商

につながっていく、この部分をこの法案で

いますし、また、それプラス兼業農家率も日本一なんですね。そんなことからすると、農村地域の工業等導入促進法、これの恩恵あるいはその形を一番受けたのが今の富山県の農業の姿かな、そういう気持ちも持っているんです。ですけれども、私自身が思っている農村という姿がこの法案の中ではど真ん中にあるわけでもないでしようし、改めて、農村というものはどういうイメージで捉えていらっしゃるのか、それを確認させていただいてよろしいですか。

○佐藤(速)政府参考人 この法律の農村地域の定義でございますけれども、農振地域、それと山村振興法に基づく振興山村、それと過疎法に基づく過疎地域、こういったところを農村地域といいます。

ただし、三大都市圏ですか人口二十万以上の中市、こういったところは農村のイメージからはちょっと離れますので除外をしておりますが、そういった地域を農村地域といふことで定義をして、この法律に盛り込まれたさまざまな仕組みを適用する、こういうことにしております。

○吉田(農)委員 今ほどの説明は、私も確かにそのおりだと思うわけです。そうすると、最初に私が振りの方で申し上げました江戸時代の士農工商じゃないけれども、江戸時代にあったようなそういう農村の姿、イメージですけれども、そういうような、それを新しい、今にふさわしいものとして農村地域といふものの組み立てるためのこの法案は一助になる、そういう位置づけなのか。それとも、三大工業地帯を除くのは当たり前のことなんですかね、そうではない、例えば富山も中核市ですかね、実際のところ、工業ももちろん、それからさまざまなかつと囲われているのかどうか、それについてはどうなお考えでしようか。

私は自身が思っている農村という姿がこの法案の中ではど真ん中にあるわけでもないでしようし、改めて、農村というものはどういうイメージで捉えていらっしゃるのか、それを確認させていただいてよろしいですか。

○佐藤(速)政府参考人 この法律の農工法の仕組みといふと、どこの農業を導入するか、どのような区域を設定して導入するか、そういうものを基礎としているらしいやうな気がこの法案の中ではあります。

そういう意味では、市町村がそれぞれの置かれた状況に応じまして導入する産業、それと相まって講ずる農業構造の改善のための措置、こういったものを講じていくことにならうかと考えております。

○吉田(農)委員 そういう位置づけの上で、農村ということを考えたときに、農村のイメージは地方創生の中での位置づけということになつていいと承知をしております。

○吉田(農)委員 そうすると、本当にこの地方創生というイメージ自身がいかに重要なもので、それをどう共有するかということの難しさと、こうも話は進むんだろうと思ひますけれども、今の局長とのやりとりさせていただいた中でも、やはり私は、市町村に最終的には具体的な行動については委ねていくということのお話の重要なと、それから地方創生という話、あるいは地域において農村をどう捉え直してどう位置づけていくのかということ、これはやはりもつともと意識として共有していくための努力というのが必要だらうというふうに考えるところなんです。

それで、改めてこの法案について少し具体的に入つてきたいと思いますけれども、この本法案の対象業種については見直しをする、工業五業種の縛りを外すということなんですが、これについて、私は今、前段、幾つかの考え方をお伝えさせていただいたと思っていますけれども、それとかわらず、対象を見直すというこの狙いを確認したいんですが、大臣にお聞きしたいと思います。

○山本(有)国務大臣 対象業種の見直しの狙いでございますが、工業等五業種に現在限定されていますが、工業等五業種の見直しの狙いでございますが、工業等五業種に現在限定されています。産業構造が変化し、全就業者に占める工業等の就業者のウエートが随分低下傾向にござります。農村地域に就業機会を確保するためには、まさに地方創生に資するものであるというふうに考えてございます。

○佐藤(速)政府参考人 平成二十七年三月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画というものがござります。この中で、「食品製造業など農業関連産業の農村への導入等を通じて、農村における雇用と所得の創出を促進するための環境整備を図る」と書いてございまして、委員御指摘のような記述がございます。

ただ、私ども、この記述、農業関連産業に限る

産業、「生涯活躍のまち」関連産業など農村地域に賦存する豊かな地域資源を活用した農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる産業を広く同法の立地ニーズが高いと見込まれる産業を導入するか、どのような区画を設定して導入するか、そういう趣旨ではなくて、農業関連産業以外の産業の立地導入を否定するという趣旨ではないと思つております。

現に、先ほど御紹介いたしました、まち・ひと・しごと創生関係でございますが、一昨年、平成二十九年五月十一日

これらを踏まえまして、木材バイオマス発電、イトオフィス、ICT関連産業、バイオマス関連など地域資源を生かした地域内発型の産業、あるいは福祉、介護サービスなどの立地ニーズの高い業種、これらの立地、導人が可能なように、今般、対象業種の限定を廃止するというよう至つたところでございます。

○吉田(農)委員 そして、具体的に、農業と工業、そしてそれ等、プラスですね。それから、プラスということは第三次産業以降も加えて対象にと位置づけているところでございまして、まさに地方創生の中での位置づけということになつていいと承知をしております。

○吉田(農)委員 そうすると、それは全て、農村という一つの地域にこれをどう新しいものを導入していくかという考え方だと思いますが、新しい業種、産業を導入していくときに、もともとの農村というのは農業がベースになつていて、農林水産業という一次産業がベースになつていて、それはもちろん、自然に、土地であり、それから川であり海であり、林であり森であり、そこに根づいているところから始まるという、プラス何を持つてくるかという話だと思います。

ここに農業に関連性のあるものを工等で持つてゐるのか、それとも持つてくるものが全く農業に関連がないのかということ、これは私、大きな話だらうと思います。それは、地域としての一体性、それから新しいあるべき農村の姿、これを考えたときに、まず、関連性のない産業の導入の可

成二十七年十二月に閣議決定されました、まち・ひと・しごと創生総合戦略、ここにおきましては、「農村地域への農業関連産業等の導入促進により、地方における就業機会を拡大する必要がある。」とされておりまして、農業関連産業のみならず、その他の産業も含めて広く農村地域に就業の機会を拡大する必要があるというふうにされております。

この農村地域の就業の場としては、委員御指摘の農業関連産業への期待が大きいということは確かでございます。ただ、それに限らず、就業の場の確保につながる産業の選択肢を広げることも必要ではないかと考えておりますし、例えば福祉、介護サービスといった立地ニーズの高い業種などの立地、導入を可能とする必要もあるのではないか、かのように考えてございます。

○吉田(農)委員 何といいますか、最後のところでおきました福祉ですよね、福祉関係のことです。これは別に農村に必要なものかというと、当然、今のこれから農村には必要なものだろう、こう思うわけです。ですから、関連がある、関連がないというそのところをまずどう捉えるかということ、それから、例えば福祉、介護のサービス一つとっても、新しい農村にふさわしい介護の姿というのはこういうものだと思うということをやはりイメージを持たないと、実際に市町村にそれを今度やつてくださいという話になつたときに、あれもいい、これもいい、関連がないけれどもしようがない、これも出てきたからいい、こんな話は私はだめだと思うんです。

やはり、きつちど、どういう姿に使われるものが望ましいということがあつた上で、それは農林水産省として僕はあるべきだと思うんですね。それ以外に、プラスアルファ、まちづくりの問題ですとか地域の活性化の問題、それは地方創生の問題にも当然かかわってきますから、いろいろな観点から、この分野についてもこういう形であれば望ましいし、こういうふうで進めるということが本来のプログラムの狙いだということは、やはり

私は農水省としてきちっと表に出していただく、この重要性を感じるんです。

引き続いて、私はここで、やはり実際の農業の、関連しているというものをよりそこに、実際に、関連していないものが来る可能性があるのもそれはわかりますけれども、それよりは、そういうわけではありませんが来る可能性があるのもうやなくて、関連している人たちが来たいなと思わせるプログラムだというためにはどのようなことを考えなくてはいけないか、それをお聞きしたいと思います。

○佐藤(速)政府参考人 農村全体の雇用の確保、所得の向上を促進する上で、委員御指摘の、地域の農林水産業を核としたような取り組み、六次産業化の取り組みですとか農商工連携の取り組み、こういったものの推進は極めて重要なというふうに認識しております。

今般の農工法の改正によりまして、工業等五業種の限定を廃止いたしまして、農林水産物などの地域資源を活用したさまざまな産業、例えば農産加工施設等とか農産物販売施設、農家レストラン、農泊施設等々の立地、導入もできるようになりたいというふうに考えているところでございまます。

○吉田(農)委員 法案で言うところの農業関連産業、農業に関連がある産業、それが工であり商であり六次産業につながるものである、それはそのとおりなんですか、これをやはりもう少し明確に示すということ、具体的にはこういうことなんじやないかなと思いますということの例はひとつと出していくことが、この法案によつていろいろな行動を行つていく方々にとっては、ああ、こういうイメージなんだ、それはこの法案等の導入を促進する理由はここにあるんだ、こういう絵面が求められているんだ、そうすると、私たちの一人一人の思うプランが、ああ、これは合致するなどとそうではないな、そういう判断もよりできるようになると私は思うわけです。

○井上(政府参考人) お答え申し上げます。委員御指摘のように、農山漁村の所得を向上させ、雇用を創出していくためには、市場を意識して、消費者の需要に応じて農林水産物を生産、加工、販売していく、その際、マーケットインの発想に立つて、必要な場合には商業や工業と連携をしていくといったような六次産業化の取り組みが重要と考えております。

このため、農林水産省におきましては、六次産業化ネットワーク活動交付金によりまして、新商品の開発、販路開拓といったソフト面の支援とともに、加工販売施設等の整備といったハード面の支援も行つてきているところでございます。

ここで具体的に、農業関連の産業導入、これは具体的な例ということでございますけれども、

やはり、局長おつしやいましたけれども、六次産業化という言葉の中には、私は、バリューチェーン、いろいろなものをつけっていく、このことの重要性というのは、実際のこれを使われる方々あるいは農村の方々にとつて理解していただくといふことは本当に重要なことです。具体的には、バリューチェーンというものをこの法案の中ではどう捉えるべきかということをお聞きしたいと思います。

○佐藤(速)政府参考人 この六次産業の取り組み、それによるバリューチェーンにつきましては、委員の御指摘も踏まえまして、この法律が成立して、改正法案が通った暁には、しっかりと趣旨を各地域に浸透するように努めてまいりたいとふうに認識しております。

○吉田(農)委員 そして、これを実際浸透していくためには、しつこいですけれども、具体的にやはりイメージできるということが私は大事だらうと思うわけです。

ですから、今、バリューチェーンについてできている例があるのかどうか、あるいは、具体的にそういう例を示すことによってよりインセンティブを出していく可能性、こういうことについてどのように把握されているか、お聞きしたいと思います。

○井上(政府参考人) お答え申し上げます。

委員御指摘のように、農山漁村の所得を向上させ、雇用を創出していくためには、市場を意識して、消費者の需要に応じて農林水産物を生産、加工、販売していく、その際、マーケットインの発想に立つて、必要な場合には商業や工業と連携をしていくといったような六次産業化の取り組みが重要と考えております。

このたま、農林水産省におきましては、六次産業化ネットワーク活動交付金によりまして、新商品の開発、販路開拓といったソフト面の支援とともに、加工販売施設等の整備といったハード面の

やはり、局長おつしやいましたけれども、六次産業化という言葉の中には、私は、バリューチェーン、いろいろなものをつけていく、このことの重要性というのは、実際のこれを使われる方々あるいは農村の方々にとつて理解していただくといふことは本当に重要なことです。具体的には、バリューチェーンというものはも含めながら、マーケットインの発想に立つた、またバリューチェーンを見据えた六次産業化の取り組みについて積極的に支援、また普及を図つてまいりたいと考えております。

○吉田(農)委員 今ほど富山の地元の例をお出しいただいて大変恐縮ですけれども、実はこれは、皆さんからするとそんなにすばらしい例には、聞こえたかどうかわかりませんが、先ほど私が申し上げましたように、富山というのをもう本当に米一筋という米しかないところで、それで私は県議会議員におきましたけれども、そのときには地産地消という言葉がいつときはやりました。それで、地元の野菜を食べて、地元のものでという話をしたときに、富山は米しかないんですね。そうすると、カレーライスをつくるうと思つてもダメな気がもなかつたという、そういうのが富山の農業の昔の現状、いつときの現状だったと思うわけです。

ですから、そこからすると、そういう極北にある富山の農業だったのが、今こうやって御紹介いただいたように、今のさまざまな取り組みによつて、新しい、最先端の、日本の中でも進む挑戦をしているというのは非常に本当にありがたいことだな、こんなふうにも思います。

それで、プラスアルファは、農と食、それから観光とか宿泊のことも含めて、いつも言つておる話ですけれども、こういうあるべき農村のイメー

ジの姿の中でも、より本当に特化されたものという、こういうことは一つの、イメージづくりについて、やはりリーディングの例として重要なだらうと思うわけですね。

そういうことで、この方向性をぜひ私は、農林水産省側の方からプログラムをつくって、先ほども申し上げましたけれども、最初から例外のことについても言及されるよりは、やはりこれの本来の使い方はこういうふうにあってほしいんだということの方向性を出していただきたいと思います。

○佐藤(速)政府参考人 ただいま委員御指摘の、農と食と観光と泊をつなげる、そういう取り組みでございますけれども、農山漁村において、古民家ですとか地域の伝統食、こういった地域に眠る資源を観光コンテンツとして磨き上げて、インバウンドを含む観光客を農山漁村に呼び込む、滞在していただすことによって地域の活性化につながる、非常に有意義なものだと思っております。

例えば、兵庫県篠山市の中山間集落の丸山集落というところでは、古民家を宿泊施設やレストランとして活用して、地元産の野菜ですとかジビエといった食材を使用した食事の提供などによりまして宿泊客を増加させますとともに、この宿泊事業をきっかけにした交流活動を活発化させることによりまして、地域の耕作放棄地が解消して、UTAーンですとかエターンも増加している、こういった事例がございます。

こういったような取り組みの横展開を図るといふことで、農林水産省では、二十九年度予算におきまして農泊推進対策五十億円を計上いたしまして、さまざまな支援、ソフト、ハード対策一的な重点支援することにしております。

こういった取り組みにおきましても、この農工法のスキームの活用といったことにつきまして、しっかりと各地域にPRをしてまいりたいというふうに考えてございます。

○吉田(農)委員 改めて私は確認したいなと思い

ますけれども、そういうこの法案の対象となる農村というものが、具体的には、本当に絵はがきにならうのようなイメージの農村であつたり、一方で、そこではなくて、ほとんど市街地に近いようないうのは今ほどおつしやつた流れでいいと思いますけれども、具体的に、市街地の近くにある農村、あるいはそこからアーバン、サバーバンと広がっていくわけですけれども、こういう中にあって、エリア、エリアごとの農村の姿というものに、私は、景観上、あるいは都市計画上、やはりきちんととした見ばえのよさというものは常に今の時代は追求してもらいたい、こういうふうに思うわけです。

その必要性というのは、例えば、よしんばですけれども、そういう一つの農村の地域の中に、農業には関連がないかもしれないけれども、この工場あるいは工業等、その業種が入ってくるとしたときに、それが箱物であつたならば、何か生産する工場だつたとしますよね。工場やあるいは施設だつたりする。こういうものが地域の景観になじむか、なじまないかということは、私は本当は一番大切な視点じゃないかな、こう思うわけです。

こういうことをきちっと誰が管理するのか、あるいは誰がそれを誘導していくのかということころ、これは私は、我が国の都市計画、あるいは地域の景観というものを考えたときです。

いろいろなものが出てくる可能性というのはいつも否定できないし、現実にそういう場所を幾つも見るわけです。でも、やはり今の時代にふさわしい地域の景観というのを考えたときに、どういったことが可能か、そこには農林水産省がリードするものであれば、そこについては最大限の配慮をしてもらいたい、こう思うわけですが、そのためには何が必要かということ、あるいはどのようなお考えかということを確認させていただきたいと思います。

○吉田(農)委員 改めて私は確認したいなと思います。

○佐藤(速)政府参考人 おつしやる景観ということも、農村地域への産業の導入に際しては考慮すべき一つの大きな要素だと思っております。

実際に、どのような産業を導入する、どういう仕方でどういった景観になるか、こういったもののが実施計画を策定する中で具体的な絵姿を描いていくということになろうかと思います。

そういった中で、我々の方といたしましても、市町村の取り組みをきちんと市町村みずから検証していただき、あわせて、市町村の実施計画に基づく取り組みを都道府県を通じて国の方もフォローアップしていくままで、農村への産業導入がしっかりと景観も含めて行われるようにそういったフォローをさせていただければ、そういったことを国策定する基本方針にも書き込んでまいりたいというふうに考えてございます。

○吉田(農)委員 今ほど局長から答弁いただいたとおりだと私は思いますし、大臣に最後、私はお聞きしたいと思うのですが、せっかく新しい法案というかこの法案をリフレッシュさせて、そして今の時代にふさわしい農村あるいは農風景というものをつくっていくということを考えたときに、それを実際に、当然、お金を渡して、さまざまなものを見つけていくことを誘導していくわけですから、それはわかりませんが、こういうふうな姿であつてほしいということを私は常にリードしていただきたい、こう思うわけです。

そういう意味で、農水省の役割というの是非常に、そこの部分が一番大切なことで、それが現実に、どういう町、どういう地域、どういう農村になつていくかという仕上がりに直結するわけです。

○北村委員長 これより討論に入ります。

○北村委員長 これにて本案に対する質疑は終りました。

○山本(有)国務大臣 この法案で、農産物の直売所など、地域資源を生かした地域内発型の産業の立地、導入、これを可能にするわけですが、今般の改正を受けて、国が定める基本方針に

おいで、これらの地域内発型の産業の創出に努めると、農村地域への産業の導入に際しては考慮するというようなことに誘導していきたいと思っております。

しかしながら、すぐれて、それは地域に根差しております。しかしも景観に根差した、若者が憧れる、そういう美しさとか魅力とかいうものを踏まえた形でやつていただきたいというように思つております。

モデルは、風車のあるオランダとか、あるいは軒高ハウスの中でやつておられるすぐれたレストランだとか、そういうようなものを見ながら、やがてそういうような地域にも負けないような日本農村になつていくということを目指していきたいというように思つております。

モデルは、風車のあるオランダとか、あるいは軒高ハウスの中でやつておられるすぐれたレストランだとか、そういうようなものを踏まえた形でやがてそういうような地域にも負けないような日本農村になつていくことを目指していきたいというふうに思つております。

○吉田(農)委員 大臣のおつしやるとおりだなと思いますし、また一方で、私が思いますのは、常に農家レストランだとかあるいは農産物をつくったところで売る場所とか、そういうことだけ全ての農村が成り立つかといつたら、もちろんそんなのは夢物語で、実際はそうではないというのが現実で、ようから、だから、なおさら私は、農村について、先ほどおつしやつたさまざま農業にかかるのない部分の産業や建物ができるところ、そういう施設をつくるときには例えば食事をより一層地域になじむようにするとか、いろいろな面での、どうなじませていくかという部分、これ的重要性をより高めていただき、そして推し進めていただきたい、このように思います。

終わります。

○重徳委員 私は、民進党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました農村地域工業等導

入促進法の一部を改正する法律案につきまして、反対の立場から討論いたします。

本改正案の趣旨や目的について、政府は、我が国の産業構造が変化する中、農工法の支援対象業種を拡大することによって、引き続き農村地域における就業の場を確保し、ひいては農業構造の改善、農村の維持発展を目指すのだと主張していま

す。確かに、農工法が制定された昭和四十年代においては、我が国の工業化が著しく発展する状況のもと、工業の地方分散政策が講じられる中で、農村地域が抱える過剰労働力を工業へ促すとともに、工業の導入を契機として農地保有の合理化を促進することにより、農業と工業の均衡ある発展を図るという大きな政策目的がありました。

しかしながら、今日においては、法制定当時と比較すると、企業は海外も含め立地場所を選ぶようになり、また、農村地域では高齢化、人口減少が進展するなど、農工法をめぐる状況は大きく変容してしまっております。農工法は、その歴史的使命を終えたものと言つても過言ではありません。

そのような状況の中、今回の法改正により、支援対象業種の枠を取り払い、その制限をなくすこと、なぜ農業構造の改善、農村の維持発展につながるのか、政府から合理的な説明はありませんでした。

政府は、農村地域において就業機会を創出していくことにより、農村地域に人を呼び込むことになるのだと説明しておりますが、人を呼び込むだけでは必ずしも農業の持続的発展につながるとは限りません。農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、農業分野以外の雇用機会を増大させることは、むしろ農業、農村の空洞化につながりかねません。

さらに、農工法に基づく土地利用調整については、農地転用許可の特例や農振法の農用地区域からの除外の特例が定められており、支援対象業種の枠を取り払うことによって、今まで以上に優良

農地の維持、確保に支障を来すおそれがあります。

食料自給率の低迷が続く中、我が国の農業は衰退の一途をたどつており、我が国の農地面積は、昭和三十六年には六百九万ヘクタールであったのに對し、転用、壊滅が進んだ結果、平成二十八年には四百四十七万ヘクタールまで落ち込んでおります。そのため、優良農地の確保は喫緊の課題であります。

にもかかわらず、本改正において農地転用等の規制の緩和を行うことは、目指すべき改革の方向性とは真逆を行っていると言わざるを得ません。これらの理由により、本改正案については、我が国の農業の持続的発展に資するどころか、その弊害となりかねないと断じられることから、反対すべきであると申し述べ、私の反対討論といたします。

ありがとうございました。(拍手)

○北村委員長 次に、斎藤和子君。

○斎藤和子委員 日本共産党を代表して、農村地

域工業等導入促進法の一部改正案に反対する討論を行います。

本改正案に反対する理由は、安倍政権が進める農業構造改革のもと、農地の集団化をさらに促進することを目的規定に盛り込むとともに、農村地域への導入対象業種指定を廃止することで、法の本来の目的である、農業と導入された産業の均衡ある発展が図られなくなるおそれがあるからです。

安倍政権は、日本再興戦略で、今後十年間で全農地面積の八割が担い手によって利用され、米の生産コストを四割削減することを目標にしています。

改正案は、政府が進める農業の構造改革に合わせることを明確にするため、目的に「農地の集団化その他」を加え、任意であった農業構造の改善に関する目標を義務規定に変えることで、都道府県の基本計画並びに市町村の実施計画に縛りをかけるものになっています。

また、改正案は、農村地域への導入促進の対象業種指定を廃止することで、農産物販売所等の小売業、農家レストラン等の参入が可能になりますが、一方で、農地転用の許可権限が大臣から地方自治体に委譲されていることで、安易な農地転用等が行われる危険性もあります。

本改正案の一方で、経済産業委員会で審議中の企業立地促進法の改正案では、優良農地の転用などを盛り込み、導入産業の支援まで呼びかけられています。この点からも、農業と産業の均衡する発展からかけ離れていくことになりかねません。そもそも、これまで農工法に基づいて整備されたものの企業立地が決定していない遊休工業用地が千四百三十三ヘクタールに上っています。全国で工場跡地が増加する中で、新たに企業誘致のために農地の転用を進める必要はありません。

農業を基幹産業に位置づける自治体にとっては、地域に根づく地域内発型産業の発展が願いであります、そのための努力も強まっています。今必要なことは、この努力を力強く応援することこそ、政府に求められていることです。

以上を申し上げ、反対討論とします。(拍手)

○北村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○北村委員長 これより採決に入ります。内閣提出、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○北村委員長 (賛成者起立) 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北村委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○北村委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後四時六分散会



平成二十九年六月二十二日印刷

平成二十九年六月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 國立印刷局